

令和 4 年

第 1 回定例輪之内町議会会議録

令和 4 年 3 月 3 日 開会
令和 4 年 3 月 18 日 閉会

輪之内町議会

第 1 回定例輪之内町議会会議録目次

3月3日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
欠員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
議案上程	3
町長施政方針、提案説明	3
議第1号(提案説明・質疑・討論・採決)	1 2
議第2号(提案説明・質疑・委員会付託)	1 6
議第3号(提案説明・質疑・委員会付託)	2 1
議第4号及び議第5号(提案説明・質疑・委員会付託)	2 3
議第6号(提案説明・質疑・委員会付託)	2 6
議第7号から議第9号まで(提案説明・質疑・委員会付託)	3 5
議第10号及び議第11号(提案説明・質疑・委員会付託)	4 0
議第12号(提案説明・質疑・討論・採決)	4 4
議第13号(提案説明・質疑・討論・採決)	4 6
議第14号(提案説明・質疑・討論・採決)	4 8
議第15号(提案説明・質疑・討論・採決)	5 1
議第16号(提案説明・質疑・討論・採決)	5 2
議第17号(提案説明・質疑・討論・採決)	5 4
議第18号(提案説明・質疑・討論・採決)	5 5
散会	5 7

3月8日

議事日程	5 9
本日の会議に付した事件	5 9

出席議員	59
欠席議員	59
欠員	59
説明のため出席した者	59
職務のため出席した事務局職員	59
開議	60
発議第1号(趣旨説明・採決)	60
散会	61

3月17日

議事日程	63
本日の会議に付した事件	63
出席議員	63
欠席議員	63
欠員	63
説明のため出席した者	63
職務のため出席した事務局職員	63
開議	64
一般質問	64
2番 林 日出雄議員	64
4番 浅野重行議員	70
6番 上野賢二議員	73
5番 浅野 進議員	81
1番 大橋慶裕議員	83
散会	91

3月18日

議事日程	93
本日の会議に付した事件	93
出席議員	93
欠席議員	94
欠員	94
説明のため出席した者	94
職務のため出席した事務局職員	94
開議	95

諸般の報告	9 5
議案上程	9 5
町長提案説明	9 5
議第 2 号から議第11号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）	9 6
議第19号（提案説明・質疑・討論・採決）	1 1 8
議第20号から議第23号まで（提案説明・質疑・討論・採決）	1 2 0
閉会	1 2 7
会議録署名議員	1 2 8

令和4年3月3日開会 第1回定例輪之内町議会

第1号会議録 第1日目

令和4年3月3日

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案上程
- 日程第5 町長施政方針、提案説明
- 日程第6 議第1号 輪之内町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第7 議第2号 令和3年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第8 議第3号 令和3年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議第4号 令和3年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議第5号 令和3年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議第6号 令和4年度輪之内町一般会計予算
- 日程第12 議第7号 令和4年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第13 議第8号 令和4年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第14 議第9号 令和4年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算
- 日程第15 議第10号 令和4年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 日程第16 議第11号 令和4年度輪之内町水道事業会計予算
- 日程第17 議第12号 輪之内町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議第13号 固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例について
- 日程第19 議第14号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議第15号 輪之内町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議第16号 輪之内町消防団条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議第17号 輪之内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議第18号 町道路線の認定について

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 から日程第23までの各事件

○出席議員（8名）

1番	大橋慶裕	2番	林日出雄
4番	浅野重行	5番	浅野進
6番	上野賢二	7番	高橋愛子
8番	小寺強	9番	田中政治

○欠席議員（なし）

○欠員（1名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	箕浦靖男
参事兼 総務課長兼 危機管理課長	荒川浩	会計管理者兼 税務課長兼 会計室長	田内満昭
調整監 (住民・福祉)兼 住民課長	中島良重	教育課長	野村みどり
福祉課長	伊藤早苗	経営戦略課長	菱田靖雄
建設課長	大橋勝弘	産業課長	松井和明
土地改良課長	松岡博樹		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	中島広美	議会事務局	西脇愛美
--------	------	-------	------

(午前9時00分 開会)

○議長（田中政治君）

ただいまの出席議員数は8名です。全員出席でありますので、令和4年第1回定例輪之内町議会第1日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（田中政治君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、輪之内町議会会議規則第125条の規定によって議長において、2番 林日出雄君、6番 上野賢二君を指名します。

○議長（田中政治君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から3月18日までの16日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

よって、この定例会の会期は本日から3月18日までの16日間と決定をいたしました。

○議長（田中政治君）

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2の規定によって監査委員から令和3年度11月分から1月分に関する出納検査結果報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（田中政治君）

日程第4、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりです。

○議長（田中政治君）

日程第5、町長施政方針、提案説明。

町長から、施政方針並びに本日の上程議案について議案説明を求めます。

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

おはようございます。

今年の冬は例年になく寒い日が続き、降雪を観測する日も多くありましたが、日ごとに暖かくなってまいりました。ようやく梅の花のつぼみも膨らみ始めて、春の本格的到来を感じる今日この頃となりました。議員各位には、ますます御健勝のこととお喜びを申し上げます。

さて、本日、ここに令和4年第1回輪之内町議会定例会を招集いたしましたところ、御多用の中、御参集いただき、誠に御苦労さまでございます。

それでは、本年最初の議会開会に当たり、新年度に向けての私の施政方針の一端を述べさせていただきます。

まず、1点目として新型コロナウイルス感染症対策でございます。

町民の皆さんの「またか」「いいかげんにしてくれ」「もう限界だ」という声を私自身聞いてきました。しかし、新型コロナという見えない敵は、想定以上に手ごわいことを改めて認識しなければなりません。

昨年、我が国は、ワクチン接種など国民一丸となった取組により、デルタ株を何とか抑え込むことができました。そこにすかさずオミクロン株が現れ、現在、感染爆発とも言うべき惨状を呈しております。ウイルス変異の怖さを改めて感じます。

さらに、現在では、新たなオミクロン株派生の変異株の市中感染が確認されたとの報道もあります。

御案内のように、新型コロナウイルス感染者の県内初確認から去る2月26日で丸2年が経過し、3年目に入っております。当初は、誰もがこのような長期間にわたる深刻な状況を予想し得なかったと思われまます。

当町の状況は、今年1月11日に62例目の感染者が確認されて以来、第6波の強い感染力の影響をもろに受けて、あっという間に感染が拡大し、3月2日現在、感染者数は221人に上っており、約50日間で159名増えました。

その間、1月19日には町独自の「非常事態宣言」の発令をさせていただきましたが、一向に改善されない状況から、その期間を3月11日まで延長したところであります。

私どもの感染対策の呼びかけに対しては、冒頭でも言及のとおり、もううんざりというのが大方の受け止めであろうと思います。

しかし、当町としては引き続き打てる手は全て打っていくということを念頭に、各種感染対策を適時的確に講じてまいります。

ウイルス感染症対策の切り札とも言われるワクチン接種についてであります。現在、3回目の接種を順調に行っております。今後においては、低年齢層に対しても希望者に接種できるよう準備を進めてまいります。

人類は、過去幾多の感染症に脅かされてきたものの、その都度乗り越えてきました。今回の災厄も英知を結集して、必ず克服できると確信をしております。

2点目は、安全・安心に資する防災体制のさらなる強化であります。

来る3月11日で、あの東日本大震災から11年となります。改めて犠牲となられた多くの方々の御冥福をお祈りし、被災された全ての方々に心からお見舞いを申し上げます。

震災の苛酷さ、悲惨さを教訓とし、さらにここ数年の相次ぐ水害や災害の激甚化の中で、災害発生時の対応について、いま一度認識を新たにしなければなりません。

それらに対応し、防災の要となる大型ハード事業として、平成25年から国土交通省木曾川上流河川事務所と共同で進めております防災拠点の整備についてであります。その敷地造成工事が完了を迎えようとしておりますので、4年度より町の工事を順次進めてまいります。この拠点整備により、災害時の安全・安心の実現を図ってまいります。

次に、3点目として急激な温暖化に伴う気候変動問題への対応であります。

全世界的に過度の効率性重視による市場経済の混乱、持続可能性への認識の欠如、富める国と富まざる国の環境格差など、いわゆる旧来型の資本主義の負の側面が凝縮し、地球的課題になっているのが気候変動問題であり、新しい資本主義の下で早急に克服すべき最大の課題でもあります。

我が国では、令和2年、衆参両院において党派を超えた賛成を得て「気候非常事態宣言」が可決されました。

そして、2030年、46%削減、2050年、カーボンニュートラルの目標実現に向け、単にエネルギー供給構造の変革だけでなく、産業構造、国民の暮らし、そして地域の在り方全般にわたり大変革に取り組むこととしております。

そこで、この国の取組に呼応すべく、当町もこの場を借りまして「輪之内町ゼロカーボンシティ宣言」をすることとしました。

その内容は、当町として緑あふれる自然の豊かさと住みやすさが共存できる町として、また誰もが安心して住むことができる環境を次世代に引き継ぎ、持続可能なまちづくりを実現するために、町民と事業者、行政が一体となって2050年までに脱炭素社会を目指すこととしたものであります。

その目的実現に向けて、私たち自身ができる取組もたくさんあります。町民の皆様、事業所の皆様に実践をお願いしたいことがあります。

具体的な取組として、再生可能エネルギー由来の電気を選ぶこと、環境に配慮したエコカーを導入することや、環境・健康に配慮した住宅の検討など「暮らし」の分野、また鉄道やバスの利用、自転車の使用、歩くことなど「移動」の分野、そして食べ残しをなくしたり、食材を上手に使って食品ロスをなくすなどの「食生活」の分野での心がけ、実践をお願いいたします。

町民の皆さんとともに、子や孫の世代のためにも、ともにこの困難な課題に取り組む

決意を表明するものであります。

次に、4点目としてデジタル社会への対応でございます。

国では、成長戦略の第1の柱としてデジタルを活用した地方の活性化を図るべく、「デジタル田園都市国家構想」を掲げております。

その実現のため、通信インフラの整備、規制・制度の見直し、デジタルサービスの実装を一体的に動かしていくとしております。具体的には、オンライン診療、G I G Aスクール、スマート農業などのデジタルサービスを活用できるよう、5 G、データセンターなどのインフラ整備計画を取りまとめるとしております。

また、併せてマイナンバーカードをデジタル社会の安全・安心のための「パスポート」とし、その利便性を改善させるとしております。

そうしたことを受けて、当町でも「行政手続のオンライン化」を実施し、住民の皆様が来庁せずに各種手続が可能となるよう、利便性の高い行政サービスを進めてまいります。特に17業務についてはシステムの標準化を図るとともに、31手続について、国・県と歩調を合わせながらデジタル化を進めてまいります。デジタルトランスフォーメーションの名にふさわしい施策展開をしてまいります。

その他、市内L G W A N系の無線化や、各防災センターのW i - F i整備を進めるとともに、各小・中学校に導入したタブレット端末を活用した学習がさらに成果が上がるよう、ソフトの充実に努めてまいります。

次に、5点目は、社会インフラ整備、企業誘致の具現化です。

現在、当町では、道路整備計画により、順次道路改良を進めております。その中でも、(仮称)新養老大橋の架橋は長年の悲願であり、主要地方道羽島・養老線に加え、養老町、海津市を通る2本目の東西軸を通すことで、当町の交通形態はもちろん、産業の流通形態も大きくさま変わりできると確信しております。声を大にして関係方面に理解を求めてまいります。

これまでも関係市町をはじめ、県とも協議を進めてまいりました。所要財源確保がネックになっておりますが、今後も実現に向けて都市計画道路の認定等、必要な事務手続を着実に進めてまいります。

また、企業誘致においては、楡俣北部区内で進めております8.1ヘクタールの用地については、造成工事も順調に進み、目に見える段階に来ております。今後は、一日も早い進出企業との協定締結を目指してまいります。

以上、5つの分野での今後の施政方針を示させていただきました。

さて、ここで海外に視点を移してみますと、2月4日から20日まで開催されました冬季北京オリンピックでは、日本は冬季オリンピックでは過去最多のメダルを獲得しました。金メダル3個、銀メダル6個、銅メダル9個の計18個でした。

岐阜県からは、フリースタイルスキー男子モーグルの堀島行真選手、スノーボード女

子ビッグエアの村瀬心椛選手、ノルディックスキー複合男子の永井秀昭選手が出場いたしました。御案内のように、堀島選手、村瀬選手、永井選手は、見事銅メダルに輝きました。

村瀬選手は、日本人女子の冬季オリンピック最年少のメダリストとなりました。

また、揖斐郡池田町出身の堀島選手の活躍は、当オリンピックでの日本人初のメダル獲得であったこともあり、注目度が相当高かったことは記憶に新しいところであります。といいますのも、今シーズンの堀島選手は、ワールドカップ全戦で表彰台に上がり、絶好調で、金メダルも狙えると期待を集める中で迎えた大会でした。相当なプレッシャーの中、それをはね返すタフなハートとハードな練習の積み重ねで勝ち取ったメダルでした。そして、彼の活躍が地元池田町では、町民へ感動を与えたことは御承知のとおりであります。

まさしくスポーツが与える感動と勇気は、万国共通であります。このように、世界で活躍できる人材育成や支援も私たち行政の大きな大切な仕事です。今後も、あらゆる局面で将来を見据えた施策を展開しなければならないことは論をまちません。

そんな北京オリンピックの興奮冷めやらぬ2月24日、衝撃的なニュースが世界を駆け巡りました。

ロシアのウクライナへの侵攻という、主権国家に対するあからさまな武力行使の始まりでした。国連の常任理事国による蛮行は、第二次世界大戦後に築かれた国際秩序の基盤を揺るがす事態となっております。国際法を無視し、軍事力を背景とした力の外交に頼る状況を現出しており、国際社会を混乱に陥れる暴挙であり、非難は免れません。

NATOの東方拡大は、ロシアの危機であり、ウクライナ国内のロシア系住民の保護が必要との主張は、主権国家に対する武力攻撃の正当事由足り得ないことは明白であります。

いろいろな歴史的経緯があるものの、独立国家であるウクライナに対しての軍事力を背景とした政権転覆の企ては、暴挙以外の何物でもありません。

周辺国と領土紛争、紛争はないというのが関係国の常套的な主張ではありますが、それらを抱える我が国としても無関心ではおれません。即時停戦、軍隊の撤収、損害賠償を要することについて、世界は声を大にしなければならないと考えます。

いま一度、「人命は地球よりも重い」事実を私たちは心に刻むべきであると思えます。一発の銃声が世界大戦に拡大する愚を何としても防がなければなりません。

以上、令和4年度の施政方針、現状認識の一端を申し述べさせていただきました。

今後とも、今までと同様、議会議員の皆様方の深い御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、本日提出させていただいております議案についての御説明をいたします。

提出議案の内訳は、人事案件1件、令和3年度補正予算4件、令和4年度予算6件、

条例関係6件、その他1件の合計18件でございます。

まず、令和4年度一般会計及び特別会計の当初予算について御説明し、その後、順次議事日程に沿う形で御説明をいたします。

予算上の各施策の概要については後ほど参事のほうから説明させますので、私からは新規主要施策を中心に説明をさせていただきます。

それでは、議第6号 令和4年度輪之内町一般会計予算について御説明をいたします。

まず、当町の財政状況についてですが、先ほどの施政方針でも述べましたとおり、歳入の根幹をなす町税については、新型コロナウイルス感染症前の水準までは回復しておりませんが、前年度当初予算比較では、全体で1億6,780万円の増を見込んでおります。

依然コロナ禍において税収は厳しい状況下ではありますが、新たな自主財源を確保し、国・県の施策に左右されない財政構造へシフトしていかなければなりません。

一方、歳出では、少子高齢化が進み、社会保障関係経費が年々増嵩傾向にあります。国は、高齢者の生活の質を確保するため、消費税率を引き上げ、その使用目的を社会福祉や社会保険、保健衛生の施策に限定して対応しておりますが、それ以上に財政負担が大きく、また委託費等の義務的経費についても年々肥大化している現状にあります。

さらには、道路や橋梁などのインフラ資産の整備・維持管理費に加えて、こども園や町民センター、プラネットプラザ等の施設の老朽化が進む中、長寿命化対策として大規模な改修や設備更新に対応できる財源を確保することが喫緊の課題となっております。

これらの状況は、財政構造の硬直化傾向が強まっていることにほかならず、町財政の将来像は楽観視できない状況となっております。

そんな状況下ではありますが、継続性のあるきめ細かな行政サービスを展開することによって、町民の方々が安心して暮らせる環境づくりを念頭に編成をいたしました。

一般会計の予算規模は、対前年3億600万円増の45億9,300万円で編成をいたしました。

では、具体的な各種事業展開について、新規・主要事業を総合計画に掲げる分類上で順次説明してまいります。

まず、環境部門では、「地域循環共生事業」として、環境問題や資源循環型社会への取組を継続し、中心的役割を担う人材育成を目的とするセミナー及びエコドームの開館20周年イベントを開催して、環境問題に対する意識向上を図ります。

続いて、防災等生活安全部門では、「防災拠点整備事業」として、現在、大吉新田地内の揖斐川左岸堤において国土交通省木曾川上流河川事務所による盛土造成工事が完了を迎えます。

以後、当町における防災拠点の整備に当たり、4年度は西幹線道路から防災拠点までの取付け道路の整備のほか、上下水道接続工事における実施設計など、インフラの整備を進めてまいります。

続いて、産業・観光部門では、「企業誘致事業」として、現在、楡俣北部区内で進め

ております8.1ヘクターの企業誘致事業については、面工事が進んでおります。形として見えてきました。

今後は、一日も早い進出企業との協定締結を目指すとともに、地域の雇用創出や安定的な自主財源確保に努めてまいります。

また、「輪之内プレミアム商品券助成事業」として、商工業の振興、景気浮揚及び地域の活性化を願い、プレミアム率20%、抽せんを2回とするトリプルプレミアムにて商工会が実施するプレミアム商品券発行を支援いたします。具体的な内容としては、1万円で1万2,000円相当券を7,000セット販売予定としております。

続いて、福祉部門では、「シニアカー等購入費助成事業」として、高齢者の社会参加の拡大及び健康増進支援につなげるべく、満75歳以上で運転免許証自主返納者、または未取得者に対して、1人乗り電動車両、いわゆるシニアカーであります。そういったものとか、または電動アシスト付自転車の購入費用の一部を助成いたします。

また、「子ども家庭総合支援拠点設置事業」として、子供及び妊産婦の福祉に関する実情の把握や、情報の提供や指導等、きめ細やかな支援を行う拠点を設置してまいります。

続いて、教育部門では、導入したタブレットパソコンを有効に活用すべく、「学習者用デジタル教科書導入事業」として、学校以外でも学習できる環境を整えるためにデジタル教科書を導入してまいります。

また、「タブレット用デジタルドリル導入事業」として、タブレットで稼働するデジタルドリルを導入し、朝学習を行い、個人ごとの分析機能により、ネガティブというか苦手分野を反復するなど、効果的な学習につなげてまいりたいと思います。

最後に、行財政部門では、「コンビニ交付システム導入事業」として、住民票の写し等各種証明書が全国のコンビニで取得可能となり、住民の利便性の向上及びさらなるマイナンバーカードの交付促進につなげようとするものであります。

このように、冒頭説明しましたとおり、ハード・ソフト両面からきめ細やかな行政サービスを実施すべく、各種施策に反映をさせました。

以上で、一般会計予算の説明を終わります。

次に、議第7号 令和4年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算を御説明いたします。

令和4年度の予算規模は、対前年2,500万円増の歳入歳出9億6,500万円で予算編成しております。

被保険者の加入状況につきましては、令和3年4月が1,843人でありましたが、直近数値の令和4年1月では1,817人と、26人減少しております。

また、被保険者1人当たりの医療費の状況につきましては、令和2年度実績値から3年度見込額の1人当たりの給付費は、プラス7.3%となっており、医療費の傾向として

は増嵩の傾向にあります。

これらの背景を踏まえながら、2,500万円増となった主な要因としては、医療費の増に伴って歳入歳出ともに増となったものであります。

ちなみに、令和3年度末の国保会計基金の残高見込みは、1億5,264万5,000円を見込んでおります。国保会計運営において負担増を迫られる状況等が生ずる事態には、基金を有効に活用しながら運営をまいります。

次に、議第8号 令和4年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算について御説明をいたします。

後期高齢者医療制度は、岐阜県後期高齢者医療広域連合が運営しておりますが、その中で市町村の役割となっております保険料の徴収、市町村受託事業であるぎふ・すこやか健診やぎふ・さわやか口腔健診に係る経費及び市町村負担金を中心として予算編成をいたしました。

令和4年度の予算総額は、対前年1,750万円増の歳入歳出1億2,000万円で予算編成しております。

次に、議第9号 令和4年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算について御説明をいたします。

この特別会計は、心身の発達に支援が必要な就学前の児童を対象に、輪之内町発達支援教室そらがサービスをするための経費を計上いたしております。

開所14年目となる令和4年度の予算総額は、対前年300万円増の歳入歳出2,100万円で予算編成しております。

次に、議第10号 令和4年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について御説明をいたします。

管渠工事の進捗状況につきましては、令和3年度末見込みでの整備面積は370ヘクタールで、計画面積の99.7%となり、管渠の総延長は10万9,050メートルで、計画延長の99.1%が完了する見込みとなっております。

また、下水道への接続率は48.1%で、微増ながら増加の傾向にあります。

令和4年度の下水道特別会計の予算総額は、1億2,600万円減の4億4,200万円で予算編成をいたしました。

減となった主な要因は、下水道事業における管渠工事等が終盤を迎えていることもあり、4年度における管渠工事につきましては、工事ボリュームが大幅に減少したことによるものであります。

今後におきましては、施設の修繕等が発生してくること、また起債の償還がピークに向かっていくこと等を視野に入れながら、下水道への接続率の向上に努める等、適切な特別会計の運営に努めてまいります。

次に、議第11号 令和4年度輪之内町水道事業会計予算について御説明をいたします。

令和4年度の水道事業会計予算は、200万円減の1億8,600万円を計上しております。
微減となった主な要因は、配水管新設取替え工事の減によるものであります。
今後も清廉な水の提供に向けて、適切に管理運営をまいります。

以上で、令和4年度の当初予算の説明を終わります。

ここからは議事日程に沿う形で御説明をいたします。

議第1号 輪之内町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることにつきましては、令和4年3月31日の任期満了に伴い、教育長の任命同意を得ようとするものであります。

次に、議第2号 令和3年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）については、令和3年度の事業がほぼ完了に近づいてまいりましたので、主に不用額を計上、逆に、予算の不足が見込まれるため予算の追加をお願いするもの等であります。

その規模は、予算現額に6,309万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ47億8,666万6,000円としております。

次に、議第3号 令和3年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、実績に基づき、療養給付費負担金、高額療養費負担金が不足することや不用額を計上するもので、予算現額に647万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ9億5,296万1,000円としております。

次に、議第4号 令和3年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、主に県広域連合への負担金が現計予算では不足することから、予算現額に326万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億576万3,000円とするものであります。

次に、議第5号 令和3年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、現計予算額は動きませんが、歳入における財源の内容補正を行うこととしております。

次に、議第12号 輪之内町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましては、現在の個人情報保護制度は、制度を実施する主体によって適用される法令が異なっておりますが、個人情報の保護に関する法律に一本化されたため、引用している法律の条項変更を行うものであります。

次に、議第13号 固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例につきましては、国が策定した「地方公共団体における押印見直しマニュアル」に基づき、押印等の見直しを行うこととしております。

次に、議第14号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、健康保険法施行令及び地方税法の一部改正に伴い、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児に係る国民健康保険税均等割額の5割を公費により軽減しようとするものであります。

次に、議第15号 輪之内町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、納税証明に関する事務を簡素化するため、租税公課証明書及び土地家屋証明書の交付単位

を証明書の用紙1枚に統一するほか、文言等を改正することとしております。

次に、議第16号 輪之内町消防団条例の一部を改正する条例につきましては、消防団員報酬の支払い体系及び金額を改正しようとするものであります。

次に、議第17号 輪之内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の改正に伴い、消防団員等公務災害補償を受ける権利を担保する特例を廃止すべく改正を行うものであります。

最後に、議第18号 町道路線の認定につきましては、道路新設に伴う路線の追加をし、認定を受けようとするものであります。

議案の説明につきましては以上でございます。御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願いをいたします。

○議長（田中政治君）

日程第6、議第1号 輪之内町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

教育課長から議案説明を求めます。

野村みどり君。

○教育課長（野村みどり君）

それでは、議第1号につきまして御説明させていただきます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議第1号 輪之内町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて。地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、輪之内町教育委員会教育長に下記の者を任命したいので、議会の同意を求める。令和4年3月3日提出、輪之内町長でございます。

住所、岐阜県安八郡安八町牧128番地の23、長屋英人、生年月日、昭和34年10月24日でございます。任期は、令和4年4月1日から令和7年3月31日まででございます。

経歴を申し上げます。

長屋英人氏は、岐阜大学教育学部物理化学科を卒業後、昭和58年4月、教職に就かれ、大和町立北小学校教諭を初任とし、昭和62年4月から7年間、輪之内中学校教諭、平成9年4月から2年間、福東小学校教諭、平成11年4月から3年間、輪之内町教育委員会指導主事として、平成14年4月から7年間、仁木小学校教諭、平成21年4月から4年間、大藪小学校教諭、平成27年4月、福東小学校教頭に就任、平成30年4月に仁木小学校校長に就任され、令和2年3月に退職されました。

在職中、輪之内町教育委員会指導主事として3年間、輪之内中学校に7年間、福東小学校に3年間、仁木小学校に10年間、大藪小学校に4年間勤務され、輪之内町小・中学校の学校教育に御尽力されました。

その後、令和2年4月から輪之内町教育委員会にてICT教育指導員に就任され、現在に至っております。

今、経歴を申し上げましたとおり、町内の学校教育一筋に勤められ、教育に精通し、人柄・識見ともにふさわしい方として提案いたします。

簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。御審議の上、御同意いただきますよう、どうかよろしく願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（田中政治君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

町長、こういう人事案件は、事前に協議会の場でこんなふうにしたいたかという、そういう話はされないものなんですか。

どっちかという、こういう人事案件は、いろいろ議場でお尋ねしたりすると、人事のプライバシーに触れてみたり、人権を傷つけたりしやすいものなんやわね、こういうことは、ああでもない、こうでもないと言うと。ぜひその辺、配慮してほしいなと思います。

それから、もう一点は、今、務められております教育長は、大垣から来られております。今度の教育長は安八町ということで、輪之内町にはいないんですかね、適当な方が。私、誰が適当なのか、いるかどうかというのはよく分からないんですけれども、その辺、町長はどんなふうにご考えておられるんですか。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

大変貴重な御意見と考え方について、今、お伺いをいたしました。

まず、1番目の人事案件についてどこで説明すべきなのかということでもあります。おっしゃるとおりの部分もございます。そういう意味では大変貴重な御意見を頂戴して、ありがたいと思っております。

ただ、人事案件は、御承知のとおり、非常に微妙な部分を含んでおります。そういう意味では、全員協議会の場での内容提示ということについて、全体像についてということとはありますけれども、その時点で全部について御説明するということがなかなか難しい部分もあることは御理解いただきたいなと、そんなふうにご思っております。

ただ、情報できる状況が全くないという話ではなくて、おおむねこのような方という

ような形の中でお話しできる部分があったのかなと思っておりますし、そういう意味ではもう少し踏み込んだ対応ができた部分があったのかなと、今の御意見を頂戴して頂いてそう感じました。

せっかく全員協議会という場がありますので、そういう意味では、お互い議会と執行部の相互信頼の中で少し情報交換の密度を上げていくことができればいいのかと、今お聞きしておりました。

今後、全員協議会の活用といいますか、その場を柔軟に活用といっは大変失礼ですけども、その場を十分に情報交換の場にしておきたいなと、そんなふうに思っております。どうかよろしく願いいたします。

今回の議案の内容そのものにつきましては、先ほど課長から説明したとおりでございます。私どもとしては適任と考えておりますので、よろしく願いいたします。

それと、町内にいないのかと言われると、それは立場というか、その考え方が様々ですので、そういった経歴の方も候補者としてはあり得たと思っておりますけれども、総合的に、やっぱりいろんな町内の勤務の内容ですとか、その状況、それからほかの教育行政全般をめぐる状況の中で、今の段階として誰が適当かということになれば、少なくとも今回についてはこの候補者が適任であろうということになったわけで、町内・町外ということ大きなメルクマールとして、こっちはいい、こっちは駄目と、そういう形での選考はしていないということですので、どうか御理解いただきたいと思っております。

○議長（田中政治君）

ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（田中政治君）

8番 小寺強君。

○8番（小寺 強君）

町長に二、三お尋ねしようと思っておりましたら、浅野さんが先にされて同じことになりますので、1点だけお聞きしたいと思っております。

今、課長が説明した中に報酬等がなかったと思いますが、現況のままでいかれるんですが、例えばそれでは、五十何万とかというのをお聞きしておりますが、その点どのような考えで教育長さんを任命されるのか、そこのお聞きしたいと思っております。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

今の状況については、小寺議員が今申されたとおりであります。それを前提にこれからどう考えていくかという話ですが、実は教育長の報酬に関しましては、教育長制度が教育委員の中からの任命じゃなくて、教育長は教育長として、常勤の特別職としてそ

の身分が明確化されました。その段階で、ほとんどの他町村が相当の水準、言ってみれば、いわゆる三役並みの水準に、具体的に言うと、多分よその町村では副町長並みの給料ということになったわけではありますが、いろんな考え方がありまして、私どものほうでもそのようにさせていただこうと思って御提案させていただきましたけれども、ちょっとそのようにならなかった経過があります。

その後、時間も経過しております。教育長制度の実態というものを鑑みながら、しかも、いわゆる大変失礼な言い方ですけども、トップとして、いわゆる常勤の職員として実務のトップに立つという意味からすれば、報酬なり給与の水準については、やはり考えていかなければならないんだらうと今は考えております。

そういう意味では、実績とこれからの方向性の中でこのポジションをどう考えるかということをもた御議論させていただければ幸いですし、報酬の水準へ行かんと、やはりなかなか、今の私どもの考え方は、要するにある一定の水準を確保するために、今までの例でいきますと年金額との差額で、その水準に至るまでの差額を補填していこうという考え方で来ていましたけれども、それは年金をもらう、もらわないは個人によって違いますので、その職としてどうあるべきかということについて議論をしていく必要はあるんだらうと思っています。

また、その時期が来ましたら、再度御提案なり御議論をさせていただきたいと、そんなふうを考えておりますので、どうか御理解をいただきますようお願いをいたします。

○議長（田中政治君）

ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第1号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第1号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第1号 輪之内町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議長（田中政治君）

日程第7、議第2号 令和3年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

経営戦略課長から議案説明を求めます。

菱田靖雄君。

○経営戦略課長（菱田靖雄君）

それでは、議第2号について御説明をさせていただきます。

議案書の2ページをお願いいたします。

議第2号 令和3年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）。令和3年度輪之内町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,309万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億8,666万6,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。令和4年3月3日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

次の3ページから7ページまでは、今回の補正予算額を款項の区分で集計をした第1表 歳入歳出予算補正でございます。

8ページの第2表 繰越明許費補正につきましては、翌年度に繰り越して予算を使用することができるよう、その手続をお願いするものでございます。

今回は4件、4つの事業について追加をお願いするもので、その合計額としては3,026万9,000円でございます。

1つ目の戸籍住民基本台帳事業は、住民情報システムと住基ネットワークシステムとを接続するためのシステム構築費。

2つ目の住民税非課税世帯に対する給付金事業は、これは昨年11月に専決処分をし、12月議会で承認をいただきました事業費のうち、令和4年度の支払いになるであろうと思われる部分。

3つ目の学校保健事業は、学校等における感染症対策等の支援を目的に交付される国

庫補助金を活用して、感染対策に資する備品を購入するもの。

4つ目の情報教育推進事業は、現在のパソコン教室をプログラミング教室へとリニューアルするための費用の一部でございます。後ほど触れさせていただきます。

次に、9ページの第3表 地方債補正につきましては、令和3年度の臨時財政対策債の発行可能額が確定をいたしましたので、限度額を2億8,570万円から2億3,910万円に変更するものでございます。

それでは、詳細につきましては、一般会計補正予算（第5号）の事項別明細書により御説明をさせていただきますけれども、今回の補正予算（第5号）の主な内容といたしましては、3月31日、今年度の事業の完了の時期が近づいておりますので、各課において事業の進捗状況と予算の執行状況等を精査し、不用額を計上したもの、もしくは逆に予算の不足が見込まれるため、予算の追加をお願いするものもでございます。

それでは、歳出からになりますけれども、24ページをお願いいたします。

歳出につきましては、基本は不用額を計上したものでございますので、予算の追加をお願いしたいものについて、その概要を御説明させていただきます。

では、24ページの款2. 項1、25ページになりますけれども、目3. 広報費のうち、節10. 需用費の修繕料14万1,000円は、広報掲示板の修繕料を追加するものでございます。

次に、27ページをお願いいたします。目10. 基金費の節24. 積立金の財政調整基金積立金6,876万3,000円は、直近の財源不足や将来にわたる財政需要に備えるもの、公共施設等整備基金積立金の1億円は、防災拠点の整備をはじめとする公共施設等の整備に要する資金需要にも備えていくため、それぞれ基金の造成に努めるものでございます。ふるさと応援基金積立金の786万2,000円につきましては、12月補正予算におきまして500万円の増額をお認めいただき、令和3年度の目標額を1,500万円としたところではありますが、現況といたしましては2,000万円を超える見込みとなりましたので、その部分の増額をお願いするものでございます。

同じページが目11. 企画費のうち、節10. 需用費の消耗品費210万円、節11. 役務費の通信運搬費19万5,000円、節12. 委託料のふるさと応援寄附金事務委託料84万円は、ふるさと応援寄附金の増収に伴い、ふるさと納税に関する返礼品の購入費、その配達料、事務費の追加をお願いするものでございます。

30ページをお願いいたします。款2. 項3. 目1. 戸籍住民基本台帳費のうち、節12. 委託料の社会保障・税番号制度システム整備委託料222万8,000円は、マイナンバーカード所有者による転出・転入手続のワンストップ化を可能とするため、既存の住民記録システムと同じく既存の住基ネットワークシステムとを接続、連携するためのシステムを構築するものでございます。補正予算書の第2表で繰越明許の追加をお願いしたものでございます。

33ページをお願いいたします。款3. 項1. 目1. 社会福祉総務費のうち、節1. 報酬の地域福祉

計画等策定委員報酬2万円、節7.報償費の地域福祉関係謝礼2万円、節8.旅費の費用弁償5,000円は、地域福祉計画等策定委員会の開催経費の追加をお願いするものでございます。節11.役務費の通信運搬費6万1,000円につきましては、住民税非課税世帯に対する給付金の事務に関して郵便代の追加をお願いするものでございます。

34ページをお願いします。款3.項1.目6.国民健康保険費の節27.繰出金の財政安定化支援事業繰出金4万4,000円につきましては、国保会計の歳入に同じ名称の繰入金がありますけれども、それと同額を計上したものでございます。

次に、35ページをお願いします。款3.項2.目1.高齢者福祉総務費のうち、次の36ページにわたりますけれども、節18.負担金、補助及び交付金のあすわ苑老人福祉施設事務組合負担金52万1,000円は、令和3年度のあすわ苑負担金について精査をしたところ、不足を生じますので追加納付をするものでございます。

38ページをお願いします。款3.項3.目1.児童福祉総務費のうち、節19.扶助費の児童発達支援事業給付費36万円は、放課後児童デイサービスの利用者の増、併せまして町が設置している発達支援教室それについても利用者が増加しておりますので、その給付費を追加するものでございます。

40ページをお願いします。款4.項1.目1.保健衛生総務費のうち、節10.需用費の光熱水費58万4,000円は、保健福祉センターの光熱水費の不足が見込まれますので追加をお願いするものでございます。

同じページの目2.予防費のうち、節7.報償費の予防接種謝礼209万2,000円、41ページにわたりますが、節11.役務費の通信運搬費28万2,000円と審査支払手数料21万円、これらはいずれもコロナワクチンの3回目接種の前倒しを行うための必要経費として追加をお願いするものでございます。

42ページをお願いします。款4.項2.目2.美化推進費のうち、節11.役務費のごみ袋流通手数料27万円は、これは文字どおりになりますけれども、ごみ袋の販売量が多かったことを理由とするものでございます。

44ページをお願いします。款5.項1.目9.農地整備費のうち、節18.負担金、補助及び交付金の土地改良事業負担金6,446万1,000円は、これは過去のほ場整備事業の元利補給を繰り上げて実施をするものでございます。簡単に言いますと繰上償還になります。その下、経営体育成基盤整備事業楡俣北部負担金の5,008万2,000円は、国の補正予算の成立により事業費が増加したことに伴い、楡俣北部地区のほ場整備の負担金を追加するものでございます。

45ページをお願いします。款6.項1.目1.商工総務費の節18.負担金、補助及び交付金の県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金市町村負担金14万円は、コロナの蔓延と拡大防止を目的として行われた飲食店への営業時間の短縮や酒類の提供時間の短縮の要請に対して、県が支払う協力金の市町村負担金を計上したものでございます。

47ページをお願いします。款7. 項2. 目3. 道路新設改良費のうち、節18. 負担金、補助及び交付金の県道改良地元負担金31万1,000円は、羽島・養老線と安八・海津線に関して県が行う委託業務の負担金について精査をしたところ、不足を生じますので追加をするものでございます。

48ページをお願いします。款7. 項3. 目1. 河川総務費のうち、節18. 負担金、補助及び交付金の県営かんがい排水事業負担金390万円は、県が実施する福東用水地区の幹線用水路と揚水機場設備の補修費用の町負担金を計上したものでございます。

53ページをお願いします。款9. 項1. 目2. 事務局費のうち、節17. 備品購入費の情報教育備品購入費290万2,000円は、小・中学校でのプログラミング教育を令和4年度からさらに強力に推進していくに当たり、現在のパソコン教室をプログラミング教室へとリニューアルする費用を計上したものでございます。この290万2,000円のうち195万6,000円につきましては、補正予算書の第2表で繰越明許費の追加をお願いしております。その下、小中学校管理用備品購入費409万円は、コロナ感染症対策への支援として、国から小学校1校当たり45万円、中学校1校当たり67万5,000円の補助金の交付、割当てがありますので、その趣旨に即して有効に活用しようとするものでございます。なお、国の補助金の交付率は2分の1でございます。これにつきましても繰越明許費の追加をお願いしております。

55ページをお願いします。款9. 項2. 目2. 教育振興費のうち、節7. 報償費の報償費11万9,000円は、子供を預かる業務に従事する職員への処遇改善が国から要請をされておりますので、留守家庭支援員に対する報償費を追加するものでございます。

57ページをお願いします。款9. 項5. 目1. 社会教育総務費のうち、節24. 積立金の加納良造学術文化振興基金積立金1万1,000円は、基金運用による利子の増に伴い、計上したものでございます。

59ページをお願いします。款10. 項1. 目1. 元金の250万円は、今年度の元金返済額を精査したところ、不足が生じたので追加をお願いするものでございます。

続いて、歳入の御説明をさせていただきます。

歳入の主な内容は、国・県への交付申請や国・県からの交付決定などにより今年度の交付額が確定をしたもの、補助対象経費となる歳出予算を精査したことに伴い、収入見込額も精査をし直したもの、もしくはこの補正予算策定時における収入済額などに合わせたものでございます。

歳入につきましては、1,000万円以上の増額と1,000万円以上の減額に分けて御説明をさせていただきます。

まずは1,000万円以上の増額でございます。

3ページをお願いします。

款1. 項1. 町民税、目1. 個人の現年課税分6,500万円、その下、項1. 町民税、目2. 法人

のうち現年課税分3,050万円、下の枠になりますけれども、款1.項2.目1.固定資産税のうち現年課税分1,400万円は、この補正予算編成時における調定見込額から見込まれる収入額を算出し、それに合わせるものでございます。

5ページをお願いします。款9.項2.目1.新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の1,000万円は、これはコロナ感染症の蔓延とその影響により、事業収入の減少幅に応じて軽減されることになった固定資産税の補填を受けるものでございます。令和3年度当初予算編成時点におきましては、交付率をはじめとする交付条件が明確に示されておりましたので、見込額の50%程度を計上しておりましたけれども、現段階での情報では全額補填されるということになりましたので、1,000万円を追加したものでございます。

6ページをお願いします。款10.項1.目1.地方交付税の普通交付税3億5,877万6,000円は、補正予算の都度、その財源としてまいりましたが、今回の補正予算は今年度最後の補正予算になりますので、交付決定額に合わせたものでございます。

7ページをお願いします。款12.項2.目1.農林水産業費分担金2,782万3,000円は、歳出にありました経営体育成基盤整備事業楡俣北部負担金の地元分担金でございます。事業費の増に伴い、増となったものでございます。

10ページをお願いします。款14.項2.目1.総務費国庫補助金のうち、地方創生臨時交付金1,425万8,000円は、令和3年度中に交付決定を受けた合計8,035万4,000円のうちの一部を令和3年度で活用することにしたものでございます。残りの6,609万6,000円は、令和4年度予算もしくは令和4年度の補正予算で活用すべく国による繰り越し、本省繰越しと言いますけれども、その手続を取らせていただいております。

19ページをお願いします。款19.項1.目1.繰越金の2,549万3,000円は、普通交付税と同様、これも補正予算の財源としてまいりましたが、今回の補正予算で収入済額に合わせるものでございます。

以上が1,000万円以上の増額になります。

続いて、今度は逆に1,000万円以上の減額について御説明をさせていただきます。

ページは戻りますが、4ページをお願いします。

款1.項4.目1.町たばこ税の現年課税分1,080万円の減額は、この補正予算編成時における売渡し見込み本数から見込まれる収入額を算出し、それに合わせたものでございます。

12ページをお願いします。款15.項2、13ページにわたりますが、目6.土木費県補助金のうち、かんがい排水事業補助金1,036万円の減額は、県のコロナ対策経費がかさんだことに伴い、この補助金の予算枠が縮小されたことを理由とする減でございます。

18ページをお願いします。款18.繰入金の3億9,028万4,000円の減額は、当初予算で予定した基金の取崩しを全て取りやめるものでございます。

22ページをお願いします。款21. 項1. 町債、目1. 総務費債の4,660万円の減額は、第3表 地方債補正にもありましたように、臨時財政対策債の発行可能額の確定に伴い、発行額を変更するものでございます。

以上で御説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第2号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第2号 令和3年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）については、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長（田中政治君）

日程第8、議第3号 令和3年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

住民課長から議案説明を求めます。

中島良重君。

○調整監（住民・福祉）兼住民課長（中島良重君）

それでは、議第3号について御説明申し上げます。

議案書の10ページを御覧ください。

議第3号 令和3年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。令和3年度輪之内町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ647万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,296万1,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和4年3月3日提出、

岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

11ページ、12ページにつきましては、歳入歳出をそれぞれ款項別に示したものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書にて御説明申し上げます。

事項別明細書の歳出の部、8ページを御覧ください。

款1. 項1. 目1. 一般管理費145万2,000円の減額につきましては、節1. 報酬18万円の減、節3. 職員手当等31万9,000円の減、節4. 共済費27万7,000円の減で、それぞれ会計年度任用職員並びに国保会計の職員人件費の額の確定により不用額を計上するものでございます。同じく節11. 役務費の手数料23万6,000円の減及び節12. 委託料の44万円の減につきましては、ともに総医療費に係る結核・精神病対象額の割合が14%に満たないため、特別調整交付金申請支援事業対象とならず、全額減額するものでございます。

9ページをお願いします。款2. 項1. 目1の節18の1. 負担金の一般被保険者療養給付費負担金500万円の増額につきましては、1月末現在の実績を勘案し、不足見込額を増額するものでございます。

10ページをお願いします。款2. 項2. 目1. 節18の1. 負担金の一般被保険者高額療養費負担金の500万円の増額につきましても、1月末現在の実績を勘案し、不足見込額を増額するものでございます。

11ページをお願いします。款2. 項4. 目1. 出産育児一時金の節18の2. 補助金の子育て一時金補助金210万円の減額につきましては、当初10名分を計上しておりましたが、1月末時点で申請予定は1件でございますので、転入等予備を含め5件分を残して5件分を減額しております。

12ページをお願いします。款2. 項6. 目1につきましても、国庫支出金の額が確定し、11万6,000円の財源内訳を変更するものでございます。

13ページをお願いします。款6. 項2. 目1. 財政調整基金費の2万5,000円の増額につきましては、国民健康保険基金積立金の利息が確定したため、増額補正するものでございます。

続きまして、歳入です。3ページにお戻りください。

款3. 項1. 目1. 災害等臨時特例補助金の11万6,000円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症に起因し、国保税を減免した場合、その減免額の10分の6が国庫補助金として交付されるものでございます。

次に、4ページをお願いします。款4. 項1. 目1. 国庫負担金減額措置対策費補助金6万1,000円の増額につきましては、福祉医療費に係る補助金の交付額確定による増額補正でございます。

同じく目2の節1の保険給付費等交付金1,000万円の増額につきましては、先ほど歳出で計上いたしました一般被保険者療養給付費及び高額療養給付費の増加に伴い、交付

金も同額を増額補正するものでございます。同じく節2. 保険給付費等交付金の394万3,000円の減額につきましては、国の特別調整交付金の額の確定及び特定健診や特定保健指導など、各事業の実績額確定により減額補正をするものでございます。

5 ページをお願いします。款5. 項1. 目1. 利子及び配当金の2万4,000円の増額につきましては、基金利子の確定によるものでございます。

6 ページをお願いします。款6. 項1. 目1. 一般会計繰入金の1,071万4,000円の減額につきましては、節1. 保険基盤安定繰入金の算出額確定により790万6,000円の減。節2. 職員給与費等繰入金は、職員給与等の減により145万2,000円の減。節3. 助産費等繰入金は、出産育児一時金の申請件数の減により140万円の減額。節4. 財政安定化支援事業繰入金は、県の繰入れ基準額の確定により4万4,000円を増額補正するものでございます。

次の款6. 項2. 目1. 国民健康保険基金繰入金1,500万円の減額につきましては、本年度は繰り入れを行わないことにより全額減額をするものでございます。

7 ページをお願いします。款7. 項1. 目1. 繰越金の2,592万9,000円につきましては、令和2年度からの繰越金留保額から当初予算及び6月補正を差し引いた補正額でございませぬ。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第3号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思ひます。御異議ございませぬか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第3号 令和3年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長（田中政治君）

日程第9、議第4号 令和3年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）及び日程第10、議第5号 令和3年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第2号）を一括議題といたします。

福祉課長から議案説明を求めます。

伊藤早苗君。

○福祉課長（伊藤早苗君）

それでは、初めに議第4号について御説明させていただきます。

議案書の13ページをお願いいたします。

議第4号 令和3年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。令和3年度輪之内町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ326万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億576万3,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和4年3月3日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

次の14ページと15ページにつきましては、第1表 歳入歳出予算補正として款項別に補正額を集計したものでございます。

詳細につきましては、後期高齢者医療特別会計補正予算の事項別明細書により御説明させていただきます。

歳出から御説明させていただきますので、事項別明細書の8ページをお願いいたします。

款2. 項1. 目1の後期高齢者医療広域連合納付金は、460万7,000円の増額でございます。節18. 負担金、補助及び交付金の保険料等負担金は、広域連合に納付すべき保険料の見込額と保険料軽減額の確定に伴う増額でございます。

続いて、9ページをお願いいたします。款3. 項1. 目1の保健事業費は、134万4,000円の減額です。ぎふ・すこやか健診とぎふ・さわやか口腔健診に関して国保連合会へ支払う手数料や健診費用委託料などの関連費用について不用額を計上するものでございます。こちらの健診の受診見込み件数は、それぞれすこやか健診は500件、さわやか健診は78件の見込みでございます。

次に、歳入の御説明をさせていただきます。

戻っていただいて、3ページをお願いいたします。

款1. 後期高齢者医療保険料、項1. 目1. 特別徴収保険料と目2の普通徴収保険料は、それぞれ23万3,000円と546万8,000円の増額でございます。令和3年度の保険料の現年度分と滞納繰越分について、それぞれ収入見込額に合わせるものでございます。

続いて、4ページをお願いいたします。款3. 後期高齢者医療広域連合支出金、項1. 目1の保健事業費委託金につきましては、141万9,000円の減額です。ぎふ・すこやか健診とぎふ・さわやか口腔健診の2つの保健事業の健診費用と事務費の交付を受けるもので、

本年度の受診件数から見込額を算出し、それに合わせるものでございます。受診件数につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

続いて、5ページをお願いいたします。款4.繰入金、項1.目1の一般会計繰入金は、159万9,000円の減でございます。節1.事務費繰入金の町特別会計事務費繰入金は、歳出総額に歳入総額を合わせるため60万4,000円を減額するもの、保険基盤安定繰入金は、保険料軽減額の確定額に合わせるため、99万5,000円を減額するものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。款5.繰越金、項1.目1の繰越金は、26万6,000円の増額でございます。令和2年度の決算数値により、繰越金26万7,900円のうち保留分を計上するものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。款6.諸収入、項4.目1の雑入は、31万4,000円の増額でございます。2年度中に広域連合へ概算払いをした保健事業負担金の精算により、その過払い分について返還を受けるものでございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

引き続き、議第5号について御説明させていただきます。

議案書の16ページをお願いいたします。

議第5号 令和3年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第2号）。令和3年度輪之内町の児童発達支援事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和4年3月3日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

次の17ページと18ページにつきましては、第1表 歳入歳出予算補正として款項別に補正額を集計したものでございます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の現計の予算額の変更はございませんが、歳入において財源の内容補正を行うものでございます。

詳細につきましては事項別明細書により御説明させていただきますので、別冊の事項別明細書1ページをお願いいたします。

歳入から御説明させていただきます。

款1.障害児給付費、項1.目1の児童発達支援費は、117万円の減額でございます。発達支援教室そらでは、心身の発達に支援が必要な就学前の児童を対象として、日常生活の基本的な動作や集団生活への適用訓練を提供しております。その訓練について国保連合会からサービス報酬を受けるもので、収入見込額に合わせるものでございます。

次に、2ページをお願いいたします。款2.使用料及び手数料、項1.目1の児童発達支援使用料は、8万1,000円の減でございます。児童発達支援教室そらの利用者の自己負

担当でございます。収入額に合わせるものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。款5.項1.目1の繰越金につきましては、125万1,000円の増額でございます。令和2年度決算数値による繰越金の保留分を計上したものでございます。

続いて、歳出になります。4ページをお願いいたします。

款2.児童発達支援事業費、項1.目1の児童発達支援事業費は財源内訳の補正で、歳入で御説明させていただきました支援費、利用料の額の減により、特定財源125万1,000円を減額し、一般財源を増額するものでございます。

以上で、児童発達支援事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。御審議賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第4号及び議第5号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第4号 令和3年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）及び議第5号 令和3年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第2号）については、文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

暫時休憩します。

（午前10時26分 休憩）

（午前10時41分 再開）

○議長（田中政治君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（田中政治君）

日程第11、議第6号 令和4年度輪之内町一般会計予算を議題といたします。

参事から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

令和4年度輪之内町当初予算について御説明申し上げます。

お手元の予算書にて説明させていただきますのでお願いいたします。

当初における各会計の予算総額については、目次の裏面にありますとおり、対前年2億2,350万円増の合計63億2,700万円でございます。

それでは、一般会計より順次説明をさせていただきます。

予算書1ページをお願いいたします。

議第6号 令和4年度輪之内町一般会計予算。令和4年度輪之内町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ45億9,300万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

歳出予算の流用、第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1)各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。令和4年3月3日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

3ページから8ページまでは、先ほど第1条にありましたように、款項別にまとめたものでございます。

9ページは、第2条にありましたように、令和4年度の債務負担行為を一覧表にまとめたものでございます。

また、10ページは、第3条にありましたように、令和4年度発行予定額、地方債7,650万円をまとめたものでございます。

一般会計予算の総額は、対前年3億600万円増の45億9,300万円編成いたしました。

まずもって、対前年3億600万円増となった要因を歳出ベースで御説明いたします。

13ページを御覧ください。

比較の欄を御覧いただきますと、一番増となっているのは、款8. 消防費の8,209万

2,000円の増でございます。増となった主な要因は、かねてから大吉新田地内で国土交通省木曾川上流河川事務所が進めております防災拠点の造成が完了することから、令和4年度から当町の整備事業を順次進めてまいります。4年度は、西幹線道路から防災拠点への取付け道路の施工、それに伴う用地買収、併せて上下水道工事の実施設計をすべく、5,308万7,000円が皆増でございます。その他、消防車両等、更新計画にのっとり、ポンプ自動車1台、小型動力ポンプ1台の更新や備蓄食料品の更新など2,646万3,000円を計上しており、合わせて約8,000万円の増となっております。

続いて、増額幅が多いのが款9の教育費の5,735万6,000円でございます。増となった主な要因は、プラネットプラザの工事費が3,049万2,000円の増となっております。主な工事内容は、文化会館アーリオンホールのもつり物装置のワイヤロープの取替え工事、文化会館照明制御盤更新工事、アポロスタジアム防球フェンス取替え工事を計画しております。その他、情報教育推進事業費においては、各校のパソコン教室をプログラミング学習の教室へ使用用途を変更するための備品購入費や、タブレット学習用のソフトの購入費等、1,857万8,000円が増となっております。

次に、増額幅が多いのが款7.土木費で5,389万7,000円の増となっております。増となった主な要因は、公共下水道会計への繰出金が4,700万円増となったことによるものでございます。

以上が3億600万円増の主な要因でございます。

それでは、これを踏まえまして、令和4年度一般会計予算において3年度と比較して増減が多いもの、また4年度の予算計上で特徴的なものについて、順次御説明を申し上げます。

まず、歳入でございます。15ページをお願いします。

歳入の根幹をなす町税については、新型コロナウイルス感染症前の水準までは回復しておりませんが、前年度当初予算比額では、全体で1億6,780万円の増を見込んでおります。

まず、町民税の個人でございますが、昨年度予算額ほどの落ち込みはないと予測し、7,078万5,000円増の4億4,322万7,000円、法人については4,234万9,000円増の1億2,007万9,000円を見込んでおります。

また、固定資産税についても、町内の南波・里地内の既存企業における倉庫や工場の新築によって家屋分や償却資産分の増により、5,835万1,000円増の9億2,340万円を見込んでおります。

続いて、26ページの地方交付税でございます。地方交付税については、対前年同額の9億1,000万円を計上しております。内訳は、普通交付税が8億3,000万円、特別交付税は8,000万円を計上しております。地財計画における地方交付税については、国の出口ベースで対前年6,000億円増の18兆1,000億円で3.5%となっておりますが、当町におい

て地方交付税は歳入の19.8%を占める大きな財源でもあることから、歳入欠陥が生じないよう堅めに計上したところでございます。

次に、33ページをお願いいたします。国庫補助金についてです。目1. 総務費国庫補助金については、対前年5,808万3,000円の増となっております。増となった主な要因は、節1. 総務管理費補助金の2. 地方創生臨時交付金5,202万1,000円が皆増となっております。これは、3年度における交付の通知がありましたが、国において本省繰越しがされておりますので、合わせる形で計上したものでございます。その他、節2. 戸籍住民基本台帳費補助金のうち、1. 社会保障・税番号制度システム整備費補助金468万6,000円、3. マイナポイント事業費補助金311万1,000円が皆増となっております。

続いて、目3. 衛生費国庫補助金については、対前年2,030万6,000円増の2,659万5,000円を計上しております。これについては、細節5. 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金として1,272万6,000円増の1,798万7,000円、そして新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金784万2,000円が皆増となっております。新型コロナウイルス感染症対策として国庫支出金を合わせますと5,251万9,000円が国費で賄われることになっており、後ほど説明しますが、歳出のワクチン接種の事業費は6,032万8,000円を計上しておりますので、約87%が国費で賄われるということになります。

次に、41ページをお願いいたします。目2. 総務費寄附金のふるさと応援寄附金については、令和3年度の実績を勘案し、2,000万円増の3,000万円を見込んでおります。

次に、42ページをお願いします。基金繰入金でございますが、財政調整基金繰入金については、対前年1億7,084万2,000円増の4億7,324万6,000円を計上しております。

その他特定目的基金繰入金については、土地基盤整備基金繰入金が1,365万8,000円減の4,892万2,000円、公共施設等整備基金繰入金については5,988万5,000円増の8,518万5,000円、森林環境譲与税基金繰入金については皆増の40万円を、それぞれ財源として繰り入れるべく計上したものでございます。土地基盤整備については土木事業を財源の一部として、また公共施設等についてはプラネットプラザの工事費等の財源として、それぞれ繰り入れようとするものでございます。

次に、少し飛んで49ページをお願いします。目1. 総務費債、臨時財政対策債でございますが、これについては対前年2億920万円減の7,650万円を計上しております。減となった主な要因としては、地財計画において国ベースで67.5%減となっていることから、それに合わせる形で減としたところでございます。なお、4年度も大きな適債事業がないことから、臨時財政対策債のみの発行を計画しております。

続いて、歳出について御説明いたします。

51ページを御覧ください。

議会費については、対前年488万8,000円減の3,999万2,000円を計上しております。減となった要因としては、御案内のように議員さん1人が欠員になったことにより人件費

が減となったことによるものでございます。

続いて、52ページを御覧ください。一般管理費は、対前年866万円増の5,795万8,000円を計上しております。増となった主な要因としては、会計年度任用職員10名分の人件費の増加、これは内訳としては、積算人数が1名になったこと、時給単価が上がったこと、連動して時間外勤務手当の単価も上がったことによるもので、節1の3.会計年度任用職員報酬をはじめ、節3の14の会計年度任用職員期末手当、節4の4の職員共済組合負担金、節4の9の社会保険料は、連動して増となったものでございます。

次に、55ページをお願いいたします。目5.財産管理費については、1,015万9,000円減の4,278万3,000円を計上しております。主な要因としては、3年度は庁舎の下水道接続工事費を計上していましたが、完了しておりますので工事請負費330万円が皆減となったことや、下水道接続によりまして節12の委託料のうち、103.浄化槽清掃委託料、104.浄化槽保守点検委託料において約540万円の減となったことが主な要因でございます。

続いて、57ページをお願いいたします。目8.生活安全対策費は、対前年837万3,000円減の1,149万2,000円を計上しております。減となった主な要因は、3年度は町内に防犯カメラを設置すべく、光ケーブル網を利用したネットワーク型の防犯カメラを設置するというので委託料に495万円、工事費に338万8,000円、合わせて833万8,000円をかけて整備いたしました。事業が完了しておりますので、その分が皆減になっております。なお、私人や事業所が防犯の目的で敷地内に防犯カメラを設置しようとする際の補助金、そして交通安全施策の一環としてドライブレコーダー搭載費用の一部を助成する補助金の交付は継続してまいります。

続いて、58ページをお願いいたします。目10.基金費については、対前年2,000万円増の3,600万円を計上しております。増となった主な要因は、歳入でも説明いたしましたが、ふるさと応援寄附金において3年度実績を勘案して3,000万円を計上しているところでございますが、これに合わせる形でふるさと応援基金積立金を同額計上したものでございます。

同じく58ページの目11.企画費については、2,055万円減の6,794万7,000円を計上いたしました。減となった主な要因は、3年度において12チャンネルの自主放送設備について、この設備をリプレースする時期が到来しておりましたのでアミックスコムと共同でリプレースを行いました。その事業は完了しておりますので、その際の補助金3,300万円が皆減となったことが主な要因でございます。

続いて、60ページをお願いいたします。目12.電子計算費は、対前年1,891万5,000円増の8,250万1,000円を計上しております。増となった主な要因は、節12.委託料は1,622万9,000円増で、103の庁内LAN無線化整備業務委託料881万9,000円から、106.申請管理システム等構築委託料567万2,000円が皆増となったことによるものでございます。

103の庁内LAN無線化整備業務委託料は、現在までにインターネット系については無線化しておりますが、今回、庁舎内部事務系のLGWAN系についても無線化することにより利便性を上げようとするものでございます。104. AIチャットボットサービス委託料は、自治体によく寄せられる質問に答えてくれるサービスで、例えば輪之内町ホームページにおいてごみの出し方や子育てについて、そして印鑑証明などで調べたいことを入力すると、手続等を答えてくれるシステムでございます。105. システム標準化・共通化業務支援委託料は、住民が来庁せずに各種手続が可能となる行政サービスのデジタル化、特に17業務についてシステムの標準化、31手続についてオンライン化を始めたもので、国・県と歩調を合わせて推進してまいります。106. 申請管理システム等構築委託料についても、これまで窓口で行っていた行政手続の一部についてオンライン申請ができるよう電子申請フォームの整備を行うもので、具体的には、電子申請機能、PDF出力ファイル無害化機能を実装するものでございます。なお、この105、106については10分の10、国庫支出金を活用してまいります。

次に、少し飛んで65ページをお願いいたします。目1. 戸籍住民基本台帳費は対前年1,836万5,000円増の4,960万7,000円を計上しております。増となった主な要因は、節12. 委託料において106. コンビニ交付システム導入委託料の2,808万8,000円が皆増になったもので、これは住民票の写し等、各種証明書が全国のコンビニで取得可能になり、住民の利便性の向上及びさらなるマイナンバーカードの交付申請につなげようとするものでございます。

続いて、少し飛んで71ページをお願いいたします。目2. 障がい者福祉費については、1,199万3,000円増の1億6,882万2,000円を計上しております。増となった主な要因は、73ページの節19. 扶助費の101. 障害者自立支援給付費は、1,262万4,000円増の1億4,895万6,000円となっております。これについては、令和4年4月から生活介護を利用する方が2名、さらに短期入所の利用相談が増えていることから、それに対応すべく増となり、都合58名がこの給付を受けるというものでございます。

次に、少し飛んで75ページをお願いいたします。目1. 高齢者福祉総務費は、対前年1,630万3,000円増の1億6,619万9,000円を計上しております。増となった主な要因は、76ページの節18. 負担金、補助及び交付金が1,336万5,000円の増となっております。主な要因として、103. 派遣職員等負担金が皆増の484万7,000円となっております。これにつきましては、令和3年7月から町社会福祉協議会との連携を強化するため、職員1名の人事交流を行っており、その際は補正予算において負担金を支払うべくお認めいただいておりますが、今年度はその1年分の負担金を計上しております。続いて、77ページをお願いいたします。一番上の106. 後期高齢者医療療養給付費負担金については、対前年728万6,000円増の7,446万3,000円を計上しております。この背景には、対象者の増や、それに伴う保険給付費が平成30年度から令和元年度では12.1%、令和元年度から2年度

においては1.6%の伸び率で、それぞれいずれも増数傾向にあることが要因となっております。その他、2. 補助金の106. シニアカー等購入補助金として、高齢者の社会参加の拡大及び健康増進支援につなげるべく、満75歳以上で運転免許自主返納者または未取得者に対して、1人乗り電動車両、シニアカーとありますが、また電動アシスト自転車の購入費用の一部を助成すべく200万円を計上しております。

次に、少し飛んで92ページをお願いいたします。目7. 町民センター管理費においては、対前年2,551万6,000円減の186万2,000円を計上しております。減となった主な要因は、令和3年度に町民センターの空調設備の工事を行いました、これが完了していますので、その工事費2,530万円が皆減となったことによるものでございます。

次に、94ページをお願いいたします。目2. 商工振興費は、対前年1,065万円増の2,627万円を計上しております。増となった主な要因は、節18. 負担金、補助及び交付金の補助金、102. 輪之内プレミアム商品券発行事業補助金が1,065万円増となったことによるものでございます。商工業の振興、景気浮揚及び地域の活性化を願いまして、プレミアム率20%、抽せんを2回とするトリプルプレミアムにて商工会が実施する商品券交付事業を支援しようとするものでございます。数量的には、1万円で1万2,000円相当券を7,000セット販売を計画しております。

次に、少し飛んで102ページをお願いいたします。冒頭にもお話をさせていただきましたが、目2. 公共下水道費については、4,700万円増の3億2,400万円を計上しております。増となった主な理由は、この後、下水道特別会計でも説明しますが、2年度末の公共下水道事業基金の残高は1,003万2,000円であり、令和4年度の工事ボリュームは対前年1億5,500万円減の3,000万円で、いわゆる適債事業がありません。今までは公債費相当額をめぐりに一般会計から繰り出しておりました。しかしながら、歳出では、公債費の償還に加え、変更認可用の事業計画策定や地方公営企業法適用化業務の各種委託料が増えていることに鑑みまして、一般会計からの繰出金を財源にすべく、それらを賄うために増となったものでございます。

続いて、103ページをお願いいたします。目1. 非常備消防費については、対前年512万7,000円増の1億6,458万6,000円を計上しております。増となった主な要因は、節1. 報酬が対前年1,109万7,000円増となっております。御案内のとおり、全国的に消防団員の成り手が年々減少しておりまして、消防庁はじめ国では、大変憂慮すべき事態であると危機感を募らせております。そこで、消防庁は、消防団員の処遇等に関する検討会を立ち上げまして、その事態の一原因として報酬が低いということで、最終報告書で非常勤消防団員の報酬の基準が示されたところでございます。その報告書に基づき、消防団員の報酬支払い体系及び金額を改正すべく、輪之内町消防団条例の一部を改正する条例をこの後上程させていただきますが、その内容にのっとり計上したものでございます。

具体的には、消防庁が示した非常勤消防団員の報酬等の基準では、1つ目に報酬の種

類は、出勤回数によらず年額により支払われる年額報酬と出勤に応じて支払われる出勤報酬の2種類とすること。2つ目に、年額報酬の額は、団員の階級にある者は、年額3万6,500円を標準とするという額が示されております。当町は、現状2万4,000円でございます。団員により上位の階級にある者は、普通交付税算定単価を参考に設定されたいとの指針が示されました。3つ目に、出勤報酬の額は、災害、これは水火災、または地震等の災害に関する出勤については、1日当たり8,000円を標準とする額が示されました。この1日当たりというのは7時間45分を基準として算定されておまして、時間単価にすると1,032円となります。そして4つ目に、これらの報酬は団員個人に支払うこと。以上4点が示されました。これらの標準額を勘案して年額報酬については普通交付税単価に合わせようとするもので、具体的な改正額は、後ほど条例改正の議案で説明しますが、101. 消防団員年額報酬では、対前年67万1,000円増の360万8,000円を計上しております。また、102. 消防団員出勤報酬は、出勤手当については昨年度までは節8. 旅費の費用弁償で計上しておりましたが、出勤報酬ということで報酬に移管しました。令和3年度との実質増減は、対前年198万2,000円減の1,042万7,000円を計上しております。額としては、現行の費用弁償を勘案して時給1,000円として、災害時を除き1日当たり8,000円を上限とするもので、災害時の出勤はもちろん、訓練については、今までのように時給1,000円で運営しようと考えております。

次に、増となった主な要因としては、節18. 負担金、補助及び交付金について、638万3,000円増の1億4,429万6,000円を計上しております。その中において、104. 大垣消防組合負担金が757万3,000円増の1億4,064万6,000円を計上しております。増となった主な要因は、大垣消防組合の全体予算が令和4年度は対前年9億2,800万円増となっております。一番大きいのは、負担金の算出方法は、御案内のように人口割30%、基準財政割70%で算出するルールとなっております。その基準財政割が消防費の基準財政需要額に基づいておまして、当町はその前年度の消防費の基準財政需要額と比較しますと、10.5%、1,944万7,000円上がっております。このことが要因で当町の負担割合が全体で0.33ポイント上がっておりますので、負担金が757万3,000円増となったものでございます。

続いて、目2. 消防施設費については、対前年2,454万1,000円増の3,570万6,000円を計上しております。増となった主な要因は、冒頭でも説明しましたが、節17. 備品購入費が対前年2,646万3,000円増となっていることによるもので、4年度は、消防車両更新計画に基づきまして第3分団機動班の消防ポンプ自動車を更新すべく、2,799万5,000円が皆増となったものでございます。

続いて、105ページをお願いいたします。目3. 防災費については、対前年4,849万3,000円増の7,943万7,000円を計上しております。増となった主な要因は、冒頭でも説明いたしましたが、大吉新田地内での防災拠点の整備は順次進めてまいります。ここで、

その関連経費として5,308万7,000円が皆増となったことによるものでございます。

少し飛んで108ページをお願いいたします。目2.事務局費については、1,326万8,000円増の1億1,617万4,000円を計上しております。増となった主な要因は、節13.使用料及び賃借料の2.借上料の101.パソコン借上料が対前年1,202万8,000円増となったことによるもので、具体的には、小・中学校GIGAスクール周辺設備等や大型映像設備機器の増によるものでございます。また、節17.備品購入費は530万4,000円増の740万4,000円を計上しておりますが、これは小・中学校のパソコン教室をプログラミング教育の教室へ収容等、機能変更を整備しようとするもので、プログラミング教育関連の備品を整備しようとするものでございます。

続いて、111ページをお願いいたします。目3.プラネットプラザ管理費は、対前年3,130万3,000円増の7,030万6,000円を計上しております。増となった主な要因は、冒頭でも申し上げましたが、プラネットプラザ工事費が3,049万2,000円の増となっております。

最後に、126ページをお願いいたします。目1.元金は、対前年1,697万2,000円増の2億9,552万6,000円となっておりますが、これは長期債元金が増となったもので、令和4年度からは平成30年度債の臨時財政対策債、令和2年度債の減収補填債の元金償還が始まるということでした。

以上で、令和4年度輪之内町一般会計予算の説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第6号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第6号 令和4年度輪之内町一般会計予算については、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（田中政治君）

日程第12、議第7号 令和4年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算、日程第13、議第8号 令和4年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算及び日程第14、議第9号 令和4年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算を一括議題といたします。

参事から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

続いて、国保会計について御説明申し上げます。

予算書139ページをお開きください。

議第7号 令和4年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算。令和4年度輪之内町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億6,500万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6,000万円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1)保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。令和4年3月3日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

141ページから144ページまでは、先ほど第1条にありましたように款項別にまとめたものでございます。

それでは、当町の令和4年度の国保会計について説明してまいります。

まず、概要の説明をいたします。

4年度の予算規模は、対前年2,500万円増の歳入歳出9億6,500万円で予算編成をしております。

次に、被保険者の加入状況でございますが、令和3年4月が1,843人でしたが、直近数値の令和4年1月では1,817人と、26人減少しております。いずれも一般被保険者の減少です。退職被保険者はゼロ人となっております。

次に、被保険者1人当たりの医療費の状況でございますが、令和2年度実績値から3年度見込額の1人当たりの給付費は、一般被保険者についてはプラス7.3%となっており、医療費は、いわゆる水物と言われますが、傾向としては上昇傾向にあります。これらの背景を踏まえながら、2,500万円増となった主な要因を御説明申し上げます。

まず、歳出から御説明申し上げます。146ページを御覧ください。

この後の説明については、この事項別明細書を基点に説明いたしますので、あちこち飛びますが御容赦願います。

この中で一番増額幅が大きいのは、款3の国民健康保険事業費納付金で2,435万3,000円増の2億5,173万6,000円を計上しております。この国民健康保険事業費納付金といいますのは県に納めるべきものであり、岐阜県全体の直近3か年の医療費、被保険者の数の推移、医療費係数を加味し、さらに国・県からの交付金の増減により決定される性格のものであります。内容としましては165ページを御覧ください。項1.目1.一般被保険者医療給付費分が2,237万円増の1億7,887万7,000円、166ページの項2.目1.一般被保険者後期高齢者支援金等分が75万2,000円増の5,420万5,000円、167ページの項3.目1.介護納付金分が123万1,000円増の1,865万4,000円、それぞれ計上しております。これらがそれぞれ増となった主な要因は、先ほど申し上げましたとおり、被保険者数において一般被保険者が26人減と減少傾向にあるものの、岐阜県内で輪之内町は人口に対する国民健康保険被保険者の人数シェア等が比較的大きいことが主な要因でございます。

戻って146ページを御覧ください。次に増減幅が大きいのは、款2の保険給付費で46万5,000円増の6億6,649万8,000円を計上しております。内容としましては159ページから164ページに掲載してございますが、その中で増の主な要因は、160ページの目1.一般被保険者高額療養費が169万4,000円増となっていることによるものでございます。これについては、令和2年度実績値から3年度見込額の1人当たり的高額療養費は、一般被保険者についてはプラス2.3%となっていることから、これらの状況を考慮したものでございます。

戻って146ページをお願いいたします。次に、逆に減となっているのは、款1の総務費で対前年347万1,000円減の2,302万1,000円を計上しております。内容としては、157ページの目1.一般管理費が対前年392万9,000円減となっております。これは令和3年度予算上は、国保会計に会計年度任用職員1名を充てておりましたが、令和4年度は一般会計の総務費の一般管理費に計上しましたので、したがって会計年度任用職員の人件費である節1.報酬、節3.職員手当等、節4.共済費のうち、306万9,000円が減となったことによるものでございます。

このように歳出ベースで増となっておりますが、総額9億6,500万円の財源をどうするかということで、次に歳入ベースでの説明に入ります。

戻って恐縮でございますが、145ページをお願いいたします。

歳出同様に、この145ページを基点に説明します。よろしく申し上げます。

歳入では、その特徴的なものを中心に説明いたします。

まず、款3.県支出金については、対前年256万1,000円減の6億7,317万6,000円を計上しております。内容としては149ページを御覧ください。目2の保険給付費等交付金が252万4,000円減の6億7,105万3,000円を計上しております。御覧のとおり、節で普通交

付金、特別交付金となっております。普通交付金は46万5,000円増の6億6,062万円となっておりますが、これは歳出、159ページの項1.療養諸費から161ページの項3.移送費までの合計額6億5,802万8,000円の財源となっております。この普通交付金で手当てされております。次に、特別交付金は、298万9,000円減の1,043万3,000円となっております。この特別交付金の性質は、国の特別調整交付金、県繰入金、保険者努力支援制度分、特定健診費用を県が市町村に交付するものとなっております。その内訳は、国の特別支援交付金が395万7,000円、県繰入金が233万8,000円、保険者努力支援制度分が295万6,000円、特定健診費用分が118万2,000円となっており、いずれも県からのシミュレーション数値を参酌して計上しております。

戻って145ページをお願いいたします。次に、款5の繰入金でございますが、537万6,000円増の9,903万9,000円を計上しております。内容としては151ページを御覧ください。節1.保険基盤安定繰入金については過去5年間の実績数値を参考に積算しております。260万8,000円減の4,170万5,000円を計上しております。次に、節2.職員給与費等繰入金については、歳出の総務費に合わせる形で347万1,000円の減、節3の助産費等繰入金については前年同額を計上しております。節4から節6.その他一般会計繰入金については、県のシミュレーション数値を参酌して計上しております。

戻って145ページをお願いいたします。これまでの話を整理すれば、歳出において2,500万円増の9億6,500万円を計上しましたが、その財源として歳入において多くを占める款3.県支出金、款5.繰入金の一部について説明をいたしました。

あとは、財源として足りない分を145ページの款1の国民健康保険税、保険料で幾ら賄うかという話でございます。その額が220万7,000円増の1億7,222万3,000円ということとなります。これについては歳出でも説明いたしましたが、国民健康保険事業費の納付金等は上昇傾向にあることから、これを賄うべく保険税についても微増といたしました。しかしながら、被保険者数が減少する状況から、医療費が上昇したとき、直接負担を求めることは、相互扶助とはいえ被保険者一人一人の負担につながることは間違いございません。そこで、151ページ下段にありますように、負担増を避けるべく、国保基金から対前年1,000万円増の2,500万円を繰り入れようとするものでございます。

以上で、令和4年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算の説明を終わります。

続いて、後期高齢者医療特別会計について御説明を申し上げます。

予算書179ページをお開きください。

議第8号 令和4年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算。令和4年度輪之内町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,000万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出

予算」による。令和4年3月3日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

181ページ、182ページは、先ほど第1条にありましたように款項別にまとめたものでございます。

まず、概要の説明をいたします。

令和4年度の予算総額は、対前年1,750万円増の歳入歳出1億2,000万円で予算編成をしております。

次に、被保険者数の推移でございますが、令和3年度の予算積算時、これは令和2年9月末現在でございますが、1,140人に対して、令和4年度積算時、これも令和3年9月末現在でございますが、1,134人と、6人の減となっております。被保険者数は微減になっているのに、なぜ予算総額が1,750万円増となるかという点、令和4年度と令和5年度の2か年の保険料率と保険税額が、どちらも増額で改定される予定となっておりますためでございます。

それでは、順次増減の多いものを中心に説明させていただきます。

歳入から説明させていただきます。183ページを御覧ください。

本特別会計においても、この事項別明細書を基点に説明いたします。あちこち飛びますが、御容赦いただきたいと思っております。

この中で一番増となっているのが、款1.後期高齢者医療保険料で対前年1,469万7,000円増の8,227万8,000円を計上しております。この内容については185ページをお願いいたします。目1.特別徴収保険料、目2.普通徴収保険料、ともに増となっております。これについては冒頭でも説明いたしましたが、保険料率において所得割率が8.55%から8.90%、均等割額が4万4,411円から4万6,023円に引き上げられることによるものでございます。なお、この保険料の現年度分については広域連合で試算されたものでございまして、通知のあった額を計上しているものでございます。

戻って183ページをお願いいたします。次に増となっているのは、款4.繰入金で対前年259万7,000円増の3,006万1,000円を計上しております。その内容について、188ページをお願いいたします。節2.保険基盤安定繰入金は、162万円増の1,887万7,000円でございます。増となった主な要因は均等割額の増額によるもので、いずれも広域連合の試算値を計上しているものでございます。

続いて、歳出の説明をいたします。戻って184ページをお願いいたします。

この中で一番増となっているのは、款2.後期高齢者医療広域連合納付金で対前年1,713万2,000円増の1億967万3,000円を計上しております。その内容については、194ページをお願いいたします。特に102.保険料等負担金は、対前年1,631万3,000円増の1億110万4,000円を計上しております。これも広域連合で試算され、通知のあった金額を計上しているもので、財源としては、歳入の繰入金3,006万1,000円のうち2,744万5,000円、一般財源、つまり保険料の8,227万8,000円のうち8,222万8,000円を充当しております。

す。

戻って184ページをお願いいたします。次に増となっているのは、款1.総務費で対前年43万2,000円増の174万3,000円を計上しております。増となった主な要因は、節11.役務費が48万3,000円となっておりますが、これは被保険者証の送付回数の増によるもので、7月に通常一斉更新分と10月に2割負担創設に伴う一斉更新の分でございます。

以上で、令和4年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。

続いて、児童発達支援事業特別会計について御説明を申し上げます。

予算書199ページをお開きください。

議第9号 令和4年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算。令和4年度輪之内町の児童発達支援事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,100万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。令和4年3月3日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

201ページ、202ページは、先ほど第1条にありました款項別にまとめたものでございます。

まず、事業の概要を説明いたします。

令和4年度の予算総額は、対前年300万円増の歳入歳出2,100万円で予算編成をしております。

それでは、順次主なものを説明させていただきます。

先に歳出から説明させていただきます。204ページを御覧ください。

本特別会計においても、この事項別明細書を基点に説明いたします。あちこち飛びますが、御容赦ください。

この中で増となっているものは、款2.児童発達支援事業費で対前年299万7,000円増の2,085万円を計上しております。内容は、212ページをお願いいたします。目1.児童発達支援事業費については、先ほど説明したとおり、対前年299万7,000円増の2,085万円を計上しております。増となった主な要因は、3年度当初予算編成時は正規職員2名と会計年度任用職員1名の人件費を計上しておりましたが、令和3年度の人事異動によりまして、正職員3名プラススポットの会計年度任用職員1名の体制といたしましたので、人件費分として都合277万9,000円が増となったことによるものでございます。

続いて、歳入を説明させていただきます。203ページを御覧ください。

歳出で説明しましたが、人件費関連で277万円増となった分の財源をどこに求めるかという話で、職員の人件費を利用者等から負担いただくこともできませんし、外部資金を調達してくるのも性質上無理があります。見てもらうと分かりますが、国保連合会からの款1.障害児給付費は、対前年19万7,000円の増、通所者からの款2.使用料及び手数

料についても、前年同額を計上しております。そうすると、人件費分で増となった分については繰入金で賄うしかないということになります。したがって、款3.繰入金に対前年280万3,000円増の701万1,000円を計上しております。その内容としましては、207ページをお願いいたします。目1.一般会計繰入金として、対前年280万3,000円増の701万1,000円を計上しております。

以上で、令和4年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算の説明を終わります。

いずれも3会計について御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第7号から議第9号までは、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第7号 令和4年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算、議第8号 令和4年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算及び議第9号 令和4年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算については、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（田中政治君）

日程第15、議第10号 令和4年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算及び日程第16、議第11号 令和4年度輪之内町水道事業会計予算を一括議題といたします。

参事から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

続いて、下水道事業特別会計について御説明を申し上げます。

予算書219ページをお開きください。

議第10号 令和4年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算。令和4年度輪之内町の特定環境保全公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億4,200万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4億円と定める。令和4年3月3日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

221ページから223ページは、先ほど第1条にありました款項別にまとめたものでございます。

まず、概要の説明をいたします。

平成10年から始まった下水道管渠布設工事は、本町の南から北に向け並行に進める形で整備を進めてまいりました。令和3年度末見込みでの整備面積は370ヘクタールで、計画面積の99.7%となり、管渠の延長は10万9,050メートルで、計画延長の99.1%が完了する見込みでございます。また、下水道への接続率は48.1%で、微増傾向にあります。

令和4年度の公共下水道事業特別会計の総額予算は、1億2,600万円減の4億4,200万円で予算編成をいたしました。

それでは、順次増減の多いものを中心に御説明を申し上げます。

歳入から説明いたします。225ページをお願いいたします。

本特別会計においても、この事項別明細書を基点に説明いたします。あちこち飛びますが、御容赦ください。

この中で減となったものは、御覧のとおり、国庫支出金、町債が皆減となっております。下水道事業における管渠工事等は終盤を迎えていることもありまして、4年度における管渠工事については、工事ボリュームを大幅に減少したことから町単独で行いますので国庫補助金等はありません。また、下水道事業において適債事業もないことから、町債の発行についてもありません。

一方、款4.繰入金については、対前年4,700万円増の3億3,400万円を計上しております。増となった主な理由は、先ほど一般会計でも説明いたしましたが、基金が枯渇していること、そして公債費については、いつも公債費相当額をめどに一般会計から繰り入れておりましたが、ほかに財源を調達するすべがないことから、また歳出では、公債費の償還に変更認可用の事業計画や地方公営企業法適用化業務の各種委託料が増えておりますので一般会計からの繰入金に頼らざるを得ないと、そういったものでございます。

続いて、歳出の説明に入ります。226ページを御覧ください。

この中で減額幅が大きいのは、款1.公共下水道費で対前年1億3,587万2,000円減の1億8,765万6,000円でございます。その内容としては235ページをお願いいたします。目1.特定環境保全公共下水道建設費でございますが、1億5,059万5,000円減の9,042万7,000

円を計上しております。減となった主な要因は、節14. 工事請負費が1億5,500万円減の3,000万円となったこととございます。これについては先ほども説明しましたが、管渠工事も終盤を迎えており、4年度は下水道接続の推進に努めてまいります。一方、増となったのは、節12. 委託料が対前年274万8,000円増の4,549万3,000円としております。内容としては、従来下水道工事積算業務委託や下水道台帳修正業務の委託のほか、現在の下水道整備計画は4年度までの計画期間となっておることから、新たに4年度に変更認可の下水道事業計画を構築すべく、委託料として1,156万3,000円が皆増しております。また、昨年度より実施している地方公営企業法適用化業務委託を4年度も継続すべく、935万6,000円を計上しております。この法適用化については、人口3万人以下の団体においても令和6年4月1日までに地方公営企業法の適用が要請されているため、本会計を法適用に移行させようとするものでございます。

以上で、令和4年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計の説明を終わります。

続いて、水道会計について御説明を申し上げます。

予算書245ページをお願いいたします。

議第11号 令和4年度輪之内町水道事業会計予算。

総則、第1条、令和4年度輪之内町の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

事業の予定量、第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。(1)給水戸数3,043戸。(2)年間総給水量120万264立方メートル。(3)1日平均給水量3,288立方メートル。(4)主要な建設改良事業、イ、配水管改良事業5,594万3,000円。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。収入、第1款水道事業収益1億3,439万4,000円、第1項営業収益1億1,492万4,000円、第2項営業外収益1,947万円。支出、第1款水道事業費1億708万8,000円、第1項営業費用9,662万3,000円、第2項営業外費用967万6,000円、第3項予備費78万9,000円。

246ページを御覧ください。資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,490万6,000円は過度分損益勘定留保資金7,490万6,000円で補填するものとする。）。収入、第1款資本的収入400万6,000円、第1項工事負担金300万6,000円、第2項補償金100万円。支出、第1款資本的支出7,891万2,000円、第1項建設改良費5,670万8,000円、第2項企業債償還金2,220万4,000円。

予定支出の各項の経費の金額の流用、第5条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1)第3条予算内での各項間での流用、(2)第4条予算内での各項間での流用。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第6条、次に掲げる経費につ

いては、その経費の金額を、それ以外の経費に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。(1)職員給与費568万7,000円。

棚卸資産購入限度額、第7条、棚卸資産の購入限度額は、30万円と定める。令和4年3月3日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

247ページ、248ページは、先ほど第3条にありましたように、収益的収入及び支出を表にまとめたものでございます。

249ページ、250ページは、先ほど第4条にありましたように、資本的収入及び支出を表にまとめたものでございます。

それでは、予算の概要の説明をいたします。説明は266ページ以降の収支予算明細書にて説明いたします。

まず、266ページを御覧ください。

目1.給水収益でございますが、182万3,000円減の1億1,365万4,000円を計上しております。減となった主な要因は、給水戸数は昨年度とほとんど変わっておりませんが、給水水量が実績ベースで減少しておりますので、実績に近い形で見込んでおります。

続いて、268ページを御覧ください。支出について御説明いたします。

まず、営業費用の目1.原水及び浄水費については、812万8,000円増の2,554万4,000円を計上しております。増となった主な要因は、修繕費において700万円増となっております。4年度は第一水源地の配水ポンプのオーバーホールを計画しておりますので、その分700万円が皆増になっているところによるものでございます。

続いて、目2.配水及び給水費については、59万7,000円減の900万9,000円を計上しております。減となった主な要因は、委託料において59万7,000円減の414万円となっておりますが、これは一番下の上水道管理システム更新業務が59万円減となったものでございます。

続いて、269ページの目3.総係費については、対前年89万3,000円増の885万円を計上しております。増となった主な要因は、270ページの上から3つ目の委託料が89万円増となっております。この中において、HHT検針システム改修費からAMAS改修費までの計89万円が皆増となったことによるものでございます。

続いて、270ページの目4.減価償却費については、79万7,000円増の5,285万6,000円を計上しております。増となった主な要因は、構築物が88万円、機械及び装置が69万円、それぞれ増となったことが要因でございます。また、無形固定資産償却費については、ソフトウェアの77万円が皆減となっております。

次に、271ページを御覧ください。営業外費用の目2.公課費については、消費税及び地方消費税が103万4,000円の増となっております。

次に、資本的収入及び支出の説明に入ります。273ページを御覧ください。

項1. 建設改良費の目1. 配水施設拡張費については、1,173万9,000円減の5,594万3,000円を計上しております。減となった主な要因は、工事請負費において1,124万円減となったことによるもので、第二水源地インバーター更新工事が皆減となったことによるものでございます。

最後に、項2. 企業債償還金については、償還表に基づき償還すべき額を計上したところでございます。

以上で、令和4年度水道事業会計予算の説明を終わります。下水道事業特別会計と併せて御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第10号及び議第11号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第10号 令和4年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算及び議第11号 令和4年度輪之内町水道事業会計予算については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

（「議長、休憩をお願いします」の声あり）

○議長（田中政治君）

それでは、暫時休憩します。

（午前11時48分 休憩）

（午後0時59分 再開）

○議長（田中政治君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

○議長（田中政治君）

日程第17、議第12号 輪之内町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

総務課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

それでは、議第12号について御説明申し上げます。

議案書20ページをお願いいたします。

議第12号 輪之内町個人情報保護条例の一部を改正する条例について。輪之内町個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和4年3月3日提出、輪之内町長でございます。

今回の改正の内容は、現在の個人保護制度は、制度を実施する主体によって適応される法令が異なっていました。個人情報の保護に関する法律に一本化されたため、当町の当該条例が引用している法律の名称を変更するものでございます。

具体的には、現行では当町の個人情報保護条例に引用している法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律を引用しておりますが、これが我が国において、先ほど申し上げましたが、一本化されておりますので、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止されましたので、引用法律の記述を改正しようとするものでございます。

別冊の新旧対照表の1ページを御覧ください。

下線の部分でございますが、第2条第2号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第3項」に改めるものでございます。

戻って議案書の21ページをお願いいたします。

これは改め文でございます。

附則として、この条例は、令和4年4月1日から施行することとしております。

なお、一本化された個人情報保護法を基に当町の個人情報保護条例の整備は、現在、整備中でありまして、令和4年度中に改正し、5年度から施行する予定となっております。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第12号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者なし)

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第12号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第12号 輪之内町個人情報保護条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

○議長（田中政治君）

日程第18、議第13号 固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

総務課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

それでは、議第13号について御説明申し上げます。

議案書22ページをお願いいたします。

議第13号 固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例について。固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和4年3月3日提出、輪之内町長でございます。

今回の条例改正の内容につきましては、国が策定しました「地方公共団体における押印見直しマニュアル」に基づきまして、押印等の見直しを行うものでございます。

具体的には、今回の条例改正は、3条立てで構成しており、内容は、押印を廃止すべく改正するものでございます。

なぜ3条立てかといいますと、当町の条例上で押印の規定があるのは3つの条例で、1つは固定資産評価審査委員会条例、2つ目に職員のサービスの宣誓に関する条例、そして3つ目に輪之内町選奨生奨学金貸与条例でございます。これらの条文中や様式に記載されている押印を削り、改めるものでございます。

それでは、新旧対照表の2ページをお願いいたします。

固定資産評価審査委員会条例では、第4条中第4項を削り、第5項を第4項として、第6項を第5項として繰り上げます。

そして、第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改めるものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

職員のサービスの宣誓に関する条例では、第2条第1項中「任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員にあつては教育委員会。以下同じ。）又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削り、「に署名して」を「を任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員にあつては教育委員会。以下同じ。）に提出して」に改めるものでございます。

なお、この3つ目の輪之内町選奨生奨学金貸与条例については、様式中に印という記載があるんですが、その様式中の話でございますので、軽微な改正内容と私も判断いたしまして新旧対照表は作成しておりません。このことを御容赦いただくとともに、御了承をお願いいたします。

議案書23ページにお戻りください。

これは改め文でございます。

なお、先ほど説明した輪之内町選奨生奨学金貸与条例について、様式のことであるので割愛させていただいた内容は、第3条に記載のとおりであります。

附則として、この条例は、令和4年4月1日から施行するものとします。

なお、このほかの押印の規定があるものは、規則や要綱、その他様式中に定めておりますが、その数は150を超えております。これらの規則改正は、今年度中、今現在やっておりますが、完了予定であることを申し添えます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（田中政治君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

分からないところがあるんですが、この条例改正は、固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例になっています。これの条例と職員のサービスの宣誓に関する条例と選奨生奨学金貸与条例、これは全く別個のものなんですけれども、これ一本で改正していいものなんでしょうか。私、その辺がよく分かりません。

○議長（田中政治君）

総務課長 荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

一遍にやっていいかという御質問でございますが、先ほども冒頭に説明しましたが、これらの3本の条例の中には条例上に印の規定があるんですね。普通はと言ったらおかしいですけど、普通は規則なんかに委任して、そういったものを規定しておるんですが、これは条例本文の中にあるので、今回、それをまずもってこの議会の議決を経て改正しようとするものでございます。

それで、それぞれ一遍にやっていいかということですが、これはテクニカルなことでもございまして、今までもこういったふうに何条か立てで一遍に改正するということは過去にもやってございますし、それぞれお認めいただいておりますという経緯がありますので、今回も同様に関連条例3本を3条立てにして出させていただいたという経緯でございまして。

テクニカルなことなので、特に法的に何か規制があるか、そういうことはございません。以上でございます。

○議長（田中政治君）

ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから議第13号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第13号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第13号 固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

○議長（田中政治君）

日程第19、議第14号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを

議題といたします。

税務課長から議案説明を求めます。

田内満昭君。

○会計管理者兼税務課長兼会計室長（田内満昭君）

それでは、説明させていただきます。

議案書の24ページをお開きください。

議第14号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和4年3月3日提出、輪之内町長でございます。

次の25ページが一部を改正する条例です。

今回の条例改正は、健康保険法等の一部を改正する法律が令和3年6月に公布されたことに伴い、国民健康保険税について未就学児に係る被保険者均等割額の減額措置を新たに規定するほか、法律改正に合わせて所要の改正をするものです。

改正部分は新旧対照表にて説明させていただきます。

新旧対照表の4ページをお開きください。

4ページから8ページまでは、法律改正に合わせた文言の修正及び追加となっております。

このうち、4ページの第3条及び次の第4条については、見出しに「基礎課税額の」を加えるものです。この基礎課税額とは、国保加入者の医療費などに充てる保険税のことです。国民健康保険税は、基礎課税額のほか、後期高齢者の方の医療費を支援する後期高齢者支援金等課税額と40歳から64歳までの方のみ負担する介護納付金課税額の3つを合わせたもので、課税区分を明確にするための文言の追加でございます。

次に、8ページを御覧ください。

一番下の行、第23条第2項からが未就学児に係る均等割額を5割軽減する規定を新設するものです。5割軽減の対象となるのは、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内にその年度末時点で6歳に達する被保険者、未就学児がいる場合です。

9ページの第1号が基礎課税額である医療分の均等割額3万7,500円に係る軽減額となっております。また、所得に応じた軽減措置を受ける世帯については、7割、5割、2割を軽減した後の額からさらに5割を軽減しますので、アの7割軽減世帯につきましては3万1,875円、イの5割軽減世帯につきましては2万8,125円、ウの2割軽減世帯は2万2,500円を軽減します。アからウまでの軽減世帯以外の世帯については、エの1万8,750円を軽減いたします。

また、後期高齢者支援金等分の均等割額1万1,400円に係る軽減額は、第2号のとおりとなっております。アの7割軽減世帯につきましては9,690円、イの5割軽減世帯につきましては8,550円、ウの2割軽減世帯は6,840円を軽減し、軽減世帯以外は5,700円

を軽減いたします。

これら軽減分の公費負担割合は、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1となっております。

これ以下、10ページの第23条の2の第1項から19ページの附則第13項までの条文につきましては、法改正に伴う項ずれを改正するものです。

もう一度議案書の26ページにお戻りください。

附則、第1条の施行期日につきましては、公布の日から施行するものとし、ただし書で第13条第1項、第23条及び第23条の2並びにこの附則の改正規定については、令和4年4月1日から施行するものとします。

また、附則第2条の適用区分につきましては、令和4年度以後の年度分について適用いたします。

以上で議第14号の説明といたします。御審議賜りますよう、よろしく申し上げます。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（田中政治君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

1点、お尋ねします。

これは、未就学児のいる家庭は均等割はかからないというような仕組みだと思います。私は一般質問でも取り上げたことがありました。これに該当する世帯というのは何世帯あるものなんでしょうか。

○議長（田中政治君）

田内満昭君。

○会計管理者兼税務課長兼会計室長（田内満昭君）

令和4年1月1日現在で25世帯、28名の方が未就学児としていらっしゃいます。

○議長（田中政治君）

ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから議第14号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議第14号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第14号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

○議長（田中政治君）

日程第20、議第15号 輪之内町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

税務課長から議案説明を求めます。

田内満昭君。

○会計管理者兼税務課長兼会計室長（田内満昭君）

それでは、説明させていただきます。

議案書の27ページをお開きください。

議第15号 輪之内町手数料徴収条例の一部を改正する条例について。輪之内町手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和4年3月3日提出、輪之内町長でございます。

次の28ページは、一部を改正する条例です。

今回の条例改正は、税務に関する事務を簡素化するため、各種証明書の交付単位を改正するほか、文言の修正をするものです。

改正部分は新旧対照表にて説明させていただきます。

新旧対照表20ページをお開きください。

改正部分は、初めに別表の事務の種類6. 各種証明に関する事務の括弧内の下線部分です。右の現行の表は、1の項から5の項までとなっていますが、「項」の文字を左の改正案のとおり、「部」に修正します。別表の横の区切りが2種類以上の場合、この区切りが大きいほうから順に、部、款、項という呼び方になっておりますので部に修正するものです。

次に、事務の内容の1号及び2号の税務に関する証明書の交付について、現行の租税公課証明書の交付単位である「土地1筆、家屋1棟又は証明書1枚につき」及び土地家屋証明書交付手数料の交付単位である「土地1筆、建物1棟又は1枚につき」を改正案

のとおり、「証明の用紙1枚につき」に統一し、事務を簡素化するものです。

なお、税務に関する各種証明は、世帯であれば1枚に4名まで、土地・家屋であれば、1枚に9件まで用紙1枚にまとめて交付することができます。

次に、事務の内容、12号のその他証明書交付手数料につきましては、交付単位を改正案のとおり、「1件につき」を「証明事項1件につき」に改め、単位を明確にさせていただきます。

議案書29ページにお戻りください。

附則について、この条例は、令和4年4月1日から施行するものといたします。

以上で議第15号の説明を終わります。御審議を賜りますよう、よろしく申し上げます。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから議第15号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議第15号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第15号 輪之内町手数料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

○議長（田中政治君）

日程第21、議第16号 輪之内町消防団条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

危機管理課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

それでは、議第16号について御説明を申し上げます。

議案書30ページをお願いいたします。

議第16号 輪之内町消防団条例の一部を改正する条例について。輪之内町消防団条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和4年3月3日提出、輪之内町長でございます。

今回の改正内容につきましては、先ほど一般会計の令和4年度当初予算の場においても説明いたしましたが、国において昨今の消防団員の成り手不足が懸念されておると。当町でもその潮流は例外ではなく、定数については、昨年度、消防団員数において条例改正をお認めいただいたところでございます。

そのような状況下、先ほど申し上げましたが、国では消防団員の処遇に関する検討会等々を立ち上げられまして、検討結果が報告書としてまとめられてきました。その中で、消防団員の報酬額の基準というのもお示しがあったところでございます。その内容については先ほど説明しましたので詳しくは説明を割愛させていただきますが、4つの基準について説明がありました。

次に、新旧対照表21ページをお願いいたします。

その内容でございます。

消防庁が示した基準額を勘案して、今回の条例改正では、年額報酬については普通交付税算定単価に合わせようとするもので、消防団長は「7万2,000円」から「8万2,500円」、副団長が「5万4,000円」から「6万9,000円」、分団長が「4万円」から「5万500円」、副分団長が「3万7,000円」から「4万5,500円」、班長が「3万1,000円」から「3万7,000円」、団員については「2万4,000円」から「3万6,500円」にしようとするものでございます。

なお、現行では、運転手、機械係という階層報酬もありますが、現在、運転手、機械係という特定の者を指定する活動はしておりません。団員の誰もが運転手、そして機械係ができるように活動を行っておりますので、今回、その階層は削除してございます。

また、出動報酬については、現行は費用弁償として支払っておりましたが、国が示すとおり、出動報酬として報酬体系を見直しまして、金額は、現行の費用弁償を勘案して、時給1,000円として、災害時を除き、1日当たり8,000円を上限とすることとしております。

議案書に戻って、31ページをお願いいたします。

改め文でございます。

附則として、この条例は、令和4年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者なし)

○議長（田中政治君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから議第16号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長（田中政治君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議第16号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第16号 輪之内町消防団条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

○議長（田中政治君）

日程第22、議第17号 輪之内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

危機管理課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

それでは、議第17号について御説明申し上げます。

議案書32ページをお願いいたします。

議第17号 輪之内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。輪之内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和4年3月3日提出、輪之内町長でございます。

今回の改正は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の改正に伴いまして、消防団員等公務災害を受ける権利を担保とする特例を廃止すべく改正を行うものでございます。

具体的には、新旧対照表23ページをお願いします。

同条例の第3条第2項のただし書を削除する改正で、内容は、「ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫

又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。」との記述があります。これを削除しようとするものでございます。

この背景としては、基となっている責任共済法第55条第1項の改正に連動いたしまして、年金担保貸付事業等が廃止、これは令和4年4月施行予定となっておりますが、廃止されまして、財務省においても申込み受付を終了するという改正をされていることから、当該部分を削除しようとするものでございます。

議案書に戻っていただいて、33ページをお願いいたします。

附則として、この条例は、令和4年4月1日から施行することとしております。

また、経過措置を設けております。第2項では、既に担保に供されているものについては、4月1日以後も従前の例により担保に供することができる旨、第3項では、4月1日現在において既に申込みのある各種年金と関わる補償を受ける権利は担保に供することができる旨をそれぞれ定めております。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから議第17号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議第17号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第17号 輪之内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

○議長（田中政治君）

日程第23、議第18号 町道路線の認定についてを議題といたします。

建設課長から議案説明を求めます。

大橋勝弘君。

○建設課長（大橋勝弘君）

議第18号 町道路線の認定について。

それでは、お手元に配付の議案書34ページをお開きください。

議第18号 町道路線の認定について。道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、町道路線を次のように認定する。令和4年3月3日提出、輪之内町長でございます。

続きまして、次ページ、35ページにつきましては、今回認定の承認をいただく路線でございます。

36ページにつきましては、その路線の位置図を輪之内町管内図に落としてございます。

認定路線は、町道33858号線、起点は輪之内町大吉新田知ノ割1210番の1地先から、終点は大吉新田知ノ割1182番の1地先までとなっております。この路線は、揖斐川堤防沿いの防災拠点南側に新設する道路でございます。

この道路につきましては、現在、木曾川上流河川事務所において防災拠点の造成に併せて坂路も整備をさせていただいており、今後、町のほうで舗装等を施工し、町道として管理をしようとするものでございます。道路は、片側歩道付の2車線道路を計画しており、幅員は8.75メートル、延長は250.77メートルの予定でございます。

以上、1路線の道路認定でございますが、御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから議第18号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議第18号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第18号 町道路線の認定については、原案のとおり可決をされました。

○議長（田中政治君）

お諮りします。

ただいま各常任委員会に付託しました議案につきましては、輪之内町議会会議規則第46条第1項の規定により3月17日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思えます。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第2号から議第11号については、3月17日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。各常任委員長は、3月18日に委員長報告をお願いいたします。

○議長（田中政治君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、議会2日目は3月17日午前9時までに御参集をいただきたいと思えます。

本日は大変御苦労さまでした。

（午後1時30分 散会）

令和4年3月3日開会 第1回定例輪之内町議会

第2号会議録 第6日目

令和4年3月8日

○議事日程（第2号）

日程第1 発議第1号 ロシアによるウクライナへの侵略に対する毅然とした対応と在留邦人の安全確保と国民生活への影響対策を求める意見書について

○本日の会議に付した事件

日程第1の事件

○出席議員（8名）

1番	大橋慶裕	2番	林日出雄
4番	浅野重行	5番	浅野進
6番	上野賢二	7番	高橋愛子
8番	小寺強	9番	田中政治

○欠席議員（なし）

○欠員（1名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	箕浦靖男
参事兼 総務課長兼 危機管理課長	荒川浩	会計管理者兼 税務課長兼 会計室長	田内満昭
調整監 (住民・福祉)兼 住民課長	中島良重	教育課長	野村みどり
福祉課長	伊藤早苗	経営戦略課長	菱田靖雄
建設課長	大橋勝弘	産業課長	松井和明
土地改良課長	松岡博樹		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	中島広美	議会事務局	西脇愛美
--------	------	-------	------

(午後1時00分 開議)

○議長（田中政治君）

ただいまの出席議員は8名です。全員出席でありますので、令和4年第1回定例輪之内町議会第2日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（田中政治君）

日程第1、発議第1号 ロシアによるウクライナへの侵略に対する毅然とした対応と在留邦人の安全確保と国民生活への影響対策を求める意見書についてを議題といたします。

代表議員による趣旨説明を求めます。

大橋慶裕君。

○1番（大橋慶裕君）

提案理由、ロシアに対し、ウクライナへの侵略、軍事行動を直ちに中止するよう求めるとともに、政府に対し、現地在留邦人の安全確保に努めるとともに、国際社会と緊密に連携しつつ、毅然たる態度でロシアに対して制裁措置の徹底及び強化を図り、即時無条件でのロシア軍の撤退を求めるよう要請するために提案するものです。

発案書。

発議第1号 ロシアによるウクライナへの侵略に対する毅然とした対応と在留邦人の安全確保と国民生活への影響対策を求める意見書。ロシアによるウクライナへの侵略に対する毅然とした対応と在留邦人の安全確保と国民生活への影響対策を求める意見書を次のとおり発案する。令和4年3月8日提出。提出者、輪之内町議会議員 大橋慶裕、同、輪之内町議会議員 小寺強、同、輪之内町議会議員 高橋愛子、同、輪之内町議会議員 上野賢二、同、輪之内町議会議員 浅野進、同、輪之内町議会議員 浅野重行、同、輪之内町議会議員 林日出雄。輪之内町議会議長 田中政治様。

ロシアによるウクライナへの侵略に対する毅然とした対応と在留邦人の安全確保と国民生活への影響対策を求める意見書。

去る2月24日、国際社会の懸命な外交努力にもかかわらず、ロシア軍はウクライナへの侵略を開始した。

この侵略は、ウクライナの主権と領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる明白な国際法違反であるとともに、国連憲章の重大な違反であり、本町議会はこれを厳しく非難する。

力による一方的な現状変更は、国際秩序の根幹を脅かす行為であり、断じて認められるものではなく、ロシアは、ウクライナに対する攻撃を即刻停止するよう強く求める。

また、我が国は残忍な核攻撃を受けた唯一の被爆国であり、プーチン大統領の核兵器の使用を示唆する発言を断固として許すわけにはいかない。

よって、政府においては、ロシアに対し毅然とした態度で非難し、現地在留邦人の安全確保に努めるとともに、国民生活への影響対策について万全を尽くすことを要請する。

あわせて、核兵器の使用禁止を対外的に強く訴えるとともに、国際社会と連携し、ウクライナへの人道支援やさらなる経済制裁を含めた対応を行うなど、世界の恒久平和の実現と国際秩序の維持に向け、全力を尽くすことを要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和4年3月8日、岐阜県安八郡輪之内町議会。内閣総理大臣様、外務大臣様、経済産業大臣様、衆議院議長様、参議院議長様。

以上です。

○議長（田中政治君）

この意見書は議員全員からの発議でございますので、質疑及び討論を省略し、採決を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認め、これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号 ロシアによるウクライナへの侵略に対する毅然とした対応と在留邦人の安全確保と国民生活への影響対策を求める意見書については、原案のとおり可決をされました。

○議長（田中政治君）

本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

大変御苦勞さまでした。

（午後1時05分 散会）

令和4年3月3日開会 第1回定例輪之内町議会

第3号会議録 第15日目

令和4年3月17日

○議事日程（第3号）

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1の事件

○出席議員（8名）

1番	大橋慶裕	2番	林日出雄
4番	浅野重行	5番	浅野進
6番	上野賢二	7番	高橋愛子
8番	小寺強	9番	田中政治

○欠席議員（なし）

○欠員（1名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	箕浦靖男
参事兼 総務課長兼 危機管理課長	荒川浩	会計管理者兼 税務課長兼 会計室長	田内満昭
調整監 (住民・福祉)兼 住民課長	中島良重	教育課長	野村みどり
福祉課長	伊藤早苗	経営戦略課長	菱田靖雄
建設課長	大橋勝弘	産業課長	松井和明
土地改良課長	松岡博樹		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	中島広美	議会事務局	西脇愛美
--------	------	-------	------

○議長（田中政治君）

ただいまの出席議員は8名です。全員出席でありますので、令和4年第1回定例輪之内町議会第3日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（田中政治君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

輪之内町議会会議規則第55条の規定によって質問は3回までといたします。

2番 林日出雄君。

○2番（林 日出雄君）

皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして始めさせていただきます。

現代社会において、人は誰もが生まれたときに男か女かという「ジェンダー」を割り当てられ、与えられたジェンダーがその後の人生、例えば学校や職場における経験をほぼ決定づけていきます。それに対して「ジェンダーレス」とは、生物学的な性差を前提とした社会的・文化的性差をなくそうとする考え方を意味する言葉です。

現在では、同じ職種でありながら男女で呼び名を変えることはほとんどありませんが、以前は女性の保育士のことを保母、男性の保育士のことを保父と表現していたことから分かるように、生物学的な性差を基に、同じ仕事をしている男女に対して区別をしていたと見られます。

また、子供たちの場合にも同じような状況があり、近年ではランドセルの色がカラフルに変わり、男女で色が決まっているといったことはなくなりつつありますが、過去には、男の子は黒のランドセル、女の子は赤のランドセルということが一般的でした。また、学生の制服の場合も、男子生徒はスラックス、女子生徒はスカートと決められている学校は少なくありません。

しかし、このような生物学的な男女の性差を前提とした規則は廃止される傾向が高まってきており、職業の呼び名も男女の違いに関係なく統一され、制服のジェンダーレス化を採用する学校が広がっています。

それでは、質問に移ります。

1. ジェンダーレス制服の導入について。

輪之内中学校の制服は、昭和23年9月に仁木中学校と組合立南安中学校が統合し、組合立輪之内中学校が発足して以来、70年以上の長きにわたり、ほぼ形を変えることなく

今日まで引き継がれています。

しかしながら、ジェンダー平等が進められる令和の時代において、男女の性差にとらわれない社会に変わりつつある中で多様性に対応する制服の在り方が問われるようになり、今、学校制服は、生徒・児童一人一人が「自分らしく」、誰もが「心地よく」着ることのできる制服が求められています。

一宮市が2022年4月から公立中学校に導入する新制服は、令和元年8月から検討し、「みんなの制服プロジェクト」として、児童・生徒の投票を経て決定をしています。

また、関市が2023年4月から公立中学校に導入する新制服は、令和2年3月から検討し、「夢プロジェクト」として、児童・生徒、市民の投票を経て決定し、夢のある明るい学校をコンセプトに、制服の変更に当たっては、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合い、自分らしく生きることを認め合うことのできる学校を目指しています。

どの市町も導入するに当たっては準備期間を費やしているようですので、早い対応が求められると思います。

また、大切なのが、どの制服を選択しても大丈夫という環境づくりだと思います。令和の時代にふさわしい、LGBTの生徒にも対応した、輪之内町らしいジェンダーレス制服を検討してはいかがでしょうか。町長及び教育長の御見解をお伺いいたします。以上です。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

おはようございます。

今、林議員からはジェンダーレス制服の導入について御質問をいただきました。

私からはジェンダーレスをはじめとする人権等に関する考え方について述べさせていただきます。その後、教育長から当町の制服の扱いについて答弁をさせていただきますので、よろしくお願いします。

今、輪之内町では、全ての住民の人権が尊重される人権社会の実現を目指すため、「輪之内町人権施策推進指針」というのを策定しており、一人一人が人権感覚を高め、お互いを思いやる、支え合いのまちづくりを推進しております。

私たち一人一人は、様々な個性を持ったかけがえのない存在であり、国籍、信条、性別、性的指向・性自認、いわゆるLGBTと称されるものですが、そういったものとか、障がい、職業、その他の事由により、生まれながらに有する人間としての権利を妨げられることなく、個人として尊重されなければなりません。

そして、誰もが自分らしく生きられる社会となるために、学校・職場、そして地域全体であらゆる人権問題についての偏見や差別を解消しなければなりません。

ジェンダーに対する考え方は様々であります。人権視点からのアプローチもあります

し、また男女共同参画社会実現のありようと、そういったことから語られることもあります。

「ジェンダーレス」とか、「ジェンダーフリー」の用語が飛び交っております。しばしばその理解の中では相互に入り組んだ関係になってしまっていて、よく用語の境界というのが分からなくなっておりますけれども、概念として申し上げるなら、ジェンダーレスというのは性別の境界を取り払っていこうという意味であり、今回の御質問にありましたジェンダーレス制服の御提案、そういうジェンダーによる、性別による境界をなくそうという考え方です。

一方、ジェンダーフリーというのは多様な生き方ができるように、男らしさ、女らしさという性別による社会差別から脱却しようという考え方、言い換えれば、性別の否定はせず、性別による社会的差別をなくしていこうと、そういう考え方です。

ちょっと場面を転じますと、女性の社会参加の脈絡で語られることも多くあって、ジェンダーに起因する社会的課題というのは数知れないだろうと、そんなふうに思っております。

その意味で言うならば、御質問にありましたジェンダーレス制服についても、生徒が自分らしく生きたいという多様性の尊重や健康にも配慮すべきものであります。

全国的に、性別に関係なく自由に選べる制服を導入する学校が増えているという現状を直視する必要もあります。関係者間で検討を重ねるべきものと考えております。

学齢期には周囲の理解や知識のなさから、ジェンダー等、性に対する悩みを持った子供たちもいるのではないかと考えております。

また、自分らしく生きていこうとカミングアウトした結果、学校の中で孤立してしまうということになるかもしれません。

こういったことが起こらないように、学校、家庭、地域のそれぞれ果たすべき役割とかがあると思っております。

性差に対するイメージは、個人によって異なります。ジェンダーレスを実現するためには、社会全体が個人を尊重することの大切さを基本的に理解することが大事なだろうと、そんなふうに思っております。

日頃から多様な性を認めることのできる人を増やしていけるような教育、悩みを話せる人や居場所づくり、支援できる環境づくり、正しい知識と理解を得る機会をつくることなど、我が町としてもその人権課題、いろんな課題があります。でも、一つ一つ着実に乗り越えていくことが大事なだろうと、そんなふうに思っております。問題提起を大切なきっかけとして、積極的に取り組んでまいります。

私のほうからは以上です。

○議長（田中政治君）

教育長 箕浦靖男君。

○教育長（箕浦靖男君）

続いて、私からジェンダーレス制服の導入についてお答えさせていただきます。

輪之内中学校は、昭和22年5月に組合立南安中学校と仁木中学校が開校し、翌23年9月に両校が統合され、輪之内中学校が発足しました。

創立以来、74年間の長きにわたり、制服は、男子は詰め襟の学生服、女子はセーラー服と決められ、現在に至っております。

その間、昭和36年度から女子の白のリボンが小豆色のひもに変わりましたが、今まで制服の見直しはありませんでした。

制服は、公私のけじめがつかます。帰属とか規律意識を高めます。毎日着る服に迷わなくてよいです。また、私服より経済的で格差を生まないなどの制服のよさがあります。それで、今まで長く普及してきました。

また、制服を自由な私服に変えると、学校が荒れ、学習どころではないという教師の懸念が働いていたのではないかと考えられます。

学校生活をジェンダーという観点から振り返ってみると、気になる場面が数多くあります。

重いものを運ぶなど力が必要な作業があるときは男子生徒を指名することや、文化祭とか学習発表会のために室内を紙で作った造花で装飾するときなど、細かな作業は女子がやるものだという先入観が働き、男女はそもそも別だという考えが深く根づいていると感ずることがあります。

昭和、平成、令和と年代が進むにつれ、ジェンダーに対する考え方も変わってきました。

今から20年ほど前に教育事務所から、今まで使用していた男女別名簿を児童・生徒の性別で分けずに、五十音などの順番に並べる「男女混合名簿」を導入するようにと指導がありました。それ以来、ほとんどの学校が男女混合名簿に切り替え、現在も使用しております。

男女別名簿は、男子が前、女子が後ろなどという順序をつくり、男子優先、女と男は生まれながらに違う存在で区別されるものであるという強力な概念と性別で順番が決まるのは、性差による役割分担の固定化につながるというものです。

男女混合名簿は、健康診断や体育で使いにくいと答える教師がおります。これも現在では表計算ソフトを使えば、名簿は簡単に並べ替えができます。出席簿や指導要録などで現在も使用しております。

林議員からの御質問にありますように、最近の多様性が重視される世の中の流れを受けて、岐阜県内の公立中学校で学校制服のジェンダーレス化に対する動きが進んでおります。

先ほどもありましたが、関市は令和5年度から、全中学校が性別に関係なく着られる

ジェンダーレス制服の導入を進めております。

制服の変更は、中学校校長会とか市の教育委員会で作られる制服プロジェクト協議会で進め、男女とも上着はブレザーを採用し、スラックスとスカートは、性別を問わず自由に選択できるというものです。

制服変更については、生徒や保護者、地域の新制服への意向等の現状を把握、制服メーカー選定などの協議が必要となります。

新制服の導入に当たっては、2年または3年の移行期間が必要となります。現制服と新制服を併用することになります。

今後、輪之内町でも制服見直しの可否を含め、PTA、教職員、生徒会、学校運営協議会等のいろんな場で検討してまいります。

以上で、林議員の質問の答弁とさせていただきます。

(2番議員挙手)

○議長（田中政治君）

2番 林日出雄君。

○2番（林 日出雄君）

御答弁ありがとうございました。

ジェンダーレスに関しましては、人権の大切な課題として、先ほど町長よりしっかりと乗り越えていくというような御答弁をいただきましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

教育長には、2点ほど再質問をさせていただきます。

まず、私が1つ感じていることは、2022年4月から成人年齢が20歳から18歳に引き下げられることでより早い段階から選択をする力を身につけていくことも、これからの時代を生き抜くためには必要になると思ひます。この制服の選択もその一環になればと思ひますが、教育長のお考えをお聞かせください。

また、保護者の方々も選択の過程で子供たちの内面を知ることで、より親子で向き合うきっかけにもつながっていくと私は思ひます。

また、自分らしさや心地よさは、生徒同士がお互いに認め合える環境の中でこそ生まれるものだと私は思ひしております。そうした環境づくりを、やっぱり学校全体で取り組んでいただきたいと思ひますが、教育長のお考えをお聞かせください。以上です。

○議長（田中政治君）

教育長 箕浦靖男君。

○教育長（箕浦靖男君）

今の質問にお答へしたいと思ひます。

選択する力というのは、私が思ひますのは、子供たちが将来に向かって生きる力をつけるということではないかと思ひます。この生きる力の育成には、コミュニケーション

能力とか、物事を多様な視点で考察する、そういう力が必要となります。

そのためには学力をつけるということですが、学力の3つの要素、これを現在も学校で取り組んでやっておりますけれども、こういうふうに入力を入れてやっていく必要があると思います。まず、1つ目ですが、基礎的な知識・技能をしっかり身につけさせると、2つ目は、知識・技能を活用して、自分で考え、判断し、表現する力を育むと、3つ目は、学習に取り組む意欲が必要になりますので意欲を持って取り組むと、そういう児童・生徒を育成していくということです。

要するに、現在の学習を大切にして、学力をきちんと身につけると、これがやっぱり生きる力になり、選択する力につながってくるものと私は考えております。

2点目ですが、自分らしさや心地よさは、生徒同士がお互いに認め合う環境の中で生まれると、このとおりです。私もこのように思います。このような学校にするためには、私、いつも学校のほうで校長会とかでは話しておりますけれども、生徒が共感的に人間関係で結ばれる、互いのよさを認め合う、そういう学級・学校づくりと、これが大事ですと、これは当たり前のことかもしれませんが。

2つ目は、自分はやっぱり存在感のある、価値のある人間であると、学校の中でそういうように実感ができれば楽しくなりますし、やる気も出ます。こういう児童・生徒を育てていけるという、学級・学校で取り組むということです。

3つ目、自分のよさに気づいて、何事も自分から進んで取り組もうとする、そういう児童・生徒のいる学校をつくると。

ちょっと抽象的で一般的かもしれませんが、私はこのように思っております。以上でございます。

(2番議員挙手)

○議長（田中政治君）

2番 林日出雄君。

○2番（林 日出雄君）

再御答弁ありがとうございました。

先ほど先生が言われたように、選択する力というのは、やっぱり生きる力だと、私も今そう思いました。やっぱりそういう力を早い段階からしっかり取り組んでいくということは本当に大切になると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、制服の導入に当たっては、やっぱり生徒・児童、一人一人が主役になることが一番だと思ひますので、そういう形で御検討をしていただきたいと思ひます。

また、こうした取組が輪之内町の未来を担う子供たちにとって夢づくりの一環としてつながっていくことを私は期待いたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中政治君）

4番 浅野重行君。

○4番（浅野重行君）

皆さん、おはようございます。

議長より発言のお許しをいただきましたので、無人航空機「ドローン」の活用について質問させていただきます。

近年、機械技術の発展が進む中、様々な分野において無人航空機「ドローン」が急速に普及したことで、その言葉を聞く機会が多くなってきましたが、ドローンは元は軍事用として使用されていたもので、ドローンと呼ばれ始めたのは2010年以降のことで、2015年には航空法第2条22項の改正により、無人であり、遠隔操作または自動操縦で飛行ができる200グラム以上の重量の機体がドローンと定義されるようになりました。

ドローンは、準備からの機動性、撮影性能に優れており、遠隔操作で人が立ち入れないような場所を映し出すことが可能なため、従来の方法では不可能だった分野や用途での活用が期待され、現在では様々な分野で活用されています。

我が国では、地震や大雨等による土砂崩れ、台風などの自然災害による被害の影響が年々甚大になり、ドローンは様々な支援が必要な被災者の捜索や救助はもちろん、被災状況の確認や調査に大きな役割を果たします。また、孤立した集落に水や食料を届けることもできることから、各自治体においても災害時のドローン活用が注目を集めており、当町においても今後の災害に備えた防災力の強化をはじめ、様々な業務の効率化やコストの縮減につながり、ドローンは今後さらに活躍の場を広げていくことが予想されることから検討してはと思いますが、町長の御見解をお伺いします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

浅野重行議員からは無人航空機、いわゆるドローンと呼ばれるもの、その活用についての御質問をいただきました。

今後の災害に備えた防災力の強化をはじめ、様々な業務の効率化、コスト縮減につながるということから導入に向けての御提案と受け止めました。

ドローンの使用用途については、現在、様々な用途に活用されておるところでございます。最近の新聞報道等によると、世界紛争の中でもドローンが意外なところで力を発揮して、いろんな戦況の変化にかなりの影響力を及ぼすというような、ちょっと余り喜ばしくない展開というものもあるようでありますけれど、そういったこととは別で、いわゆる民生用の観点から見ても、ドローンにはかなりの期待、可能性というものを私自身も持っております。

その活用方法というのを大別すると、先ほどもいろいろ御提案がありましたけれども、

娯楽用としてのドローンと事業用のドローンというのがあるんだろうと思っています。

事業用としては、災害・事故の調査、それからよく言われる橋梁等のインフラ点検でありますとか、農業、物流など多岐にわたり、「空の産業革命」という言葉で語られることもあるようでございます。

ここで、導入に向けてかかる経費や操縦ライセンス等の状況というのは一体どうなんだろうと。いわゆるドローンという言葉が先行しておりますけれども、その実態というものは何なんだろうということをいま一度確認してみたいなと、そういうふうに思います。

まず、初期投資の経費、いわゆるイニシャルコストというものですが、いずれもインターネット情報ではありますけれども、ちょっとお話しさせてもらいますと、まず本体価格については、機体重量200グラム以上のもので約17万円ほど、附属品が約3万円、トータルで1基当たり約20万円ぐらいかなと。一方、200グラム以下ですと約5万円、附属品3万円で、1基当たり約8万円ぐらいの導入コストがかかるんだろうと。

一方で、農業における農薬散布等、かなり大型のものがあるわけですがけれども、こういったものになりますと、1基当たり、少なくとも100万円から300万円を超すものまで出ているようであります。これが機体としての状況ということですね。

次に、操縦ライセンスについてであります。今のところ、16歳以上の者で、3年ごとに更新が義務づけられておるという状況です。

ドローンは、資格なしで仕事をすることは可能でしたけれども、国土交通省が策定した「ロードマップ2020」に鑑み、ドローンによる事故を減らし、安全性をより確保すべく、ライセンス取得を進められたいとの指針が出ております。

ライセンスは国家資格で、国土交通省が策定した「ロードマップ2020」では、無人航空機レベル4を実現させるため、新たな制度ができております。

レベル4とは、補助者なし、操縦者の目線なしでドローンを人がいるエリアの上空に飛ばすこととなっております。

区分的には、1等資格と2等資格に分かれており、1等資格はレベル4相当で、そのハードルが高く設定されており、一方、2等資格は、レベル1からレベル3の飛行に相当するものとされております。

ライセンスの取得については、2015年（平成27年）頃から民間によるドローンスクールというものが各地で誕生し始めて、現在もございまして、その多くは国土交通省の認可事業者のようであります。

その受講料ですが、20万円から25万円ほど、講習期間は4日間ほどというふうに聞いております。

近くでいいますと、各務原市辺りにそのスクールもあるようございますが、その試験ですけれども、学科試験と実技試験の両方で受験料は5,193円。

また、機体認証制度が2021年（令和3年）に制定されておりますけれども、その登録料は、1基当たり2,400円とされております。

一方、ドローンの維持管理経費、いわゆるランニングコストと称するものでありますが、これは当然、点検費用がかかります。

ドローンの点検は、毎回、飛行前後の点検のほかに、飛行20時間ごとの点検・整備、そして1年または100時間ごとの専門家によるオーバーホールが義務づけされております。その専門家による部品の取替えとか、そういったものもあるんですけれども、いわゆるオーバーホールそのものの費用に約2万円ということになっております。

以上、ここまで経費とかライセンスの取得について述べさせていただきました。

まとめますと、都合イニシャルコストとしては、機体1基、ライセンス取得者1名とすると、約46万円ほどかかると。ランニングコストとして、最低毎年2万円ずつかかっていくという、そういうような状況となっております。

さて、御質問にありましたように、当町での導入に向けてどう考えるかという話ですが、一般的に言われているドローンの有効な活用事例というのは、火山の噴火や土砂災害、化学工場の爆発のときのような、いわゆる現場に立ち入れない、近寄れない、そんなときに有効だろうと言われておりますが、そういう意味で考えてみますと、平場である当町では、そのような状況というのは、ないとは申しません、リスク自体は少ないだろうと、そんなふうに思っております。

ただ、ここは水害想定地帯でもありますし、最悪の事態を想定した場合に町内が全域水没するような、千年に一度と言われるような大災害の中ではそういう予測もないことはないですけれども、そういった町内全域が水没して人が入れないようなとき、そういったときには、やっぱりその現場調査等にこのドローンというのは有効だと、そんなふうに考えています。

それから、答弁の途中で農薬散布用のドローン、機体が約100万から300万ほどかかると申し上げました。その意味では、導入して維持管理をしていく経費と年間で委託する経費と、どちらがトータルとして安いだろうと。使うという前提で考えたときにも、コストの問題をどう考えるかという話は別途あると思っています。

いずれにしても、新しいものでありますので、もっともっと調査・研究を重ねた中で、私どもの町の各種事業に有効に活用できる方策というものを考えていきたいと思っています。

もちろん新しい展開でありますので、課題、問題というのは多いと思いますけれども、でもそれを取り入れる方向でいろいろな議論を積み重ねていくことも大事なだろうと、そんなふうに思っております。以上でございます。

（4番議員挙手）

○議長（田中政治君）

4番 浅野重行君。

○4番（浅野重行君）

御答弁ありがとうございました。

町長さんからも登録制度、2022年6月20日、航空法改正に基づき登録制度が施行されるということをお聞きしました。

その中で、ドローンはいろいろな場所で利活用ができ、かつ安全に飛行が可能な上に人件費も抑えられ、コストも大幅にカットでき、まだ少ないですけれども、各自治体でもドローンが活躍しています。

また、これからはドローンの時代だと思いますので、ぜひまた検討していただきたいなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

以上で終わります。

○議長（田中政治君）

6番 上野賢二君。

○6番（上野賢二君）

おはようございます。

続いて質問いたします。

コロナ収束後のイベント・地域活動について。

新型コロナウイルス感染症の猛威が収まりません。予測された第6波の波が想定外の大きなうねりとなって世界中を襲っています。この新型コロナウイルス感染症が日本で発生が確認されてから変異を繰り返し、2年が経過し、我々の生活は一変しました。緊急事態宣言等の発令により外出は自粛され、家での巣籠もり状態が続き、町のふれあいフェスタなどの大々的なイベントをはじめ、区や自治会の行事、地域交流イベントなどが中止となる事態となっています。

近年、度重なる大災害が発生し、少子高齢化問題も重なり、地域の絆、地域共助の重要性が再認識され、地域活動が活発化し、地域コミュニティーが確立されてきておりましたが、このコロナ禍により活動が中断されてしまいました。

この2年間、イベントや地域交流の場がなく、家で過ごす時間が増え、人と人との交流が希薄になり、町民のイベントや地域活動に対するモチベーションに変化が出てきており、中には「イベントがなくて楽だ」とかの声も聞こえ、さらにはアフターコロナの社会として、リモートワークやウェブ会議、オンライン飲み会の導入、非接触型決済の普及など、人と会わなくても交流ができる時代となり、コロナ収束後の地域コミュニティー活動の低下が心配されます。一度なくなったものを再開するには、何倍ものエネルギーと時間が必要です。コロナ収束後のイベントや地域活動の再開に向けて、すぐに動き出せる体制づくり、内容の精査と新たな発想、地域活動組織の強化など、検討する必要があるのではないのでしょうか。

現在、当町において地域活動の多くは区及び自治会単位で行われておりますが、その活動には温度差があるように感じます。地域活動組織の強化についての事例といたしまして、養老町が取り組んでいる「地域自治町民会議」の設立を参考に検討してはと思います。

この地域自治町民会議は、町が条例を制定して、既存の区や自治会より一回り大きい小学校区や旧町村単位の11地区で地域の特性を生かした住民組織づくりを進めているもので、各区、各種団体等に事業所・企業を加えて構成され、現在、4地区が設立、町認定がされています。

設立後の効果・メリットとしましては、各種団体のネットワーク化が図られ、各団体活動の相互理解と情報の共有化により連携が取りやすくなります。役員の高齢化や担い手不足により、一つの団体で担い切れなくなった事業を町民会議が受皿となることで事業を継続することができます。

また、町が行っている事業のうち、町民会議で実施したほうがより住民サービスを向上できると考えられる事業を町との委託や協定により実施することができるなど、将来に向けて地域のより一層の充実及び活性化が期待できます。

当町におきましても、少子化により区や自治会に子供がいない、担い手がなく、老人クラブがなくなったなど、区や自治会運営に支障が出てきております。そして、校区ごとに学校を核としたコミュニティースクールとして地域学校協働活動が現在進められております。今、まさに地域の新しい仕組みを検討する時期に来ていると私は考えます。

今後もコロナウイルスが消滅することはないと思いますが、国内の製薬会社でもワクチンの治験や飲み薬治療薬の承認申請が行われており、これからは軽症化が進み、やがてはインフルエンザと同分類になっていくのではないかと考えています。

新しいコミュニティーへの今後の取組とコロナ収束後の地域活動や交流イベントをどのような形で盛り上げていくのかについて、町長の御見解をお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

上野議員からはコロナ収束後のイベント・地域活動についての御質問をいただきました。

議員が言及されておるとおり、度重なる大災害や少子高齢化問題も重なって地域共助の機運が高まりつつあった矢先に、今般のコロナ禍により、ここ2年間は、様々な地域活動がやむなく中止・延期等に追い込まれております。

このことによって、今まで地域の住民の皆さんが地道に築いてこられた地域コミュニティーの醸成機運が後退することが懸念されております。私も同様の思いを抱いておる

ところでございます。

以前、この一般質問の場でもその思いの一端というのを申し上げたことがあると思うんですけども、元来、各種の行事やイベントの開催意義というのは何だろうと考えてみたときに、目的を一つにして、人が集い、絆を深めることで地域の活力を育む、そんなことであろうと考えています。

私自身、この2年間、地域活力の醸成の場を失ったことは非常に残念でなりません。

ただ、この何もしない状況というのが常態化してしまう、通例になってしまって、各種行事やイベントの目的や開催意義自体が希薄になる。やらなくても生活に影響がないという考え方に傾斜してしまいますと、結局は、規模縮小、自然消滅ということになりかねないかと。そうならないことを願いつつも、その可能性を否定し切れていないという状況にあるんだろうと思っています。

いま一度、このコロナ禍というものをきっかけに、人と人のつながりというのをじっくり考えなきゃならん時期だろうと、そんなふうに思っております。

そこで、今、上野議員からは地域活動組織の強化策の事例として、養老町で取り組まれている地域自治町民会議の例を参考にして、地域における各種課題を横断的に検討できる組織というものを創設したらどうかと、そんな御提案をいただいたと受け止めました。

養老町の事例では、町民会議を立ち上げるかどうか自体は各地域で協議し、地元で合意形成の上で町が組織認定するという、そういう仕組みを取っております。言ってみれば、地元の盛り上がり前提という組織構成のようでございます。御質問にもありましたとおり、11地区のうち、4地区が現在組織化をしておる状況です。

この地域自治町民会議の具体的な活動って何だろうということですが、防犯・防災に関する事業、環境美化に関する事業、スポーツ・レクリエーションに関する事業、高齢者の生きがいづくりに関する事業等があつて、1町民会議当たり約290万円ほどの町からの交付金というものを出してございまして、それが財源になっているということでございます。

この活動は、平成26年4月に条例が制定されて、準備委員会等を経て組織化されております。活動が地域住民の方々に認知されて軌道に乗るまでに、やっぱり四、五年かかっていると。息の長い活動の成果として、徐々にそれが形になりつつあるということでございます。

そういう意味においては、同じような問題を抱えている当町においても、地域コミュニティの活性化を考える際に、こういった事例も十分一つのモデルとして検討に値するものだろう、そんなふうに思っております。

ただ、ここで考えなきゃならないことがこれで全て解決できるかということ、そんなことでもないだろうと、今、ここで考えるべきことは幾つかあります。

各地域、個々の課題というのはいろんな経過があるわけですし、一朝一夕に何かをやったから同時に解決できるということにはつながってこないだろうと、そんなふうに思っております。

いろいろ考えてみましても、組織活性化の阻害要因というのは何だろうと、幾つかあると思いますけれども、主として少子高齢化に起因するもの、それからいわゆる組織の役員の担い手がいない、結果としてそれが組織の活動休止、消滅につながってしまうと、そういったことがあると思います。

こういう課題は、現時点ではそれぞれの地域にとって顕在化しているところもあれば、顕在化していないだけけれども、潜在的には当然どこの組織も同じようなことを抱えていて、将来顕在化するおそれがある、何と言ったらいいんですかね、その度合いは、やっぱり各組織によって様々なんだろうと、そんなふうに思っています。

そういう意味では、各地域の住民の方々に新たな負担を強いることなく組織化しなければ、たとえ新組織が成立したとしても、その継続というのは同じように難しくなってしまうだろう、そんなふうに思っています。

養老町の事例は参考にはなりますが、新たな組織化、取組を創設する際に、既存の組織、手法の点検を総合的に見直しながら、より効率化することが必要、それを要因として盛り込まなければ、単なる組織改正、形だけ変えることに終わってしまいますから、中身をどうやって、よく「スクラップ・アンド・ビルド」という言葉がありますけれども、その言葉を忠実に、やっぱりスクラップがないと、ビルドしたところで手間がかかるだけという話になってしまいます。そこのところを構成員の皆さんの合意をどう取り付けながら、どの方向へ向かっていくかという合意形成が大事だろうと。そういうことがなければ、結果として組織の改編というのは受け入れられないということになってしまうと思います。

こういう意味では、そんな考え方の中で考えられる一つが各区の単位から広域化する。自分の地域だけでなく、ある程度広げた生活圏域で組織化するというのも当然だろうと思います。

また、私ども行政側の視点で見れば、それぞれ各所管課において各地域に密着した活動については、案件ごとに様々な委員会、協議会等の団体を組織化して、協議、活動をお願いしております。その際にも現実には、やっぱり各区1名以上の役員を出してくださいねとか、そういう形をお願いしているのが現状でもあります。

そういう意味で、先ほどの少子高齢化や人口減少の潮流に対応していくためにも、現在の区単位から少し広域化して、各種委員等の選出も広域化した生活圏単位というか、一つの大きな塊、イメージ的には、例えば既存の幾つかの区、例えば3つの区から今まで3名出ていたのを1名にするとか、そういったことなど、目的のそれぞれに応じた改編が必要な時期に来ているだろうと、そんなふうに思っています。

そういう意味からも、今回の議員の御提案というのは問題提起という意味で非常に意味深いものがありますし、もうこれは喫緊の課題として取り組んでいく必要があるんだろうと、そんなふうに思っています。

こういう組織を今後立ち上げていくときの考え方として、繰り返しになりますけれども、既存の組織に役割を加えるんじゃなくて、既存の組織の地域活動の範囲を広域化しながら、選出役員の少人数化、スリム化等をしていくこと。

それから、生活圏を基にした最適な範囲、人数、これが問題解決の実態とその区域と合っていないと、結果的には問題の的確な吸い上げができなくなってしまいますので、そういうことがないような、いわゆるその組織体としての適用範囲の話、エリアも含めてですね、そういったことがあるんだろうと思っています。

それから、何でも少人数化して広域化すればいいという話でもありませんので、少人数化して広域化しても活動に支障が出ないものは何なんだろうという意味では、やっぱりそういうことに適する事業というものをピックアップして、それをどう組み合わせしていくかという話になるのかなという気がしております。

そういう業務の洗い出し等々をきっかけとして、地域活動の在り方というものを現状の社会の状況と合わせながら、中長期的に考えて結論を出していくということになるのかなと思っています。

少し長くなりましたけれども、これは養老町がいみじくも先行事例としてありますけれども、これも一朝一夕にできるものではありませんが、ただ、やらなきゃならない状況であることは、当然、私も承知しておりますし、既存の組織の中での矛盾点についてのいろんなその問題提起、合意形成の中でどうあるべきかということ。当然、今までも多大な役割を区というものが担っていただいておりますし、成果も出してきておりますので、そういった成果の検証、課題の把握の中で、現代にふさわしい新しい組織というものは何かということに関係の皆様と協議しながら方向性を定めてまいりたいと、そんなふうに思っております。

いつまでも課題では済みませんので、具体の成果を出すべく協議を進めてまいりたいと、そんなふうに思っております。以上であります。

(6番議員挙手)

○議長（田中政治君）

6番 上野賢二君。

○6番（上野賢二君）

御答弁ありがとうございました。

町長からは喫緊の課題として、具体の成果が出るように検討していくというお話でございました。

養老町も、これ11地区で、もう何年になるんですかね、設立されてから。もう数年は

たっていると思うんですが、4地区しか成果が出てきていないということですから、苦勞しているなということがうかがえるんですが、こういった形に合わせますと、輪之内町は3校区ですので3つということで、校区での活動、そういったものが実際に行われております。

一番いいのは、民意といいますかね、町民のほうから組織づくり的な意欲が出てくれば一番いいんですが、養老町でも苦勞しているように、なかなか民意がそこまでまとまらない。これは担い手がいなくなって老人クラブがなくなったということにも現れておるといふふうに思うんですが、やはり民意を動かすには行政が先頭に立ってちょっと誘導するようなことをしないと、いつまでたっても盛り上がってこないということになるかと思っておりますので、この議会が終わった後に区長会等もあると思っておりますので、こういう意見があるんだということを一遍提起していただいて、検討していただきたいなあというふうに思っております。

実際に、さきの質問の中でも述べましたが、区の中に子供が二、三人しかおらんということが現実にあるんですね。

老人クラブにしても、25区あって、今、たしか17の区だということで、もう8地区にはそういった組織がなくなっておるといふことですね。

女性の集まりである女性会議というのもなくなって久しいんですが、私のほうの区では、区の中で女性部というのを自治会の中につくって継続して活動はしておりますが、なかなかそういった、ほかのほうの区も聞いてみましても、そういった動きがないんですね。だから、実際に困っておるといふことですので、やはりちょっと範囲を広げて、輪之内町はもう3つしかないんですから3校区で、いろんな活動についても校区で動いておりますので、ぜひともこういった組織立ち上げを誘導していただきたいというふうにお願いをしたいと思っております。

それから、町のイベントですが、これについてはちょっと町長のほうから踏み込んだあれはなかったんですが、国のほうもイベントについては人数制限等、これから緩和していくような状況が出てきております。次年度、4年度は、町のイベントも感染症予防に留意しながら、何らかの形で運営されていくんだろうなというふうに思っておりますが、再開に向けて、ちょっと大きな花火を打ち上げるような、久しぶりですから、3年ぶり、そういったお考えはあるのか。

町民もそういった意味では待ち望んでおると思っておりますので、いろいろ飲食等の問題もありますし、いろんな弊害はあると思うんですけれども、次年度はどういった形で町のイベントを再開していくのか、そこら辺のお考えもちょっとお尋ねしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

再度御質問をいただきました。

まず、組織の関係ですが、行政のほうで何らかのきっかけづくりをというような話がございました。きっかけづくりの先頭に立つことはやぶさかではないんですけれども、その後にくっついてくるのが、やっぱり地域のそういう熱意といいますか、そういったものが地域自身である部分考えるという部分がないと、組織として長続きしないんだろうと。そういう意味では、きっかけづくりと持続に対する考え方というのはセット物で考えないといけないと思います。

何度も、くどいようで繰り返しになっちゃうんですけれども、地元自身も考える状況が出てこないといけないよということだけは申し上げます。先頭に立つことについては、全然問題もないと思っています。

ただ、我々が出ることによる、先走ることによるアレルギー反応が出てくるのはちょっと怖いかなという感じがしますけれども、そのリスクとうまく組織化するものとどう比較、バランスの中で考えるかということですので、取り組むことに異存はないと、そんなふうに思っております。

それから、その中で一つ、人口減少と老人組織の消滅等の話も出ました。でも、考えてみると、今、高齢化社会なんですよ。人口は減っているんだけど、高齢人口というのは実は増えている。そういう状況の中で、何で老人クラブが減っていくんだろうということは、またやはりそのボリュームの問題だけじゃない何かがあるのかなあという気がします。

ただ、老人が増えたからといって、実はリタイアした老人が増えているんじゃないかと、現役で活動しなきゃならない老人がかなり増えてきていまして、従前の老人クラブ活動というものは難しくなっている部分があるのか、そこのところを活動の状況とか在り方について少し整理をすることは必要なんだろうと、その中で新しい老人クラブの活動として何ができるんだろうということかなあというふうに思っています。

先ほど一つの提案として、3校区があった、旧3町村合併でできた町でもありますし、旧校区というのは一定の認識の中でまとまりを持つ形として検討の対象になるということ、これは皆さんが了解されることだろうと思います。今でも校区単位で運動会とか何とか、いろいろやってきた経過もありますので、そういったものの中のを検証しながら、それに加えて何が校区単位でできるのかということも考えていくのも一つの方法なんだろうと、そんなふうには思っております。

それから、町のイベントについてのお尋ねがありました。これはあえて触れなかったというよりも、基本的な私のスタンスとしては、やれる状況があればきちっとやるという大前提で動いていますので、やれる状況、例えば緊急事態宣言だとか、まん延防止措置が出ているときの対応というのはどうするんだということは、また別途ありますけれ

ども、そういういわゆる外部環境の制約がない状況であれば、何とかやっていきたいという大前提の中で動いてきましたし、動こうとしています。

今までどおりのやり方でやるのがいいのかどうかという、もう一つの検証も要りますので、イベントについては、当然そういった新しい要素も踏まえながらやっていきたいと、そんなふうに思っております。そういう意味で新しいアイデアも積極的に導入しながらやっていきたいと思っておりますし、その場の状況というのはあるんだろうと思っておりますので、どうかよろしく申し上げます。

(6番議員挙手)

○議長（田中政治君）

6番 上野賢二君。

○6番（上野賢二君）

ありがとうございました。

今、お話をいろいろ聞いていて、私も老人クラブ、自治会の役員と一緒にだなど。自治会の役員って老人クラブの会員ばかりなんですよね、大体。もう自治会運営と老人クラブを運営している役員というのは一緒なんですよ。老人クラブは別の会長を充てるといようなことで、今考えていて、ああ、そうだなあ、自治会も老人クラブもやっている人はみんな一緒だなど、高齢化ですよ、そういうふうに感じました。そこら辺のところですね。

それから、昨晚もあつたんですが、コミュニティ・スクールの地域学校協働活動の会合がゆうべあつたんですけど、これも学校推進員に学校を中心に地域の方を巻き込んで活動せよということなんです、推進員にも限界があるんですよ。なかなか推進員、一人や二人で校区をまとめてやっていくというのは現実に不可能なんですよ。

さっきのような組織体があれば、それと一緒に校区でまとめていけるということもありますので、ぜひともこの校区の活動の、いろんな各種団体が動いておりますけれども、そういったものを一まとめにしたような、これからは考えていく必要があるだろうというふうに思っています。

それから、町のイベント、これは非常に難しいですね。今後は、多分コロナが収束、減ってきまして、やはり今後はずっとマスク着用、手指消毒というのはずっと付きまといっていくんだらうなあというふうに思っておりますが、その中で、やっぱりいつまでもやめているわけにはいきませんので、そういった考慮しながら、何かいい方向を考えながら進めていただければというふうに思っています。町民も期待していると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わります。

○議長（田中政治君）

暫時休憩します。

(午前10時10分 休憩)

(午前10時30分 再開)

○議長（田中政治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

一般質問を行います。

コロナ感染撲滅には、PCR検査をぜひやってほしいということを求めたいと思います。

コロナ感染問題から2年が経過しました。一向に感染が収まる気配はありません。第6波になってから、第5波よりもたくさんの感染者が増えている状況です。県内の感染者は多少減少傾向にありますが、それでも300名の感染者です。

特に町内の感染者は、これまで約240名で、第5波よりも増加しています。感染しても無症状の感染者がいるのがコロナ感染の特徴のように思います。感染拡大を防止するには、誰でもがPCR検査をできるようにすべきだと思います。その対策がないから、第6波まで感染したのではないのでしょうか。今のままでは第7波の感染が起きるものと思われまます。特にPCR検査を希望者全員に実施してください。

町長はどのようにしたら感染拡大を食い止めることができますか、お考えをお聞かせください。以上です。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

浅野進議員からコロナ感染撲滅にはPCR検査を求めるという御質問をいただきました。順次お答えしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症につきましては、輪之内町においても、御質問にもありましたように、感染者が急激に増えております。3月16日現在の感染者というのは、今、最近の数値では267名という状況が出ておりますし、そのうちで、200名を超す方が第6波のオミクロン株による感染だろうということを言われております。

町としても、この状況というのは極めて尋常ではないという思いから、1月19日に町独自の非常事態宣言を発出して、感染拡大防止に取り組んでまいりましたが、感染拡大になかなか歯止めがかからないという状況です。

そのため、町自体の独自宣言も3月25日まで再度延長して、新聞折り込み、広報無線、12チャンネル、メール配信等を活用して町民の方々への周知を行い、感染防止対策の徹底に努めておるところでございます。

御質問がありましたPCR検査、これはある程度のウイルス量があれば、ほぼ正確に

診断できると言われておりますが、検体の取り方や場所、感染からの経過日数等によって正確さが変わるということも否めない事実であります。これは御案内のとおり、検査を受けた時点での感染の有無について診断できる検査ということでもありますから、一度検査を実施すれば安心というわけにもいかないということでもあります。

そういう意味では、感染拡大の防止や感染収束に資するか否か、なかなか感染症対策の専門家の中でもいろいろな意見があるというところがございます。

そういう議論がある一方で、現在、岐阜県では県民の感染不安を払拭するという観点から、無症状の県内在住の方を対象に無料検査を実施しております。これは、発熱などの典型的な症状がある方とか、濃厚接触者として保健所から、もう既に自宅待機を指示されている方というのは検査の対象外ということになっております。簡単に言えば、感染の不安を感じている方が検査を受けることができるという状況であります。

その県の検査の状況であります。ちなみに、令和4年2月21日から27日の1週間を取ってみますと、3,733名の方が無料検査を受けられて、そのうち84名の方が陽性という判定をされたというデータがございます。これも毎週木曜日にデータが更新されておるようではありますが、最新のデータは、また出てくるだろうと思っておりますが、把握している部分ではそういうことだということでございます。

いろいろ議論はあるんですけれども、県の実績からも分かるように、感染の不安を感じる無症状の方に対する無料のPCR検査の必要性というのは、ある意味理解できていると思っております。そういう意味では、県が無料検査事業を実施しているということを町民の皆さんに知っていただくということであろうと思っておりますし、町としては、引き続き基本的な感染防止対策、マスクの着用、手指消毒、それから密の回避、かつて3密と言われましたが、1密でも2密でも密は一緒なんだから、とにかく群れるなという状況、それから個人での体調管理の徹底ということをPR等を通じて、いろいろ町民の皆さんにも周知を図っていきたいと思っております。そういう形で、町民の皆さんの安全・安心の確保というものに努めていきたいと思っております。

町といたしましては、この基本的な感染防止対策の徹底だけではなくて、コロナワクチンの追加接種をできるだけ多くの方に早く受けていただけるような体制整備を図っているところでございます。

また、5歳から11歳の子供さんへの接種についても推奨してまいります。これはなぜかと、最近の傾向を見てみますと、第1波から来る1年、2年の状況というのは高齢の方の感染が多かったんですけれども、最近の状況を見てみますと、かなり若年層、10代、20代、30代、こちらのほうの感染がやや拡大傾向にありますので、特に学齢期の子供さんという部分もあります。5歳から11歳のお子さんへの接種ということについて、今、接種が開始されております。これもいろいろ議論はありました。ですが、現状、厚生労働省をはじめとする感染症対策の観点からいけば、やっぱり接種するほうが望まし

いというふうな見解が言われています。ただ、これは接種を強制するものではありませんし、そのところは個々人の判断に委ねられていると、そういう状況はございます。

ワクチンの追加接種については、個人の感染防止とか重症化防止だけではなく、周囲の人々への感染防止にも有効であるという観点からしても、私どもとしては他の自治体と軸をそろえながら接種率の向上に努めてまいりたいと、そんなふう考えております。以上であります。

(5番議員挙手)

○議長（田中政治君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

協議会室に「岐阜県議会だより」というのが届いておりました。この中で令和3年度一般会計補正予算ということで、補正予算が組まれたというのが載っております。無料の検査環境の整備のために43億何がしの予算が議決されたという中身です。ワクチン・検査パッケージの実施に向けて、身近な薬局等における無料の検査体制を整備するというようなことであります。ぜひこういうようなものを活用していただきたいなあというように思います。

私は、何もこのPCR検査にこだわっているのではないんです。抗原検査だとか、抗体検査だとか、いろいろ検査があるみたいです。どんなものでもいいですから、無症状の人が感染しているのか、していないのか、それが分かればいいのではないかというように思います。町長、一遍考えてみてください。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

御質問にお答えさせていただきます。

蔓延状況を見ておきますと、現実的に全ての人にPCR検査というのはなかなか難しい状況が出ている。逆に言えば、感染が拡大しているということを前提にして、重症化防止だとか、死亡例の減少に力を尽くすべきステージに入ってきているんだらうと、そんなふうに思っています。

そういう意味で、今、御案内のありました43億というものをつぎ込んで、何をどうやろうとしているか、これから指示なり指導なりが出てくると思いますけれども、それらに適切な指導をしていくということに尽きるかなと今思っております。よろしくお願ひします。

○議長（田中政治君）

1番 大橋慶裕君。

○1番（大橋慶裕君）

議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

私からは「食育」に対する町の取組についてお尋ねします。

「食育」とは、農林水産省では、「生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てること」、また文部科学省では、「子供たちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけること」と定義されています。

2005年に制定された食育基本法は、食育の推進に関する施策の実施を国の責務として定めており、厚生労働省では、健康づくり、生活習慣病予防、母子保健、食品安全という観点から、情報提供や栄養指導などを行っています。

同法が制定された経緯は、食の大切さ、重要性を忘れがちになってしまう現代において生じた次のような問題があります。栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向、食の安全上の問題、食の海外への依存の問題などです。

食育基本法には、7つの基本理念が第2条から第8条に記されています。読み上げますが、第2条、国民の心身の増進と豊かな人間形成、第3条、食に関する感謝の念と理解、第4条、食育推進運動の展開、第5条、子供の食育における保護者、教育関係者等の役割、第6条、食に関する体験活動と食育推進活動の実践、第7条、伝統的な食文化、環境と調和した生産者等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献、第8条、食品の安全性の確保などにおける食育の役割とあります。

つまり、食育とは、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成を目的として実現するためには、食に関する感謝の念と、どのようにして目の前にある食べ物を私たちが食べられることができるようになったのかという課程への理解が必要であり、それらを育むに当たっては、保護者や教育関係者や行政が重要な役割を果たしています。また、食に関する体験活動を行ったり、食料生産者と交流を持つことが食育に役立ちます。

町の子供への食事に対する教育目標は、こども園では「みんなと一緒に楽しくおいしい給食を食べることができる」、小学校では「自然の恵みや生産者に感謝して食べることができる」「食事が体に及ぼす影響や食品をバランスをよく組み合わせることで大切さを理解し、一食分の食事が考えられる」など、中学校では「食を通して自らの健康を適切に管理し、改善していく能力を身につける」などです。

2015年から町内に1名の栄養士の資格を持つ学校栄養教諭が配属されました。また、保健センターには2名の栄養士の職員が在籍しています。小・中学校とこども園の給食は、栄養バランスを考えた献立になっています。

コロナ禍以前までは食育推進事業として、毎年、夏休みに小学生親子教室を町民センターで開催したり、社協と協力し、高齢者向け出前講座「お元気サロン」や「生き生きメンズクッキング」などを企画されています。

6月の食育月間や毎月19日の食育の日には、食育普及啓発活動を食生活改善推進員の方々と保健師さんが協力し、活動しています。

町報には「食育コーナー」が設けられており、いつまでも元気に過ごすためには、肉、魚、卵、牛乳などの動物性たんぱく質を毎日摂取することが大切だと、高齢者の低栄養の注意喚起等が掲載されていました。

学校給食では、年2回の喫食量調査をし、栄養摂取状況や食べ残し量を学校給食栄養報告書として定期的に摂取栄養量をチェックし、不足しがちな栄養素を補う食材を積極的に取り入れるようにしています。

以上のように、様々な食育についての活動に取り組んでいます。

質問ですが、給食時に「頂きます」「ごちそうさまでした」と感謝の気持ちを表現されていると思いますが、食前にその日の献立の食材の栄養素を、1日1栄養素を説明して食を学ぶ機会にしてはどうでしょうか。小さい頃に学んだことは、大人になっても記憶に残ることが多いと思います。教育長に答弁を求めます。

次に、現在、軽トラ朝市で販売している「菊芋茶」と「菊芋チップス」を町の特産品として販売促進されると伺いました。大変好評と聞いておりますし、血糖値を下げる効果があり、健康食品として需要も期待されます。地元産の農産物の付加価値を高めるためにも、加工して販売できる体制が必要になってきます。どのような体制で生産・加工・販売・管理等を考えてみえますか。地産地消や地場産業の活性化などは食育の基本理念でもあります。町長に答弁を求めます。

また、「食育」をテーマにした番組を輪之内スマイルチャンネルで作成し、食の大切さを発信してはどうでしょうか、町長にお尋ねします。

健康は、多くの町民の方々の関心が高いと思います。昨今、欠食や孤食の増加、食品に潜む過剰な添加物など、食の危険が問題になっています。安くておいしいものがたくさんありますが、これからはそこに「安全」という視点が大切です。健康増進は医療費の抑制にもなります。

以上、御答弁をよろしく申し上げます。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

大橋議員からは「食育」に対する町の取組についての御質問をいただきました。

1点目の学校給食における「食育」の在り方については、この後、教育長からお答えをします。私のほうからは、2点目、3点目の御質問についてのお答えということになります。

まず、菊芋茶と菊芋チップスの販売促進等についてであります。

菊芋の主な栄養素であるイヌリン、これは議員が言及のとおり、血糖値の上昇を抑制

する働きのほかにも腸内環境を整える働き、また含まれているカリウムは血圧を下げる働きなどが期待できるということで、健康食品として今とても注目をされているものがあります。

現在、私どもが実施しております軽トラ朝市がありますけれども、その出店者のうちで菊芋茶に加工して販売されている方が2名、菊芋チップスに加工して販売されている方が1名ございます。軽トラ朝市の実行委員会は、この加工品を販売促進するとともに、生産者及び生産面積を順次拡大していきたいとの考えをお持ちです。

菊芋の収穫時期というのは11月から4月までですが、収穫して土を洗い落としたままですと、栄養成分がどんどん減少してしまうようです。収穫後にすぐにスライスしたものを乾燥させて菊芋チップスにすることで、栄養成分がそのままの状態でも長期保存することが可能になると。したがって、夏や秋の販売も可能になるということのようであります。

この菊芋チップスは、一部販売されますが、大半は菊芋茶に加工し、販売されることとなります。

これらの作業というのは岐阜県などから商品化の支援を受けて、機械化を図ってまいります。

一方、生産と同時に重要なのが販路の確保ということになります。販売できる場所が限られれば、生産者や生産面積を増やすということができなくなりますので、本当に重要な要素であろうと思っております。

今後は、軽トラ朝市の実行委員会の方々を中心に、「岐阜県6次産業化サポートセンター」というものがありますので、そこで販路開拓や新商品開発の専門家であるプランナーから助言を受けながら、新しい販路開拓に努めてまいります。

また、現在は軽トラ朝市でありますとか、スポットで出店するイベントでの販売のみとなっておりますが、これはスーパーやショッピングセンター等での出張販売、そういったものを行って、併せてできれば店頭で常時販売していただけるような、そんな形の促進策を取ってまいりたいと、そんなふうに思っております。

この菊芋の栄養素を摂取することが町民の皆さんに浸透し、御質問にもありましたように、みんなが健康になって、結果として医療機関を受診する回数が減るということになる。そうなれば医療費の抑制にもつながるということで、そういう好循環が出てくれば非常に幸いだろうと、そんなふうに思っております。

最後の御質問の食の大切さを輪之内スマイルチャンネルで発信してはどうかということでございます。これにつきましては、私も議員と考え方を異にしているものではありません。一緒になって、これからも積極的に発信してまいります。

今まで保健センターによる幼児サークルでの親子クッキー作り、うどん作り、小・中学生を対象とした親子料理教室でありますとか、食生活改善推進員の養成を兼ねた栄養

教室、高齢者向けのフレイル予防講座の開催など、各年代に合わせた食の重要性について周知と認識の向上に努めてまいりました。その内容については、実は既に輪之内スマイルチャンネルでも放送しているところでもあります。

食育に関しては、医食同源のとおり、私自身も食の改善、よりよい方向に食を誘導していくということについては、体の発育や健康を維持する上で非常に大切なことだろうと、これはやっぱり大事にしていかなきゃいけないだろうと、そんなふうに思っております。

これからも、輪之内スマイルチャンネルのみならず、いろんな広報媒体を通じて食育の重要性というものを対外PRしていきたいと、そんなふうに思っております。

なお、輪之内スマイルチャンネルでは、町民の皆様の知りたい、見たいというニーズにお応えすべく、イベントや議会の様子などを主に番組構成してまいりました。御質問のありました食育のみならず、QOL（クオリティー・オブ・ライフ）、生活の質の向上につながるような番組などにも積極的に力を注いでまいりたいと、そんなふうに思っております。

いずれにしても、町民の健康づくりというのは、やっぱり一緒になって盛り上げて、その機運をつくり出していくということから始めるべきものでもあり、行政もその目的に向かって町民の皆さんと一緒に進んでまいりたいと、そんなふうに思っています。以上です。

○議長（田中政治君）

教育長 箕浦靖男君。

○教育長（箕浦靖男君）

続いて、私からは「食育」に対する町の取組についてお答えします。

輪之内町の小・中学校では、3つの目標を掲げ、食に関する指導に取り組んでおります。

1つ目ですが、食事の重要性や栄養バランス、食文化等についての理解を図り、健康で健全な食生活に関する知識や技能を身につける。2つ目ですが、食生活や食の選択について、正しい知識・情報に基づき、自ら管理したり、判断したりできる能力を養う。3つ目は、主体的に自他の健康な食生活を実現しようとし、食や食文化、食料の生産などに関わる人々に対して感謝する心を育み、食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を養うということです。これらを達成するために、給食時間における指導だけでなく、教科とか特別活動においても指導を推進しております。

輪之内町には学校栄養職員が1名配置されております。小学校3校と中学校1校を兼務し、給食の時間に学校訪問を行っています。年に数回、学級ごとに食の指導も行っています。

小学校5年生では、五大栄養素をバランスよく取ることの大切さについて、クイズを

交えながらプレゼンテーションを使って説明し、食生活に関する知識を身につけています。学年の実態や目標に沿って内容を変えるため、児童・生徒は興味を持って話を聞き、食について学びを深めることができます。

また、給食時間中には、学校放送を活用し、その日食べる食材に関わる話や、食事マナーの話などを全校に放送しております。献立に合わせたコメントになっており、分かりやすく理解できるように工夫しております。

給食の時間だけでなく、教科や特別活動の授業においても担任と学校栄養教諭が一緒に指導する授業を行っております。

小学校2年生の生活科では、「きゅうしょくができるまで」という内容で、輪之内町給食センターの実際の写真を見たり、仕事内容の話を聞いたりし、自分たちが食べている給食を作っている施設やそれに関わる人たちのことを学び、感謝の心を持てる指導を行っています。

食の指導のほかには、地場産物の使用にも力を入れています。地元生産者と連携を取り、地元食材を積極的に取り入れています。給食の献立表には、地元の食材が分かるように表示したり、「給食だより」で紹介したりしております。給食だよりでは、生産者の方の顔写真やメッセージも掲載しております。

未来に夢や希望を持って「生きる力」を育む教育を推進していくためには、生活の基本となる食を充実させていくことが大変重要となります。このことから、児童・生徒が生き生きと学習や運動に取り組めるよう、給食時間を中心に学校全体で食に関する指導を推進してまいります。

以上で、大橋議員への答弁とさせていただきます。

(1番議員挙手)

○議長（田中政治君）

1番 大橋慶裕君。

○1番（大橋慶裕君）

御答弁ありがとうございました。

先に教育長のほうから、また質問をさせていただきたいんですけども、給食前に学校放送を一斉にされているとの御説明をいただきました。私も知りませんでしたのであれなんですけれども、実際毎日、月曜日から金曜日まで給食がありますので、1年間ぐらいですか、ずうっとその放送のほうは何年前からされているのでしょうか。

それに対して、実際の小学生とか、小さい方ですけども、例えばピーマンにはどんな栄養素があるとか、ニンジンにはどういう栄養素があるのかとか、そういったことは子供たちは覚えていらっしゃるのか、ちょっとその辺のことを教えていただけたらと思います。

あと、町長のほうにですけども、今現在、実行委員のほうですが、お茶の生産者が

2名ということで、今後、お茶をメインのほうにして販売促進のほうを、町の特産品として販売されるとおっしゃられたんですけども、今後、その生産者の方、輪之内には畑とか家庭菜園をやっている方もたくさんいらっしゃると思いますので、そういう方も菊芋をぜひ作りたいとか、そういう形に持っていくためにも、実行委員会のほうがメインになりますので、その実行委員をサポートする形で行政のほうも後押しをぜひお願いしたいと思います。

あとは、ホッとステーション「わのうち」で食のほうですけども、販売されたらどうかと思いますので、その辺りのことに関して改めて御答弁をお願いします。

○議長（田中政治君）

教育長 箕浦靖男君。

○教育長（箕浦靖男君）

今の御質問に答えたいと思いますが、給食の時間というのは割合長い時間を取ってやっておりますので、この時間を活用しまして、特に最初の頃に、子供たちが食べ始めた頃に放送を使って、テレビを使ったり、放送だけということもございますけれども、計画的にずうっと進めております。

例えば、前のこのちょっと資料を見ましたところ、「食生活を見直そう」といような、ある日のテーマでちょっと放送したところがあるということを知っております。

質問の内容は、「毎日御飯を食べていますか」とか、「給食は残さず食べていますか」とか、「好き嫌いは少なくなりましたか」ということで、健康な体をつくるためにはバランスのよい食事を取る必要があるというようなことも栄養士さんが中心になって話されたということとか、また別の日には、「海藻をしっかり食べよう」ということで、海藻にはミネラルがいっぱい入っているというようなこともお話しされたということです。

また、別の日に地場産業の紹介もされたと、そんなことで給食の時間は本当に指導の絶好の場ということで、計画的にずうっと予定表も作って放送しております。

あと、授業でも、学級会の時間、学級指導の時間がございますので、栄養素とか、いろんなことにつきましても、各学年、担任等、今、栄養教諭さんが入りまして指導に当たっております。

そんなことで現在取り組んでおりますが、食というのは本当に私たちが生活していく上の一番の基本ですので、特に今、偏食とか、小食とか、朝食を食べてこないとか、そういういろんな児童も僅かですけどおりますので、食の指導はきちんと指導していきたいというふうに考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

再度御質問をいただきまして、ありがとうございました。

大きく分けて2点ほどあったかと思えます。

まずは、この菊芋等の生産体制に向けての行政の支援という部分があります。これは、当然のことながら、先ほども申しましたけど、地域特産品としてどうやって育成していくかということでもありますので、当然、行政として後押しをしていくべきものだと思います。

当然、冒頭でも申し上げたとおり、やっぱり地域特産品として大きな特徴を持つものとして育てていけば、輪之内にとってもありがたい話になってきますし、それに向けて、一方で行政側のニーズとしてどうなのという話になれば、これは実はそんなに大規模な農地が要するという話にはなっていないと思いますので、逆に耕作放棄地だとか、そういったものの有効活用という部分からも行政としては目を向けていきたいなというふうに思っております。

それから、県のサポートについては先ほど申し上げたとおりで、いわゆるハードとしての機械器具のサポート、それから販路拡大に向けてのノウハウの提供等々が予定されておりますが、それらを有効に絡めていくことが大事なんだろうと思っております。

いずれにしても、せっかく出てきた芽でありますので、うまく育てていければいいなと思っております。

それから、ホッとステーションでの販売云々という話がありましたが、これは機会があれば、当然取り組んでいって差し支えないものだと思いますし、今、あそこでも、既に一部そういった農産物も置いておるようでもありますので、そういったものの中に加えていくということも一つの方法であろうと、そんなふうに思っております。

いずれにしても、あらゆる機会を通じながらできることを考えていかないと、なかなか地域特産品というのは大きく育ちません。そういう意味で、みんなで心を一つにしながらか押し上げていくということが大事なんだろうと思っておりますので、御協力をまたひとつよろしく願います。

（1 番議員挙手）

○議長（田中政治君）

1 番 大橋慶裕君。

○1 番（大橋慶裕君）

菊芋茶なんですけれども、私、先日試飲させていただきまして、大変健康にいい味でしたので、私は売れると期待しておりますけれども。

食育を推進することは地産地消や地場産業の活性化にもなります。人と人とのつながりのきっかけや、人との触れ合いの場、豊かな人間形成の醸成に欠かせないものだと思います。健康の源は食べることです。人間の体は食べ物によって形成されていま

す。食べ物への感謝の気持ちと、その食物に含まれている栄養素、どこで作られたものなのかと考え、気づくことは、人間の成長にとってとても大切なものです。

給食のお米は、全て輪之内産のお米を使っています。太陽・水・土地といった自然へのありがたさを改めて思い起こすことも大事です。食は生きる上での基本であります。心身の増進と豊かな人間形成を育むために、これからの時代に向けて町が一丸となってしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田中政治君）

これで一般質問を終わります。

○議長（田中政治君）

本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

なお、議会最終日は午前9時までに御参集をいただきたいと思います。

本日は大変御苦勞さまでございました。

（午前11時11分 散会）

令和4年3月3日開会 第1回定例輪之内町議会

第4号会議録 第16日目

令和4年3月18日

○議事日程（第4号）

日程第1 諸般の報告

日程第2 議案上程

日程第3 町長提案説明

日程第4 議第2号 令和3年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）

議第3号 令和3年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議第4号 令和3年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議第5号 令和3年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第2号）

議第6号 令和4年度輪之内町一般会計予算

議第7号 令和4年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算

議第8号 令和4年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算

議第9号 令和4年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算

議第10号 令和4年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算

議第11号 令和4年度輪之内町水道事業会計予算

◎各常任委員会委員長報告（総務産業建設・文教厚生）

（令和4年第1回定例町議会付託事件）

日程第5 議第19号 輪之内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第6 議第20号 輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

日程第7 議第21号 輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第8 議第22号 輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第9 議第23号 輪之内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第9までの各事件

○出席議員（8名）

1番

大橋慶裕

2番

林

日出雄

4番	浅野重行	5番	浅野進
6番	上野賢二	7番	高橋愛子
8番	小寺強	9番	田中政治

○欠席議員（なし）

○欠員（1名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	箕浦靖男
参事兼 総務課長兼 危機管理課長	荒川浩	会計管理者兼 税務課長兼 会計室長	田内満昭
調整監 (住民・福祉)兼 住民課長	中島良重	教育課長	野村みどり
福祉課長	伊藤早苗	経営戦略課長	菱田靖雄
建設課長	大橋勝弘	産業課長	松井和明
土地改良課長	松岡博樹		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	中島広美	議会事務局	西脇愛美
--------	------	-------	------

(午前9時00分 開議)

○議長（田中政治君）

ただいまの出席議員は8名です。全員出席でありますので、令和4年第1回定例輪之内町議会第4日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（田中政治君）

日程第1、諸般の報告を行います。

総務産業建設常任委員長から、議第2号、議第6号及び議第10号から議第11号までについての審査報告がありました。

次に、文教厚生常任委員長から、議第2号から議第9号までについての審査報告がありました。

○議長（田中政治君）

日程第2、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりです。

○議長（田中政治君）

日程第3、町長提案説明。

町長から、本日の上程議案について議案説明を求めます。

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

おはようございます。

令和4年第1回定例議会を去る3月3日に開会させていただき、これまでに本議会及び各常任委員会において令和4年度当初予算案を中心に慎重審議をいただいております。誠にありがとうございます。

本日は、その最終日に提出させていただく議案について御説明を申し上げます。

提出議案の内訳は、条例改正関係5件でございます。

今回の条例改正につきましては、過日の議会全員協議会でも説明させていただきましたが、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等が今国会で議論されておりましたが、法改正がなされることに伴い、当町の関連する条例を改正しようとするものであります。

それでは、議案の概要を順次御説明申し上げます。

議第19号 輪之内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、

国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律について、地方公共団体の職員の勤務時間・休暇その他の勤務条件については、国家公務員の措置との均衡を踏まえることが求められていることに基づき、輪之内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものでございます。

続いて、議第20号 輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、今回の国家公務員の給与法の法改正に伴い、町職員の給与条例に合わせる形で輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正するものでございます。

次に、議第21号 輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についても同様でございます。

続いて、議第22号 輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についても同様で、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律により、これに準じて輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

最後に、議第23号 輪之内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、一般職員の期末手当の支給月数の変更に伴う改正をするものでございます。

議案の説明につきましては以上でございます。御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願いをいたします。

○議長（田中政治君）

日程第4、議第2号から議第11号までを一括議題といたします。

ただいま議題といたしました議案は、本定例会の第1日目に町長から提案説明、各担当課長から議案説明を受けた後、各常任委員会に審査が付託してあります。したがって、これから各常任委員会委員長に審査の経緯並びに結果の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長 浅野重行君。

○総務産業建設常任委員長（浅野重行君）

皆さん、おはようございます。

まず初めに、宮城・福島地震におきまして亡くなられた方の御冥福をお祈り申し上げます。

それでは、総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

令和4年第1回定例輪之内町議会の初日において当委員会に審査を付託されました案件について、3月11日と14日の2日間、ともに午前9時30分より協議会室において全委員出席の下、執行部側より町長、教育長、参事、会計管理者及び各関係課長、関係職員出席の下に審査をいたしました。

その経緯と結果を報告いたします。

最初に、議第2号 令和3年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）について当委員会所管分を議題とし、議会事務局所管分について議会事務局長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、12月に支払われる期末手当の基準日はいつなののかに対し、基準日は12月1日であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、総務課所管分について総務課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、選挙の時間外勤務手当はどのように積算しているのかに対し、積算根拠としては、選挙管理委員会事務局である総務課職員の選挙事務に係るもののほか、当日の投票所と開票所の事務に従事する時間外勤務手当であるとのことでした。

選挙の従事者を一般から公募してはどうかに対し、統計調査等において一般の方が従事しており、選挙においても今後検討するとのことでした。

選挙従事者の時間外手当の単価は幾らかに対し、各職員の基本給に応じて時間外手当単価は異なる。なお、なるべく若手職員を充てて時間外手当の抑制に努めているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、危機管理課所管分について危機管理課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、東南海地震等により発生した津波は、輪之内町まで遡上する想定はあるのかに対し、地震の被害想定については岐阜大学等が中心となり研究しているところではあるが、現在のところ、輪之内町には影響はない見込みであるとのことでした。

自主防災訓練補助金や防災資機材整備補助金について、活用している区が少ないと思われるが、区長に対しどのように周知しているのかに対し、当制度については、区長に対し共助の強化を目的として補助金を活用していただくべく、区長会の折に説明させていただいているところである。来年度については、区長会資料として今年度実績を具体的に提示すること等により、もっと活用していただくよう努めるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、経営戦略課所管分について経営戦略課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、ふるさと納税の返礼品は、主にどのようなものが選ばれているのかに対し、飛騨牛、御膳米関係、マスク、季節の野菜が上位とのことでした。

新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、返還することはあるのかに対し、返還することはないとのことでした。

基金の積立ては、毎年、今年度程度の金額を積み立てることができるのかに対し、今年度は新型コロナの影響により数多くのイベントが中止となったため、それに伴う余剰金を積み立てることができた。平常時のように予定した事業が100%実施された場合は、今年度のような金額を積み立てることはできないと思うとのことでした。

ふるさと納税は、現在、全国的に増加傾向にあるが、新型コロナの影響による巣籠もり需要などが要因と考えられる。コロナ後を考えると楽観視できないと思われるが、その点について町の見解はどうかに対し、新型コロナとふるさと納税の関係性については、今後、注視していかなければならないと思うが、返礼品を増やすなどしてふるさと納税の収入増を図っていききたいとのことでした。

ふるさと納税により町の税収は減収になるのかに対し、今年度のふるさと納税による輪之内町からの流出額は850万円であるが、それ以上に輪之内町へのふるさと納税の収入があるので減収になっていないとのことでした。

そのほか、12チャンネルの番組内容について、行事やイベントを主とした番組構成だけでなく、町内の史跡巡りや町内の様子など、視点を変えた番組制作を検討してはどうかとの提言がありました。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、税務課所管分について税務課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、土地の実勢価格に対し、どれだけの評価額まで来ているのかに対し、負担調整で地価公示価格の7割までとしているとのことでした。

たばこ税は、町内で消費した分に対するものかに対し、町内で購入された分であるとのことでした。

滞納状況はどうかに対し、令和3年7月から12月まで西濃県税事務所へ職員を派遣するなど、住民税を中心に滞納整理を強化している。2月末時点の滞納繰越分の徴収率は、前年度実績を上回っており、引き続き強化を図るとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、会計室所管分について会計室長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、株式配当の鉄道各社の内訳と取得額面は幾らかに対し、JR東海株式会社は100株、名古屋鉄道株式会社は200株、近鉄グループホールディングス株式会社は100株の計400株である。発行金額は、それぞれ合計5万円とのことでした。

株式はずうっと保有していないといけないのかに対し、岐阜県市町村振興協会から県内鉄道整備促進の目的としての寄附のため、売却しないように申入れをされているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、産業課所管分について産業課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、東京圏からの移住支援について相談がゼロ件だったことは納得できる。輪之内町ならではの魅力を与えないと来てもらえないと思う。もし、住んでもらえたら、1軒分の土地や、空き家を安く買い上げて提供してはどうかに対し、空き家対策も兼ねて徐々にと考えている。無料ではなく、お値打ちに提供できる方向で考えていききたいとのことでした。

青年等就農給付金（経営開始型）の減額については、実際に青年から要望があり予算化したののかに対し、対象となると思われる新規就農者が経営を開始されたので予算化した。対象者は、49歳以下で新たに農業経営により生計を立てる者という要件である。農業を始めたいという願望を持つ人は結構いるが、実行したのは今回が初めてで、所得要件に適さなかったため、該当しなかったとのことでした。

スマート農業技術導入支援事業費補助金について、スマート農業の技術向上は日進月歩で、補助金を活用して機械を導入したにもかかわらず時代遅れになるのに、更新には耐用年数期間を待たなくてはならないのかに対し、機械更新について耐用年数は基準になるが、同種の機械でも用途が違えば対象になると聞いている。機械によっては数年で格段に向上するものもあるので、耐用年数の条件緩和について県に要望していくとのことでした。

田んぼアート設計委託料とあじさいまつり補助金について、全額を減額していないのはなぜかに対し、設計委託料については、2月19日の武将イベント「丸毛出陣！」が無観客開催となり、動画配信のため撮影が急遽必要となったため、18万9,000円を流用した。補助金については、来年に向けての準備のため、アジサイの剪定費用として50万円を交付したとのことでした。

村づくり塾が以前より取りやめになっているが、農業者だけでなく、家庭菜園をされる方などを含め非農家などが勉強する機会があったのになくしたのはなぜか。その他の行事も、今までやってきたことの効果に対し評価せず、コロナ禍のマイナス思考でやめていくことが多い。きちんと協議し、意見も聞いて、やれる方向を見いだせるのであればやっていくべきではないか。安易に中止することは町の思いともそぐわないのではないかに対し、村づくり塾の取りやめは、会長からの申出である。行事を継続できるようにということだが、どうにかして実施できないか、開催方法を検討し、やるべきだという思いは同じであるとのことでした。

2月終わりの新聞によると、東京圏からの移住アンケートで岐阜県は移住したい地の全国8位であった。もっと自信を持って取り組んだほうがよいのではないかに対し、空き家対策とともに移住・定住対策に取り組んでいきたいとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、土地改良課所管分について土地改良課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、楡俣北部の事業は今年3月で終わるのかに対し、事業のうち、面工事は令和5年度末で、6年度に確定測量、7年度の換地処分ですべて完了する予定であるとのことでした。

四郷南部はどこまで進んでいるのかに対し、令和4年度の事業採択の予定で進んでいるとのことでした。

楡俣北部の事業で賛同されていない人がいると聞いているが、どうなののかに対し、

100%の同意で進んでいるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、建設課所管分について建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、木造住宅耐震診断について、耐震基準に満たない住宅で工事の費用負担ができない場合はどうなるのかに対し、耐震基準は上部構造評点が1.0に満たない場合は、耐震補強工事が必要になる。耐震補強工事には多額の費用がかかることから、住宅建て替え時の除却費用補助が好まれている。今後とも耐震化促進の啓発に努めたいとのことでした。

県道地元負担金とは何かに対し、道路改良工事や改良工事に伴う測量設計に対して、10%の費用を負担金として町が県に支払うものとのことでした。

歳入の農道整備事業補助金が減額となっている理由は何かに対し、県財政がコロナ対策にシフトしたことにより、補助金の割合が例年より少なくなったためとのことでした。

都市計画マスタープランにおいて、町全体として農業と工業のバランスが取れたまちづくりがなされ、秩序ある計画とされているかに対し、都市計画マスタープランではゾーニングがされており、全体の目標は、農業と工業、地域振興が融合し、暮らしやすい将来構想であり、今後、関係者との合意形成を図っていききたいとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

議第2号についての質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第2号 令和3年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）のうち当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第6号 令和4年度輪之内町一般会計予算について、当委員会所管分を議題とし、議会事務局所管分について議会事務局長から説明を受けました。

質疑に入り、質疑は、監査委員の報酬は日額とのことであるが、その1日は何時間なのかに対し、7時間45分としており、1時間未満の場合、報酬は半額になるとのことでした。

報酬を時間給で考えると、半日であればよいが、1日の場合、最低賃金に満たないのではないかに対し、例月出納検査に関しては効率よく進めていただき、ほとんどが半日で終わっているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、総務課所管分について総務課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、町有財産使用料の根拠は条例等で決まっているのか、また場所はどこかに対し、輪之内町行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例に算出根拠が定められている。また、主な場所として収入実績が多いのは、土木工事の資材置場として使用している東大藪にある旧最終処分場であるとのことでした。

区長設置費補助金はどういうものかに対し、区長会の視察研修に対する補助金とのこ

とでした。

庁舎清掃委託料が前年度より増加しているが、その理由は何かに対し、現在、庁舎の清掃についてはシルバー人材センターへの委託2名と再任用職員1名で行っているが、今年度で再任用職員が退職することに伴い、来年度はシルバー人材センターへの委託を3名とするための増額であるとのことでした。

「広報わのうち」の印刷にかかる費用はどれだけかに対し、広報わのうちはカラー刷り24ページで、1部当たりの経費は110円とのことでした。

また、委員から、「議会だより」も、より読みやすく、楽しめる紙面づくりのため、予算の確保をお願いしたい。また、ペーパーレスに対応するため、議員にもタブレットの配布等を考えてほしいとの意見がありました。

一般職員の給与の平均は幾らかに対し、給与は給料と諸手当の合計であり、1人当たりの平均は、給与が約363万円、諸手当が約267万円とのことでした。

再任用職員の雇用は、義務なのか、努力義務なのかに対し、国からの地方公務員の雇用と年金の接続についての要請に基づいて行っており、毎年、対象職員には希望調査を行っているとのことでした。

再任用に当たって健康状態についての審査基準はあるのかに対し、診断書の提出までは求めているが、所属長の意見や本人の健康状態も確認しているとのことでした。

再任用の責務に見合った働きができていない職員がいるのではないかに対し、万が一そうであれば指導していきたいとのことでした。

樹木の剪定について各課で予算計上しているが、総務課で一括で管理することはできないのかに対し、それぞれ所管している施設があり、そこにある樹木も多岐にわたるため、他課の職員が把握するのは困難である。しかし、予算計上するに当たり単価は統一しているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、危機管理課所管分について危機管理課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、大垣消防組合負担金の人口割30%という割合は見直しできないのかに対し、割合は大垣消防組合議会でルールが決められている。見直しについては、意見として伝えさせていただくとのことでした。

町の防犯カメラの設置場所はどこか、また撮影した画像の管理等はどうしているのかに対し、令和3年度においては文化会館駐車場やアポロスタジアム駐車場、体育センター駐車場など、全7か所に設置した。撮影した画像は、役場内のサーバーに1か月間保存され、警察等の要請があった際に必要な部分を切り出して提供するとのことでした。

令和4年度の防犯カメラの設置場所3か所はどこかに対し、文化会館駐車場への増設、パターゴルフ場駐車場に加えて、地区からの要望等を参酌し、1台予定しているとのことでした。

テントの貸出しは個人に対してのみか、地区の防災訓練等の際も借用できるのかに対し、個人への貸出しを想定しているが、区での防災訓練でもぜひ活用していただきたいとのことでした。

テント等の資機材を地区の誰でも使用できるような訓練・指導を実施し、災害に対する危機意識を持ってもらうようにするべきではないかに対し、一昨年から地域の自助意識を高めることを重点として防災事業を進めており、昨年からは区長と町内防災士に対し講習会を実施している。その際に、各区で何が必要とされているかを話し合っていたが、そこに防災訓練や資機材に対する町補助金を活用していただくようお願いしているほか、要望があれば必要な資料等も提供している。また、今後、各区長の任期に合わせ、町全体での総合防災訓練の実施も予定しているとのことでした。

防災拠点について、以前に提示のあった図面から変更はないか、また何人が避難できる想定になっているかに対し、図面に大きな変更はなく、今後、これに基づいて実施設計を行っていく。収容人数については、2,000人を計画しているとのことでした。

洪水の際、町内企業の工場等を避難場所として使用させていただくよう協定を結んでどうかに対し、現在のところ、町内企業に対し災害時に協力をいただくような声かけは行っている。避難所としての使用や協定の締結など具体的な内容については、今後、すり合わせを行っていくとのことでした。

消防団員の報酬は、団員個人への直接支払いかに対し、過去には、承諾書を徴収の下、班に対してまとめて支払っていたこともあるが、現在は個人に対して支払っているとのことでした。

消防団の警備担当は、ラップの訓練のほか、水を出す訓練も行っているのかに対し、従来から、ラップの訓練のほか、最低限消火活動ができるように訓練を行っており、現在も同様であるとのことでした。

警備班の選出地区や団員の定数見直しをはじめとした組織改編や訓練内容の見直しに関して、もっと抜本的な改革をすべきではないかに対し、令和2年度・3年度の2年間、諮問会議を開催し、消防団の組織等について見直しをしたところである。諮問会議では、持続可能な消防団活動を進めるべく、消防団の定員や各区の選出人数を人口に対する比率に基づき見直しをしたほか、訓練についても生活の根底を脅かすものとならないよう協議を進めてきた。来年度は、町内のアパート住民に対し、消防団員の処遇や年間行事等を記載したパンフレットの配布及び定期的な説明会を開催することにより、入団勧誘を行う予定であるとのことでした。

女性防火クラブ及び町消防協力隊の補助金が減額となった理由は何かに対し、消防協力隊については機能別消防団へ所属するよう組織改編を行ったことに伴い、報酬等を支給するようにしたためであり、女性防火クラブについては、定員数の減のほか、訓練・研修への出席に対して報酬を支払うこととなったこと、消防団行事への補助的な参加を

見直したことが理由であるとのことでした。

街路灯は、来年度、何か所設置予定か、また令和3年度の要望状況はどうなっているかに対し、令和3年度は、区から全25か所の設置要望があり、予算等を勘案した結果、全要望箇所への対応ができた。令和4年度予算では20か所の設置を予定しているが、箇所数については、予算の範囲内で臨機応変に対応していくとのことでした。

土地購入費の内容は何かに対し、大吉新田防災拠点の取付け道路整備に係るものであるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、経営戦略課所管分について経営戦略課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、公債費の元金償還金は繰上償還分を含んでいるのかに対し、定期償還分のみとのことでした。

特別交付税はどのように算定されるのかに対し、普通交付税で措置されない特別な財政事情により算定されるとのことでした。

ふるさと応援基金の使用目的は何かに対し、ふるさと納税（寄附）の目的と同じであり、1. 自然環境の維持保全に関する事業、2. 社会福祉、高齢者福祉の向上に関する事業、3. 次世代育成、学校教育の充実に関する事業、4. 協働のまちづくりに関する事業、5. 文化財の保全、伝統行事の振興に関する事業とのことでした。

地域情報化計画の計画期間はいつまでで、どのような内容のものを策定するのか、併せて地域情報化推進検討委員会の委員はどのような者かに対し、計画期間は令和5年度から令和9年度までの5年間であり、その内容は、これから委員会で検討を行い、策定していくことになる。参考までに、現計画の内容は、「いつでも どこでも だれとでも つながるネットワーク」を基本方針に掲げ、さらには基本施策に「豊かな暮らしを支えるICT利活用」「安全・安心を支えるICT利活用」「地域を支える行政のICT利活用向上」を掲げているとのことでした。なお、委員会の委員構成は、アドバイザーとして岐阜大学の教授、その他に委員が4名いるとのことでした。

電子計算費の使用料及び賃借料は、例年4,000万円ぐらい必要なのか、また機器やシステムを調達する際は、どのように業者を選定しているのかに対し、使用料及び賃借料は、例年4,000万円程度必要である。業者選定については、入札に付すべきものは競争入札を行い、できるだけ安価に調達することを心がけているとのことでした。

ツール・ド・西美濃の開催場所はどこか、行政によるPR等は行っているのかに対し、ツール・ド・西美濃は、2市9町を自転車でサイクリングするイベントであり、輪之内町も巡回地となっている。各市町には立ち寄る地点が指定されており、その地点に立ち寄ることでポイントがたまり、獲得ポイントの上位者に町の特産品等をプレゼントする仕組みで行っている。

ツール・ド・西美濃は、どのような組織で運営されているのか、併せていつ頃開催し

ているのかに対し、大垣青年会議所を主体として実行委員会形式で運営されており、実行委員会には首長が出席するほか、担当者会議もある。従前は9月の第3日曜日に開催されていたが、今年度はコロナの感染防止に配慮して、7月21日から9月20日の間に個人が自由にサイクリングする方法で開催されたとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、税務課所管分について税務課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、滞納繰越分には滞納額を計上しているのかに対し、滞納額ではなく、徴収率を乗じた収入見込額を計上しているとのことでした。

軽自動車税は、車検があるため滞納にはならないのではないのかに対し、転出者が車検の住所変更や廃車手続をしていないため滞納となっている例がある。使用状況を調査するなど、指導しているとのことでした。

土地の鑑定評価委託とはどういうものかに対し、3年ごとに評価替えを実施する中で、令和6年度の評価替えに向けて令和4年度に評価するものであるとのことでした。

委託料を払わずに評価できないのかに対し、不動産鑑定士による鑑定評価に基づき、固定資産税の評価基準を定める必要があるため、町内59地点の評価を委託しているとのことでした。

毎年行っている評価委託は必要なのかに対し、評価替えは3年間価格を据え置く制度であるが、この間に地価の下落があり、価格を据え置くことが適当でない場合は時点修正を行う必要があるため、毎年の委託が必要であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、会計室所管分について会計室長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、基金の利子はどのように決まるのかに対し、基金は大口定期で運用し、金利は金融機関に照会して決定しているとのことでした。

基金の金利について市中金利は0.002%と説明があったが、運用している金利はどれくらいかに対し、定期預金の金利の実績は0.02%で、定期預金のほかに債券での運用も行っているとのことでした。

指定金融機関は年度ごとに交代するのかに対し、大垣共立銀行、大垣西濃信用金庫、西美濃農業協同組合の3つの金融機関が2年ごとに交代するとのことでした。

派出手数料はどの金融機関も同じかに対し、どの金融機関からも派出費用の負担の要望が出ているとのことでした。

今まで無償だった派出費用を負担することになったのはなぜかに対し、低金利が長引くなど経済情勢等が厳しい状況の中、金融機関は支店の再編など経営改善を進めており、ほかの自治体に対しても同様に指定金融機関業務の負担の要望をしており、町村会等でも検討を行った上で負担することになったとのことでした。

町の資金を預けているので金融機関からのサービスがあってもよいのではないのか対

し、行政の業務を金融機関なしで行うことはできない。費用負担については、半年かけて金融機関と交渉し、関係自治体が議論した結果、派出費用を行政も負担する方向で意見をまとめたものであるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、産業課所管分について産業課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、農業委員の選考基準はあるのか、また選出の流れはどのようなものかに対し、選考の順番として、まず非農業者、次に認定農業者、女性、最後に農業者からの選考になり、また選考委員会にて選出された後、町議会に上程し、お諮りするとのことでした。

森林環境譲与税基金を活用した子供向けの木材の教材などはどこへ寄贈するのかに対し、町内のこども園及び児童センターへ寄贈するとのことでした。

健康診断料が計上されているが、目的は何で、対象者は誰なのか、また猟銃は使用できるのかに対し、わな猟の狩猟免許取得のためで、申請時に健康である旨の医師の証明が必要であり、対象者は産業課職員とのことでした。また、職員は、猟銃の使用はできないとのことでした。

農地情報公開システムはどういうものなのかに対し、不動産業者などがインターネットを利用して全国の農地を一筆ごとに面積と地目を見ることができるシステムであるとのことでした。

スマート農業事業は、年度内に何回申請可能なのかに対し、県の追加要望調査があれば、その都度申請可能であるが、補助金対象となるのかは県の審査によるとのことでした。

菊芋の生産面積及び収穫量は、町全体でどのくらいあるのか、また年中収穫できるのかに対し、7名の生産者で、生産面積は合計2,400平米、収穫量は6,400キロである。また、チップスにした菊芋は長期保存ができるので、菊芋茶などは年中供給できるとのことでした。

また、菊芋を町の特産品として普及させ、将来的に生産面積が増えれば遊休農地の解消にもつながるので、ぜひ成功させてほしいとの意見がありました。

現在、菊芋茶はどのような状態で販売しているのかに対し、ティーパックで10袋入り350円で軽トラ朝市などで販売しているとのことでした。

菊芋茶の機械化とはどのようなものを購入するのか、またどこに設置するのかに対し、生の菊芋を乾燥させる乾燥機、乾燥した菊芋をカットするスライサー、菊芋茶にするために砕く粉砕機を購入するとのことでした。また、設置場所は、町民センターを予定しているとのことでした。

洋菓子人材育成委託事業についてはどのように行うのかに対し、一般公募を行い、輪之内町内でスイーツのお店をやりたいとか、御自身のお店でスイーツを販売するなど、

真剣にやる気のある方を選んで参加者としていたとのことでした。

また、開発したスイーツは、各イベントにて販売するなど広く周知をして、一過性のものにならないようにとの意見がありました。

ホッとステーションの利用者は、新型コロナ禍前と比べてどうかに対し、新型コロナ禍前の令和元年度は1万9,428人、令和2年度は2,385人、令和3年度は2,942人となっており、新型コロナ感染拡大の影響のため、利用者は激減しているとのことでした。

丸毛兼利顕彰事業のイベントの企画や内容については外部に委託しているのかに対し、直接町が考案し、実施しているとのことでした。

田んぼアートの予算が計上されていないが、令和4年度は行わないのかに対し、毎年行っているほ場は、小麦が作付されているため行えない。また、他のほ場も打診し、了承を得られなかったが、令和5年度は行えるように今後も検討していくとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、土地改良課所管分について土地改良課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、楡俣北部地区は何ヘクタールであり、そのうち農用地はどれほどになるのかに対し、地区面積は51.3ヘクタールであり、そのうち農用地の整備面積は34.0ヘクタールであるとのことでした。

農用地は何%であり、その面積差はどのような理由なのかに対し、農用地は66%であり、面積差の主なものは、非農用地となる工場用地等の差になるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、建設課所管分について建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、共同入札参加資格審査は役場ではできないのかに対し、以前は各市町で実施していたが、平成19年から電子化に伴う受付・審査を县市町で一括委託して共同で行われているとのことでした。

楡俣新田の県道沿いの水路の除草は、道路管理者である県が実施するものではないのかに対し、道路と水路との境界は明確でないが、これまで水路として地元で実施している。また、費用負担は、農地・水保全管理支払交付金事業により交付されているとのことでした。

土地購入費について大藪地区、松内地区とあるが、どこの箇所かに対し、大藪地区は、大藪小学校南から主要地方道羽島・養老線までの道路拡幅部分で、松内地区は、県道安八・海津線東側のラウンドアバウトの交差点部分の用地であるとのことでした。

松内地区のラウンドアバウト交差点を採用するメリットは何かに対し、重大事故も起きにくく、安全性に優れる点や、町南部の玄関口としてランドマーク的な意味を持たせたいとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

議第6号についての質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、

全委員異議なく、議第6号 令和4年度輪之内町一般会計予算のうち当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第10号 令和4年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算についてを議題とし、建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、未接続者に対して罰則はあるのかに対し、下水道法では接続に対しての義務規定はあるが、罰則規定はないとのことでした。

令和4年度現年度分の受益者負担金賦課対象件数等の内訳はに対し、25万円が20件、30万円が4件、40万円が1件の計660万円であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第10号 令和4年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第11号 令和4年度輪之内町水道事業会計予算についてを議題とし、建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第11号 令和4年度輪之内町水道事業会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務産業建設常任委員会に審査付託されました案件についての経緯の概要と結果報告を申し上げ、総務産業建設常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（田中政治君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、文教厚生常任委員長 林日出雄君。

○文教厚生常任委員長（林 日出雄君）

それでは、文教厚生常任委員会委員長報告をいたします。

令和4年第1回定例輪之内町議会の初日において当委員会に審査付託されました案件について、3月8日午前9時55分から及び9日午前9時30分から、協議会室において全委員出席の下、執行部側より町長、教育長、参事、調整監、会計管理者及び各関係課長、関係職員出席の下に審査をいたしました。

その経緯と結果を報告いたします。

最初に、議第2号 令和3年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）について当委員会所管分を議題とし、住民課所管分について住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、マイナンバーカードの所有率はどのくらいかに対し、2月末現在で4,098人、42.7%で、県内6位とのことでした。

出産育児一時金該当者は何件かに対し、1件とのことでした。

環境パトロール委託はどこに委託しているのかに対し、週3回、2時間ずつ、シルバー人材センターに委託しているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、福祉課所管分について福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、コロナ対策体温計配布委託料において300万円以上の不用額が生じたのはなぜかに対し、事業内容に変更はないが、入札の結果、仕様を満たす体温計を安価に入手できたことによるとのことでした。

こども園の広域入所委託料とは何か、また利用者はどれくらいかに対し、輪之内町内在住の子供が町外のこども園を利用したときに利用した市町に支払う委託料で、委託料は、園の規模や子供の年齢により規定で定められている。令和3年度利用者の実績は、計7名であるとのことでした。

保健衛生総務寄附金とはどういうものかに対し、令和2年度に明治安田生命保険相互会社と健康増進に関する連携協定を締結し、令和3年度に健康増進事業の推進のため、同社から寄附を受けたものであるとのことでした。

町外在住者コロナワクチン接種委託料とはどういうものかに対し、町外在住者が仕事の都合等により輪之内町内の集団接種会場で新型コロナワクチンの予防接種を受けた場合に、住所地の自治体から支払われる委託料であるとのことでした。

町外在住者が新型コロナワクチン接種を受ける場合にはどんな手続をするのかに対し、保健センターが接種の受付及び接種日時の代行予約を行うとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、教育課所管分について教育課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、英語教育について、外国人を雇うのではなく、英語能力が高い日本人でもよいのではないかに対し、ALTについては、ネイティブな言語を子供たちと一緒に話すことが大事だということで外国人を雇っているが、英語指導員は日本の方をお願いしているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

議第2号についての質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第2号 令和3年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）のうち当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第3号 令和3年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

を議題とし、住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、繰越金に関して適正な額というものはあるのかに対し、適正な額は定めていないが、留保して県の返還金に充てているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第3号 令和3年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第4号 令和3年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とし、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、後期高齢者医療保険料はどのように納付されるのかに対し、原則年金天引きとなるが、年金の受給額が年額18万円未満の方など、年金額や保険料の額に応じて納付書や口座振替による納付に切り替わるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第4号 令和3年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第5号 令和3年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第5号 令和3年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第6号 令和4年度輪之内町一般会計予算について当委員会所管分を議題とし、住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、自主運行バスについて、バス停での乗降ではなく、利用者の自宅前で乗降できないか、また地域公共交通会議ではどのような意見が出ているのかに対し、現在の運行形態では困難であるが、福祉タクシーとしての利用の要望が出ており、今後、会議メンバー、利用者の意見を聞きながら、公共交通、福祉の2つの観点から考えていきたいとのことでした。

バス停設置要件は何かに対し、半径300メートル内で1つのバス停と考えており、町民からの要望により必要と判断されれば新しく設置しているとのことでした。

バス停の新設要望から設置されるまでの期間が長いこと、早くならないかに対し、申請書提出から地元や警察との現場確認、公共交通会議での協議等が必要となるため時間を要してしまうが、庁内の事務に関しては、できる限り早く進めたいとのことでした。

コンビニ交付システムは、全国で利用は可能かに対し、マイナンバーカードを取得し

ている人は、全国のコンビニ等で利用可能とのことでした。来年度、マイナンバーカード普及にも力を入れていくとのことでした。

国民健康保険費負担金、未就学児均等割保険税負担金の対象者は何人かに対し、30人を見込んでいるとのことでした。

地域循環共生事業委託料について、内容は決まっているのかに対し、ゼロカーボンシティを目指したもので、11月のグラウンドワークに合わせ、環境の講演等を考えているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

次に、福祉課所管分について福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、福祉サービス利用に所得制限がある場合、所得判定はどのようにしているのかに対し、規定により税情報と連携し、担当業務を行う福祉課で所得判定を行っているとのことでした。

補助金を交付した福祉関係団体から決算の報告を受けているのかに対し、各団体の事業実績報告書等により決算の報告を受けているとのことでした。

児童センターの開館状況について、今後、日曜日等、子供が休みの日に開館する予定はないのかに対し、指定管理者である町社会福祉協議会と協議し、開館日について検討していきたいとのことでした。

障害者自立支援給付費について、障害者手帳を所持している方がサービスを利用しているのか、また利用者の年齢及び利用者数はどれくらいかに対し、障害者手帳を有している方が対象で、支援内容は、障がいの程度により決定される。18歳以上の58名の方が利用しており、18歳未満については障がい児のサービスを利用しているとのことでした。

家族介護用品給付費とはどういうものかに対し、要介護認定を受けられた方を在宅で介護するために必要なおむつ等の介護用品購入費用に対して規定により給付するもので、年額7万5,000円が上限額とのことでした。

地域福祉計画とはどういうもので、策定についてはどのように進めるのかに対し、高齢者、障がい者等、社会との関わりが難しい方を行政や地域でどのように支えていくかについて定める計画であり、計画期間は、令和5年度から9年度までの5年間である。令和3年度に地域福祉に関するアンケート調査を行い、令和4年1月に輪之内町地域福祉推進委員会を設置した。町民代表者や医療福祉関係者、学識経験者等で構成される委員会の下で次期計画について協議し、策定する予定である。令和4年度は、地域の方々の意見を伺う機会を設け、計画に反映する予定であるとのことでした。

また、策定した計画がどれだけ進んだのか、住民にどれだけ浸透しているのかが重要である。現場の声を注視しながら進めていただきたいとの意見がありました。

シニアカー等購入補助金はどういうものかに対し、満75歳以上で自動車運転免許証を自主返納した方、または自動車運転免許を所持していない方を対象に、シニアカー、ま

たは電動アシスト自転車の購入費用の一部を補助するもので、高齢者の社会参加促進を目的に令和4年度から開始するものであるとのことでした。

子ども・子育て会議の協議内容はどのようなものかに対し、令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面会議を行い、令和4年度開始予定の「子ども家庭総合支援拠点」や、「子育て応援ガイドブック」の改定内容、小・中学校、こども園等の現状の声を基に委員の意見を集約したとのことでした。

子育てに関する相談対応や情報提供はどのようにしているのかに対し、母子手帳発行時や健診時の相談対応のほか、スマホアプリの「母子モ」による配信等で随時情報提供を行っているとのことでした。

敬老祝金について、節目対象年齢は何歳かに対し、喜寿（77歳）、傘寿（80歳）、米寿（88歳）、卒寿（90歳）、白寿（99歳）、紀寿（100歳）の方に対し規定のお祝い金を支給しているとのことでした。

また、80歳以上の方に毎年記念品を贈呈するなど、高齢者の楽しみが増え、長寿を祝うという趣旨に沿う方法を検討してほしいとの意見がありました。

こども園の食品等検査委託料とはどのようなものかに対し、町内3こども園の調理施設、調理員及び提供される給食の衛生状態について、年に3回、現地検査を行うための費用であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、教育課所管分について教育課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、賞賜金とはどのようなものかに対し、スポーツ・文化芸術の分野で県大会、東海大会等で優秀な成績を収めた方に対して交付するものとのことでした。

要保護・準要保護児童扶助費、特別支援教育就学奨励費を小・中学校入学前に支給することができないかに対し、検討していくとのことでした。

新規事業のスタインウェイレンタル事業はどのように計画しているかに対し、オープニングとしてミニコンサートを実施し、ピアノのレンタル料として1時間2,000円を予定しているとのことでした。

英語検定の成果はどうなっているのかに対し、令和2年度は、受験者数96人のうち合格者数は78人、合格率81%で、以前より上がってきているとのことでした。

新規事業の国語・数学（算数）検定受験料助成事業については、学校でも同じようなことをしているのではないかに対し、学校独自のドリル学習による検定を行っているとのことでした。

選奨生資金貸付金の貸付金額は幾らか、また返還金はどのような状況かに対し、大学の学生は月額4万円、短大・高等学校の学生は月額1万5,000円である。返還状況については、最近借りた方は滞納はないが、古い方が残っており、分納で支払っている方も

いるとのことでした。

修学助成事業奨学金の基準は何かに対し、高校生1人当たり5万円で、親の所得が少ない世帯を対象と考えているとのことでした。

輪之内スポーツクラブには何団体あるのかに対し、スポーツ少年団が6団体、体育協会が10団体とのことでした。

歳出の学校給食地産地消推進事業費補助金20万円はどのような内容なのかに対し、県内産の食材の米・麦・大豆等を購入する事業費のうち、3分の2を町が負担するものであるとのことでした。

給食で御膳米を提供できないかに対し、岐阜県の掲げる米の安全・安心・安定の基準額を満たすのであれば提供できるとのことでした。

地域学校協働活動とはどのような活動かに対し、地域の方が配慮が必要な子への生活・学習支援や、剪定や草むしりなど校務支援を行っているとのことでした。

教育委員会の会議は、議事録を閲覧可能であるが、非公開の場合は名前だけを黒塗りしてはどうかに対し、個人情報保護の観点から非公開としているとのことでした。

図書館の蔵書について特色は何かに対し、最近は、がんの予防啓発、認知症の予防、多文化共生などの本も購入している。また、月ごとにテーマを決めて展示しているとのことでした。

中学校のエレベーターを使用していないなら、休止して保守点検をなくしてはどうかに対し、けがをした生徒がいる場合など使うこともあるので休止はできないとのことでした。

子ども会活動やふれあい運動会が、このコロナ禍の中で停滞している。また、少子化で活動が少なくなる中で、地域全体で考える必要があるのではないかに対し、子ども会活動やふれあい運動会など、地域全体で盛り上げていく必要があるとのことでした。

町教育振興会補助金でどのようなことをしているのかに対し、この会は、町内の各小・中学校職員で構成しており、音楽会や各部会の運営に対する補助金であるとのことでした。

心の相談員はどのようなことをしているのかに対し、いじめ・不登校について、子供だけでなく、教員からの相談も受けているとのことでした。

ヤングケアラーについて、対象の子はいるのかに対し、今のところ把握をしていないとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

議第6号についての質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第6号 令和4年度輪之内町一般会計予算のうち当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第7号 令和4年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算を議題とし、住

民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、国民健康保険税を納付するに当たり、口座引き落としと納付書の比率はどのくらいかに対し、納税対象者1,183件中、656件が口座引き落としの登録がされているとのことでした。

財政調整基金の残高はどれだけかに対し、1億5,261万6,000円とのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第7号 令和4年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第8号 令和4年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第8号 令和4年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第9号 令和4年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算を議題とし、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、発達支援教室そらの利用児童は何人かに対し、利用児童は32名であるとのことでした。

支援が必要であると分かるのはいつ頃かに対し、ダウン症や染色体異常などは生まれてからすぐに、言語の習熟度や社会性は、ある程度の年月が経過した後など様々で、保健センターの健診によって分かることが多いとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第9号 令和4年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、文教厚生常任委員会に審査付託されました案件について、経緯の概要と結果報告を申し上げ、文教厚生常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（田中政治君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議第2号 令和3年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第2号 令和3年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第3号 令和3年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第3号 令和3年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第4号 令和3年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第4号 令和3年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決をされました。

これから、議第5号 令和3年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第2号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第5号 令和3年度輪之内町児童発達支援事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第6号 令和4年度輪之内町一般会計予算についての討論を行います。
討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長（田中政治君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第6号 令和4年度輪之内町一般会計予算は、委員長報告のとおり可決をされました。

これから、議第7号 令和4年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第7号 令和4年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決をされました。

これから、議第8号 令和4年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長（田中政治君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第8号 令和4年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり可決をされました。

これから、議第9号 令和4年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第9号 令和4年度輪之内町児童発達支援事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決をされました。

これから、議第10号 令和4年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第10号 令和4年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決をされました。

これから、議第11号 令和4年度輪之内町水道事業会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第11号 令和4年度輪之内町水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決をされました。

○議長（田中政治君）

日程第5、議第19号 輪之内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

総務課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

それでは、議第19号について御説明申し上げます。

議案書1ページをお願いいたします。

議第19号 輪之内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和4年3月18日提出、輪之内町長でございます。

今回の改正については、国家公務員の育児休業等に関する法律が一部改正されたことに伴いまして、地方公共団体の職員の勤務時間、休暇、その他の勤務条件については、国家公務員の措置との均衡を踏まえることが求められていることに基づきまして、輪之内職員の育児休業等に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

具体的には、非常勤職員の育児休業、介護休暇等の取得要件の緩和に関することで、ここでいう非常勤職員とは1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員、または週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で、1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員のことをいうものでございます。

回りくどい言い方をしましたが、当町でいえば会計年度任用職員のことでございます。その改正内容ですが、大きく3つあります。

1つ目は、育児休業・介護休暇、部分休業及び介護時間の取得要件のうち、引き続き在籍した期間が1年以上の要件を廃止するものでございます。いわゆる取得をするための要件を緩和して、この要件を廃止するというものでございます。

2つ目は、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等で、具体的には、職員もしくはその配偶者が妊娠、出産した事実を申し出た職員に対し、育児休業に関する制度や関連事項を知らせるとともに、当該職員の意向確認のための面談等の措置を講じ、不利益な扱いを受けないようにするというものでございます。

そして3つ目は、育児休業の承認請求は円滑に行われるようにするため、1. 妊娠、出産等を申し出た職員に対する個別の周知、意向調査。2番目として、勤務環境の整備、これは研修実施とか相談体制の整備等を指します。そして3つ目、育児休業等の取扱状

況の公表の措置を講じなければならないというものでございます。

それでは、新旧対照表の1ページを御覧ください。

まず、第2条第1項第3号のアは、先ほど説明いたしました、1年以上の在籍要件を廃止しようとするものでございます。

次に、アを削りましたので、イ以下が繰り上がったことによる改正。

次に、3ページに行きまして、第18条第1項第2号のアを廃止すること及びイの部分第1項第2号に溶け込ませた改正を掲げております。

3ページでは、第22条、第23条を加えております。ここに内容的に、先ほど2つ目、3つ目というふうで説明させていただいたことを加えております。

議案書2ページにお戻りください。

先ほどの改め文でございます。

最後に附則として、この条例は令和4年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（田中政治君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

お尋ねします。

この妊娠または出産等についての申出があった場合というようなことで、育児休業の承認の請求に関わる当該職員の意向を確認するための面談、これはどうして面談というのが必要になるのでしょうか。面談してみて、あなたは認められませんということはあるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（田中政治君）

総務課長 荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

大原則でございますが、これはいわゆる先ほども申し上げましたが、不利益を生じさせるような改正ではございません。やっぱりそういった事実が認められれば、それを前提に、この面談というのは、もっと細かく、どのくらい育児休暇を取られるかとか、例えば育児休業でも時短とか、そういった制度もあるんです。それは規則で細かくうたっておるんですが、そういった制度もありますので、先ほどの次の項目にもありますが、こういう制度も、こういう制度もあります。じゃあ、あなたはどういう選択をされますかねという意味で、再度細かい意思確認ということで面談ということをやろうとするも

のでございます。

○議長（田中政治君）

ほかに質疑はございませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから議第19号についての討論を行います。

討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第19号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございません。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第19号 輪之内町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

○議長（田中政治君）

日程第6、議第20号 輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程第7、議第21号 輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第8、議第22号 輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第9、議第23号 輪之内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての4議案については、関連がありますので一括議題といたします。

総務課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

それでは、議第20号から23号までについて一括議題ということですので、順次説明をさせていただきます。

議案書3ページをお願いいたします。

議第20号 輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部

を改正する条例について。輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和4年3月18日提出、輪之内町長でございます。

今回の改正においては、今国会で法改正された国家公務員の給与法の改正に伴いまして、この後説明します輪之内町職員の給与に関する条例の一部改正に合わせる形で議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

具体的な内容としては、支給率を「100分の222.5」を「100分の215」に改めるもので、つまり2.225月から2.15月に引き下げるもので、0.075月引き下げることによりしております。

さらに、特例措置として、令和3年12月に支給された期末手当の額に222.5分の15を乗じて得た額、つまり0.15月を併せて減ずる特例措置としております。

したがって、0.075月プラス0.15月の合計0.225月分を引き下げることとしております。

新旧対照表の4ページ、5ページをお願いいたします。

先ほども申し上げましたが、第5条第2項では、支給率の改正をうたっております。

また、附則の第1項では、この条例は令和4年4月1日施行としております。

第2項では、先ほど説明いたしました特例措置の内容でございます。

なお、この中で調整額が基準額以上になるときは、期末手当は支給しないとなっておりますが、これは輪之内町職員の給与に関する条例の第13条の規定で、具体的には、職務の複雑、困難もしくは責任の度または勤労の強度、勤務時間、その環境等が他の職と比較して著しく特殊な職に対し、適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額表を定めることができるという規定のことを言っております。その調整額は、調整前の25%を超えてはならないという規定がございます。

なお、これらの規定については、現在のところ、当町での適用はしておりません。したがって、今回の改正では、トータル0.225月分を引き下げるという改正内容でございます。

議案書に戻っていただいて、4ページをお願いいたします。

改め文でございます。

続いて、議案書5ページをお願いいたします。

議第21号 輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和4年3月18日提出、輪之内町長でございます。

議第21号についての改正内容は、先ほどの第20号と同じ内容でございます。

続いて、議案書7ページをお願いいたします。

議第22号 輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和4年3月18日提出、輪之内町長でございます。

今回の改正は、先ほど来言っておりますが、国家公務員の給与法の改正に準じて改正しようとするものでございます。

新旧対照表7ページをお願いいたします。

第23条の4第2項では、支給率の改正を行っておりまして、「100分の127.5」を「100分の120」にするもので、つまり0.075月分引き下げる。また、特定管理職員についても「100分の107.5」を「100分の100」にするもので、同じく0.075月分引き下げる。

また、第3項では、再任用職員について改正するもので、「100分の72.5」を「100分の67.5」にするもので、つまり0.05月分引き下げる。同じく再任用職員の特定管理職員として「100分の62.5」を「100分の57.5」にするもので、同じく0.05月引き下げることであります。

また、附則の第1項では、施行期日を令和4年4月1日から施行することとしていることと、また8ページでは、第2項として、同じく特例措置をうたっておりまして、下のほうの第1号のアでは、令和3年12月に支給された期末手当の額に127.5分の15を乗じて得た額、つまり0.15月を併せて減ずること。

イでは、特定管理職員については107.5分の15を乗じて得た額、これもつまり0.15月分を減ずること。

次に、第2号では、再任用職員についての措置で、アとして、再任用職員の指定管理職員以外の職員分、つまり時短再任用職員分として72.5分の10を乗じて得た額、つまり0.10月を減額するもの。

最後に、イとして、再任用職員の特定管理職員は62.5分の10を乗じて得た額、つまりこれも0.10月分を減額するものとしてあります。

したがって、都合23条の4の分と附則にあります分を加えますと、職員は0.075月プラス0.15月でトータル0.225月、職員のうち特定管理職員についても0.075月プラス0.15月でトータル0.225月。再任用職員のうち、特定管理職員以外、つまり時短勤務の再任用職員については0.05月プラス0.10月でトータル0.15月。再任用職員のうち、特定管理職員についても0.05月プラス0.10月で、トータル0.15月を引き下げるものでございます。

議案に戻っていただきまして、8ページ、9ページをお願いいたします。

先ほどの内容を説明した改め文でございます。

最後に、議案書10ページをお願いいたします。

議第23号 輪之内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和4年3月18日提出、輪之内町長で

ございます。

この改正内容につきましては、先ほどの議第22号で説明した職員の期末手当の支給率に合わせる改正でございます。

新旧対照表の7ページにありましたように、今回の改正で職員は100分の120に改正ということにしておりますので、会計年度任用職員の期末手当の支給率を「100分の130」とあるものを「100分の120」を上限ということで改正しようとするものでございます。職員に合わせるということです。

新旧対照表の10ページ、11ページをお願いいたします。

第12条、第19条、それぞれ上限の率を一般職員に合わせる形で、「100分の130」を「100分の120」に改めようとするものでございます。

議案に戻っていただきまして、11ページをお願いいたします。

改め文でございます。

そして、なお附則として、この条例は、令和4年4月1日から施行するものいたします。

以上で、20号から23号までの説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（田中政治君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

これは考え方をお尋ねするんですけれども、たしか今の総理総裁が総理になったときに、福祉関係だとか、あるいは保育関係の人は所得を増やしていくと言っていましたよね、盛んに。その部分が低いので従事する人が少ないんだと、だから保育所関係だとか福祉関係は、もっと所得を充実させていかなければならないと、そんなようなことを言っておったように私は聞いておるんです。

この公務員がほとんどこれは所得が減るような仕組みになっておるんですが、それは国がそういうふうにしろと言うからやるんだろうと思いますけれども、こんなことをやっておったら、一般の会社は連鎖反応で、公務員が下げたんだから一般企業も下げますよと、次から次と連鎖反応していくと思うんやね。一番今大事なものは、所得を増やして購買力をつけるということが大事なことは違うかなあと私なんかは思うんですけれども、課長はどんなふうにご考えておりますか。

○議長（田中政治君）

総務課長 荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

先ほど政府の方針等を踏まえての御意見というふうに承りましたが、私もその御意見に対して何ら異議を唱えるものではございません。まさしくそういった好循環を生み出さないと、なかなか景気浮揚というか、その経済をあれにはなかなか行かないだろうなあということを思っております。

それに関して先ほどおっしゃったように、例えば保育教諭とか介護職職員の給料を上げるというようなことがあります。この期末手当とはちょっと別ですけどね、そういう手当ても当町も取っております。国の言うとおりにやろうという計画で今おります。

これについて先ほど浅野進議員がおっしゃったように、確かに景気浮揚を狙うのであれば、公務員の給料云々というのは、この時期はあれかもしれませんけれども、やっぱり基礎となっているのが人事院勧告でございます。そのときに、人事院勧告が12月にああいう勧告をしたというのも事実でございますので、毎年ながら申し上げておるように、私どもの給料というか期末手当を決めるのは何もありませんので、それにもたれるしかないという実情もでございます。

あと、蛇足の話ですが、今、春闘でいろいろやっておりますが、トヨタをはじめ自動車関連は、ほぼベアが100%の回答というようなことで、今はちょっとあれかもしれませんけれども、今後、そういったことを踏まえて、やっぱり経済団体もそういったことをやって景気浮揚を狙っておみえになるんだらうというふうに思いますので、私どもも職員も期待して、来年の人事院勧告はプラス勧告が出るようにというようなことを願っております。

議員のおっしゃることは十分承知しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（田中政治君）

ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから議第20号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議第20号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、議第20号 輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これから議第21号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(田中政治君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第21号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、議第21号 輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

これから議第22号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(田中政治君)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議第22号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、議第22号 輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

これから議第23号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長（田中政治君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議第23号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第23号 輪之内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

○議長（田中政治君）

お諮りします。

次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に付託をし、閉会中の継続調査にしたいと思えます。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定をいたしました。

お諮りします。

総務産業建設・文教厚生各常任委員会所管事務の調査について、閉会中も継続調査・研究することにしたいと思えます。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定をさせていただきました。

○議長（田中政治君）

これで本日の日程は全部終了しました。

議員各位におかれましては、公私とも大変お忙しいところ御出席を賜り、熱心な審議を賜り、議長として厚く御礼を申し上げます。

また、議会を通じ、議事進行等に各位の御協力・御支援を賜りましたことに対し、重ねてお礼を申し上げます。

一方、執行部各位におかれましては、本日成立しました各予算を通じて輪之内町の発

展のため、より一層の御努力をいただきますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、お礼の御挨拶に代えさせていただきます。誠にありがとうございました。

これもちまして、令和4年第1回定例輪之内町議会を閉会します。

(午前10時33分 閉会)

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年3月18日

輪之内町議会 議長 田 中 政 治

署名議員 林 日出雄

署名議員 上 野 賢 二